

官報号外

平成九年三月二十八日

○第一百四十四回 参議院会議録第十四号

平成九年三月二十八日(金曜日)

午後三時十二分開議

○議事日程 第十四号

平成九年三月二十八日

午後三時開議

平成九年三月二十八日

午後三時開議

官報(号外)

第一 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
第二 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
第三 國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
第四 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
第五 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第六 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第七 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第八 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一〇 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一一 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二 総務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、平成九年度一般会計予算
一、平成九年度特別会計予算
一、平成九年度政府関係機関予算
一、日程第一より第七まで
一、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

この際、日程に追加して、
平成九年度一般会計予算
平成九年度特別会計予算
平成九年度政府関係機関予算
平成九年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長大河原太一郎君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

〔大河原太一郎君登壇、拍手〕

○大河原太一郎君 ただいま議題となりました平成九年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成九年度予算の内容につきましては、既に三塚大蔵大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成九年度予算三案は、一月二十日、国会に提出され、一月二十四日、三塚大蔵大臣より趣旨説明を聴取り、衆議院からの送付を待つて三月六日から審査に入りました。

自來、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月十七日には公聴会を、十八日には六つの改革及び景気等に関する集中審議、十九日には外交、危機管理、医療・福祉等に関する集中審議を、また、二十四日には金融・証券問題及び財政・税制問題に関する参考人質疑を、さらに二十七日には委嘱審査を、それぞれ行うとともに、予備審査中の二月五日から七日にかけては、福岡県、山口県及び富山県、新潟県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行つなど、本日至るまで濃密かつ効率的な審査を行つてまいりました。

以下、質疑のうち主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、橋本総理が提唱された六つの改革につきまして、「総理が六つの改革に取り組む熱意は感じられるが、それらをどのようにして実現させていくのか、そのプロセスがいま一つ見えないが、

総理の考えはどうか」との質疑がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣より、「戦後五

十年間、我が国の發展を支えてきたさまざまシステムが、今は逆に發展の足かせになってしまつた。六つの改革については、各種の世論調査等を見ても、実現は困難ではないかとの見方や、手を広げ過ぎているのでどれか一つに絞り込んだらどうかという意見があることはよく承知している。

しかし、國家のシステムはすべてが連動しており、どれか一つだけを改革すれば我が國のあすが開けるという性格のものではない。改革は常に痛みを伴うものであるが、新しい時代に向かおうとしている今、我々の手足が縛られ、身動きできないう状況から何としても抜け出さなくてはならない」という思いでこれらの改革を提倡し、スタートを切ったところである」との答弁がありました。

さらに、具体的な改革の中身に入り、「行政改革について、「行政改革の中心に据えている中央省庁の再編には行政事務のスマート化が前提と考えるが、今後どのような手順で進めていくのか。行政改革には地方分権の推進が不可欠であるが、過

政・税制問題に関する参考人質疑を、さらには二十七日には委嘱審査を、それぞれ行うとともに、予備審査中の二月五日から七日にかけては、福岡県、山口県及び富山県、新潟県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行つなど、本日至るまで濃密かつ効率的な審査を行つてまいりました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「今回の行政改革は国と地方の役割の見直し、官と民との役割の見直し、さらに国が関与し過ぎている規制の見直しという三つの見直し作業を中心進めたい」と考へているところである。その中で本当に国がやらなければならない仕事は何かという仕分けを行つていけば、当然に仕事の量も人員もスリム化し、その上で組織をつ

官報(号外)

ていくものと考えている。「二十一世紀の中央省庁のあり方としては、国家存続の機能、国の富をふやす機能、国民生活の安全、安定を求める機能、さらに教育・文化の機能の四つに分けることが可能なと考えるが、これに固執するものではなく、さらにさまざま意見を加味したものを集大成して、ことしの十一月末には法案を得るべく作業を進めているところである。法案が得られたら、所要の法案を作成し、国会で御審議をいただくことになるが、新しい世紀が始まる二〇〇一年には、新しい行政機構に移行したいと考えている。地方分権は行政改革の重要な柱であるが、昨年十二月二十日に地方分権推進委員会からいた第一回次勧告では、五百六十一項目の機関委任事務廃止に関する勧告が行われたが、そのうち二十一項目を前倒しして平成九年度中に実施することとしたほか、さらに十項目程度の前倒しを検討中である。勧告では七十七項目が法定受託事務とされるが、今年半ばころに想定されている地方財源の配分の見直しとともに残された事務の見直しについても触れられる予定の第二次勧告においては、可能な限り法定受託事務ではなく自治事務が多くなることを期待しているところである。特殊法人の見直しについては、昨年十一月に閣議決定した行政改革プログラムに従って整理合理化を着実に推進しているが、総務省の行政監察局においても特殊法人の事業の見直しや経理の合理化等に重点を置いた見直しに取り組んでおり、三月十一日には特殊法人の財務内容の公開についての法案を閣議決定し国会に提出したところであり、早晚公開される特殊法人の財務内容等の実態を見ていただき、その上で、廃止すべきもの、存続すべきもの等さまざまな角度から検討していただきたいと考えている」との答弁がありました。

さらに、財政構造改革につきまして、「我が国財政は先進国の中でも最悪の状態と言われるが、これほどまでに悪化してしまった原因についてどのように分析しているか。また、総理は、増税など財政再建を表明したと報じられているが、改革の道筋についてどのように考えているか。何から節約していくのか優先順位を示し、国民の理解を得ることが財政再建の第一歩ではないか。公共交通事業は、長期計画の見直しとともに、社会情勢の変化によって当初の目的に合致しなくなつた事業は建設途上であつても中止すべきと考えるがどうか。また、財政の主要な部分をなしている補助金についても、量と同時に質の改革を図っていくべきではないか」との質疑がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「財政改革は今日の欧米先進国に共通した課題であるが、財政の悪化には、成長率の低下傾向、人口の高齢化などの状況変化、さらには政府の役割の増大による歳出の拡大という三つの要因が考えられる。我が国においては、平成二年度に特例国債から脱却し、一時期健全な財政の姿に改善されたが、その後、ブルル経済が崩壊する中で、政は急速に悪化してしまった。また、増税なき財政再建については、財政構造改革会議においては、歳出削減だけでは経済が縮小均衡に陥る懸念もあるので増税を考えるべきだととの意見があり、それに対する対応として、社会保障料の引き上げもお願いしなければならない時期に増税をお願いできる状況ではあると申し上げたものであり、今後どのように進めらるかについては、現在、財政構造改革会議で議論が行われているところである。財政再建については、国、地方の債務にいわゆる闊別借金を加えないと申し上げたものであり、今後どのように進むべきものと考へて、公共事業については、そぞれの所管省庁がみずから行政責任として、社会情勢の変化等に沿いながら不斷の見直しを行うべきものと考へている。補助金については、既に役割を終えたものは廃止するとともに、地方との役割分担を見直す中で検討を加えていくことは当然であるが、同時に、補助金を用いたそれぞれの政策目的がいいのか悪いのかも議論していくことが重要と考える」との答弁がありました。

次に、今後の景気動向につきまして、「九年度の実質経済見通しは一・九%と、八年度の二・五%から大きく低下しているが、その理由は何か。四月から消費税が引き上げられ、特別減税が停止されれば、内需主導の景気拡大は困難ではなままでの財政運営を続けることにより、国債費を除く歳出を千億円削減することになり、そのような認識に立って、税収で賄ういわゆるプライマリーバランスを回復させなければならない。そのような認識に立つては、國債発行額をぎりぎりの四兆三千億円削減することになります。この答弁がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「九年度から消費税が引き上げられ、また、特別減税が取りやめられるが、それらが経済成長率に及ぼす影響は〇・九%と見込んでいます。このように分析しているか。また、総理は、増税などを実現するための具体的な方策についての検討をしていただこうとしているが、その見直し作業においては、一切の聖域を設けることなく歳出の全般にわたって見直し、その検討結果を次年度の概算要求基準に生かしていくかないと考へているところであります。公共事業の長期計画については、不要不急なものではなく、着実に整備をしていかなければならぬものばかりであるが、しかし、公共事業といえども聖域ではあり得ず、他の項目と同様の視点で洗い直しをしていく考へているところであります。公共交通の長期計画については、不要不急なものではなく、着実に整備をしていかなければならぬものばかりであるが、しかし、公共交通と並びに関係各大臣より、「沖縄県の嘉手納飛行場を含む十一の米国駐留軍施設の使用期限が五月十四日に迫っている。三十六ヘクタールの用地に約三千人の地権者を有しており、過去のケースから見ても、使用裁決を行い、諸手続きを踏んで最終的に使用権原を取得するまでには相当の日数を要しており、使用期限切れ前の解決は困難ではないかと思うが、政府は今後どのように対処していく考えか」との質疑がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「沖縄県における米国駐留軍施設の問題は、一つには我が国の安全保障と同時に、アジア太平洋地域における平和と安定の確保の上でも極めて重要な役割を果たしている日米安全保障条約が存在しております。その条約に従つて我が国には米軍の施設等を提供する責任がある一方、沖縄県には我が国に存在する基地の圧倒的に多くの部分が集中しており、長い歴史の中で県民の方々に本当に厳しい重荷となつてゐるという二つの側面を持っています。政府としては、基地の整理・統合・縮小という目標に向けSACCOの最終報告に沿つて努力を続けてきた一方、沖縄の県勢振興のためにでき得る限りの努力をしてきたところである。

そのような中で、現在、米国駐留軍用地特別措置法に基づく使用権原の取得のために沖縄県収用委員会の公開審理が始まっているが、従来の実績から考えて今後の委員会の日程が大変厳しいものであることはよく承知している。使用期限の到来を五月十四日に控えて、政府においても今さまざまな検討を行っているところであるが、現状では、公開審理において使用権原を得ることもまた緊急使用の許可をいただくことも大変厳しい状況になっていることは事実である。しかし、五月十五日以降、使用権原を喪失したままの違法な状態をつくり出すことはできないで、政府としては、なお公開審理その他の手続が円滑に行われることを期待するとともに、国としても最大限の努力を払ってまいりたいとの答弁がありました。

ペルーの日本大使公邸人質事件につきまして、本国民の尊厳と名譽を著しく傷つけたゆしい事件であるが、政府はこの事態をどう認識しているか。警備に対する判断が甘かったのではないかとの質疑がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係大臣より、「ペルーの日本大使公邸において起きたテロリストグループ M.R.T.A.による人質事件は、発生から既に三ヶ月を経過したが、なお公邸内には七十名を超える方が人質として残されている。だれに対してもあれ人質をとるという行動は、人間の尊厳を傷つけるもので許されることではない。また、大使公邸が占拠されたことは、日本にとって極めて屈辱的なことであることは言うまでもない。警備対策については、ペルーにおいては過去に三回ほど同様な事件があり、危険地域として、ペルー国家警察のテロ対策局や情報局等の治安当局とも頻繁に情報交換を行い、また、警備当局とも連携を保ち、年一回は公館襲撃事件を想定した訓練を行ってきたところである。公邸周辺の警備体制は、ペルー警察により、警察官四名、バトカー一台で行われてきたが、襲撃を受けた当日

はペルー警察当局に対し警備の強化を依頼し、通常の警備を上回る体制をとっていたが、結果としてあのような事件が起きてしまった。今回の経験と反省を踏まえ、すべての在外公館の警備体制を強化の必要性を痛感している。なお現在、犯人がグループのM.R.T.A.側とペルー政府との間で事件の平和的解決に向けての予備的対話を続けられており、日本政府としては、ペルー政府の努力を支えながら、事件の平和的解決と人質の早期全員解放に向けて全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

ロシアタンカー沈没による重油流出災害につきましては、「今回のロシアタンカー・ナホトカ号沈没による重油流出災害では、対策本部設置のない等初動対応の不備が目立ち、危機管理ができていなかつたのではないか。被害を受けた各自治体は、重油除去等で負担した費用に対し国支援を求めているが、どう対応するのか。また、漁業や観光等への被害の補償はどうなるのか」との質疑がありました。

これに対し、橋本内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「ナホトカ号の沈没事故では、まず人命救助の問題があり、一名の行方不明者を除き三十一名の方々を救出した。その後、重油の流出が確認され、海上保安庁において流出した重油の除去作業に取り組んできたが、当初の情報が正確さを欠いていたこともあり、被害が拡大したことは多岐に申しあげなく感じている。早期の情報の収集分析、処理体制の一層の整備は、今後、危機管理体制整備の面から重要であると痛感している。対策本部は、一月四日に海上保安庁の第八管区に、六日には第九管区に、そして九日には現地

に赴き、現地の状況を把握するなど可能な限りの対応をしており、我々はこの中から幾つかの教訓をつけ上げていただきたい。今回の事件は各政党委員会の賛成多数をもっていざれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 三案に対し、永野茂門君一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されています。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。白浜一良君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 三案に対し、永野茂門君一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されています。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。白浜一良君。

〔白浜一良君登壇、拍手〕

○白浜一良君 私は、平成会を代表して、政府提出の平成九年度総予算三案に対する修正案について、その提案理由並びに内容を御説明いたします。

橋本総理は、予算策定に当たって、聖域を設けることなく徹底した洗い直しに取り組む方針を明らかにし、国民もそのことが実現されることを大いに期待をかけ、見守ってまいりました。

しかるに、政府が提出した平成九年度予算は、国家国民の視点に立った予算とは到底認めることできぬるものでありました。むしろ、官僚の既

官報(号外)

得権を温存して、政府・与党及び族議員の自先の利益のみを優先して、国民には膨大な負担を押し付ける一方で劣悪な行政サービスしか提供しないという、全く許しがたい内容となっております。このような国民の声を無視した背信的予算をひたすら国民に押しつけようとする政府の傲慢さには、我々は強い憤りを禁じ得ないのであります。

とりわけ、現下の喫緊の課題であるばらまき型の公共事業からの脱却、特殊法人のリストラ等の本來なすべき根本的な構造改革に全く手をつけないまま、消費税増税で五兆円、特別減税廃止で二兆円、その他医療保険制度の改正などで合計九兆円に及ぶ負担を国民に強要するのは言語道断であります。まさに、財政構造改革予算どころか、国民の犠牲強要予算であると断ぜざるを得ません。

今、長期不況にあえぐ我が国経済を確かな回復軌道に乗せ、中長期的な諸改革を進めていくことは、政府の最大の使命であります。そのためには、徹底した規制緩和とともに、所得減税継続により国民の可処分所得をふやすことが不可欠であります。これにより消費は拡大し、さらには民間投資も勢いを増し、民間経済全体を活性化させていくことが可能となるのであります。

しかるに、政府は、財政と経済の相互依存関係を無視し、大増税によって景気回復の芽を摘み取ろうとする愚行をあえて強行しているのであります。このまま現政府に政策運営を任せておけば、我が国経済は塗炭の苦しみを味わい、底なしの大不況に転落することが必至であります。こうした対応では、ますます税収が減少し、財政を破綻に導くことは必定であります。

ここに至って我々平成会は、政府のおどりに猛省を促すため、また、景気の足取りを確かなものにすべく、個人の消費の活性化策として所得税の特別減税を継続し、将来に不安を抱く国民、経営者を活気づけることが不可欠であるとの観点から、修正案を提出した次第であります。

減税継続が実施されれば、それが呼び水とな

り、我が国の潜在成長率である3%以上を維持する道が開け、財政改革も早期に実現されることを強く確信する次第であります。しかし、これがたゞ、一兆四千億円の減税財源をすべて赤字国債の増発に頼ることは、財政再建の観点から我々の本意ではありません。そこで、次に、修正案に盛られた減税財源の調達策について御説明申し上げます。

まず第一は、公共事業費を見直すことであります。従来からばらまき的色彩が強い公共事業については、民間事業と比べコストが高く、社会の情勢を全く無視した固定的な事業配分がなされていることなどを強く期待するものであります。

ほか、各省庁の縦割り行政のもとで、似通った事業に何重にも公共事業費予算が計上されているなど、さまざまなもののが指摘されているところであります。

そこで、公共事業の国庫債務負担行為について、平成九年度から負担するものは全額、また、赤字を政府からの無制限の出資金で賄い、その上赤字を政府から負担するものが現状であります。現在の厳しい財政状況のもとで、国民負担を財源とする補助金の上にあぐらをかくだけて、一向に国民へのサービス向上に取り組む姿勢が大原則であります。しかし、現実には半分以上の特殊法人が赤字経営となつておらず、その上順次発言を許します。田沢智治君。

○田沢智治君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成九年度政府予算三案について賛成、平成会提出の修正三案に反対する立場から討論を行つものでございます。

政府・与党は、バブル崩壊後の経済的苦境から我が国経済の活力を取り戻すため、平成七年九月に過去最大規模の経済対策を策定したほか、昨年三月には規制緩和推進計画を見直し、本年一月には平成八年度補正予算を成立させたところであります。これらにより、我が国経済は、民間設備投資

り、我が国の潜在成長率である3%以上を維持する道が開け、財政改革も早期に実現されることを強く確信する次第であります。しかし、これがたゞ、一兆四千億円の減税財源をすべて赤字国債の増発に頼ることは、財政再建の観点から我々の本意ではありません。そこで、次に、修正案に盛られた減税財源の調達策について御説明申し上げます。

まず第一は、公共事業費を見直すことであります。従来からばらまき的色彩が強い公共事業については、民間事業と比べコストが高く、社会の情勢を全く無視した固定的な事業配分がなされていることなどを強く期待するものであります。

ほか、各省庁の縦割り行政のもとで、似通った事業に何重にも公共事業費予算が計上されているなど、さまざまなもののが指摘されているところであります。

そこで、公共事業の国庫債務負担行為について、平成九年度から負担するものは全額、また、赤字を政府からの無制限の出資金で賄い、その上赤字を政府から負担するものが現状であります。現在の厳しい財政状況のもとで、国民負担を財源とする補助金の上にあぐらをかくだけて、一向に国民へのサービス向上に取り組む姿勢が大原則であります。しかし、現実には半分以上の特殊法人が赤字経営となつており、その上順次発言を許します。田沢智治君。

○田沢智治君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成九年度政府予算三案について賛成、平成会提出の修正三案に反対する立場から討論を行つものでございます。

政府・与党は、バブル崩壊後の経済的苦境から我が国経済の活力を取り戻すため、平成七年九月に過去最大規模の経済対策を策定したほか、昨年三月には規制緩和推進計画を見直し、本年一月には平成八年度補正予算を成立させたところであります。これらにより、我が国経済は、民間設備投資

り、我が国の潜在成長率である3%以上を維持する道が開け、財政改革も早期に実現されることを強く確信する次第であります。しかし、これがたゞ、一兆四千億円の減税財源をすべて赤字国債の増発に頼ることは、財政再建の観点から我々の本意ではありません。そこで、次に、修正案に盛られた減税財源の調達策について御説明申し上げます。

まず第一は、公共事業費を見直すことであります。従来からばらまき的色彩が強い公共事業については、民間事業と比べコストが高く、社会の情勢を全く無視した固定的な事業配分がなされていることなどを強く期待するものであります。

ほか、各省庁の縦割り行政のもとで、似通った事業に何重にも公共事業費予算が計上されているなど、さまざまなもののが指摘されているところであります。

そこで、公共事業の国庫債務負担行為について、平成九年度から負担するものは全額、また、赤字を政府からの無制限の出資金で賄い、その上順次発言を許します。田沢智治君。

○田沢智治君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成九年度政府予算三案について賛成、平成会提出の修正三案に反対する立場から討論を行つものでございます。

政府・与党は、バブル崩壊後の経済的苦境から我が国経済の活力を取り戻すため、平成七年九月に過去最大規模の経済対策を策定したほか、昨年三月には規制緩和推進計画を見直し、本年一月には平成八年度補正予算を成立させたところであります。これらにより、我が国経済は、民間設備投資

対に許されない最重要課題であると思つのであります。

しかしながら、財政改革は国民にとって大変な痛みを伴う厳しいものであります。先般、橋本総理は、財政構造改革五原則を打ち出し、一切の領域のない歳出の改革と縮減に取り組む新たな決意を表明されております。長期的な国家国民の利益のために、あえて改革への厳しい道のりに踏み出した総理の英断と勇気を大いに評価し、よりよきの意味で本予算案は、概算要求段階から総理の指示のもとで聖域を設けることなく徹底した洗い直しが行われ、六大改革を財政面から担保する内容となっております。行政改革内閣を標榜する橋本政権を象徴した改革元年予算として高く評価されるべきものであると私は思つものであります。

以下、賛成する主な理由を具体的に申し上げます。

賛成する第一の理由は、財政構造改革への第一歩が具体化されている点であります。

本予算案では、平成八年度当初に比べ四兆三千億もの公債発行の額が行われております。この結果、国債費を除く歳出を租税収入などで賄える範囲内にとどめることにより、財政健全化の第一目標であるプライマリーバランスを早くも達成いたしました。公債依存度も二八・〇%から二一・六%と大きく低下しております。

一般歳出の規模を見ますと、効率的、効果的な医療を目指す医療保険制度の改革を初めてとした各般の制度改革の実現に努めた結果、消費者物価上昇率見通しの一・六%を下回る一・五%に抑えられ、実質伸び率ゼロの予算となつております。特に、公共事業費においては、大規模ダムの建設を中心とするなど不断の見直しを行うことにより前年度比一・三%と低い伸びに抑える一方、急務とされる社会資本整備に重点的な配分がなされて

いるなど、財政改革にかける意気込みは予算の随所に盛り込まれております。

賛成する第二の理由は、経済構造改革に向けて真摯な取り組みが見られる点であります。アメリカ経済の好調、ヨーロッパの通貨統合に向けた改革の機運、そしてアジア諸国経済の急速な興隆など世界的大変革の中で、我が国経済は地盤沈下の危機が叫ばれております。このような中で、本予算案においては、総理が提唱する経済構造改革に資するため、基礎科学研究、情報通信基盤を中心とした科学技術振興費に前年度比一・九%増の八千四百九十三億円が計上され、めり張りをきかせた内容であると確信するのであります。

加えて、中小企業につきましては、経営環境が依然として厳しく、構造改革のおくれが懸念されていることにかんがみ、中小企業の情報化、地域産業集積活性化事業等の新規予算が計上されるなど、きめの細かい配慮が行われております。これらの施策は、我が国経済の基盤を固め、来る二十一世紀に中小企業が飛躍するための踏み台となるものであり、民間企業に活力を与え、国民を大いに勇気づけるものと強く確信する次第であります。

賛成する第三の理由は、行政改革への橋本内閣の強い決意が見られる点であります。

硬直的な予算の根源と指摘される補助金について洗い直し、不要不急のものを廃止するほか一般財源化も行なうなど、実態に即した見直しにより、総額の抑制が図られております。

また、国家公務員の定員については、第九次定期的行政改革に先鞭をつけるものであり、大いに期待するものであります。

賛成する第四の理由は、財政投融資計画のスリ

第一の予算とも言われる財政投融資は、活動分野における民間との競合など、見直しの必要性が指摘されているところであります。本予算案では、資金運用事業を除く一般財投は三十九兆円余りで、対前年度比三・〇%のマイナスと過去最大の削減率とした上で、効率的かつ重点的な資金の配分がなされています。これは国民の声を予算案に反映させた結果であり、今後、特殊法人

改革を初めとする本格的な制度見直しにつながるものとして高く評価する次第であります。

最後に、政府におかれましては、さらなる行政改革、規制緩和、地方分権に奮闘を振るつて取り組まれ、民間活力をも一層引き出し、国家社会の健全な発展のために尽力されることを要望いたしますとともに、本予算成立後は、その財源はすべて国民の血税であるという意識を胸に刻みつけ、執行段階での経費節減に鋭意努力することを強く要請いたします。

また、平成十年度予算の策定に当たつても、集中改革期間の第一年目として、具体的な縮減目標を実現すべく最大限の取り組みを行い、特例公債依存からの脱却を一年でも早く実現することこそ國民が強く希望しているものであると私は思つております。

なお、平成会議の修正三案につきましては、見解を異にするものであり、反対の意思を表明することとし、私の政府予算三案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 都築謙君。

[都築謙君登壇、拍手]

○都築謙君 私は、平成会議を代表し、政府提出の平成九年度一般会計予算案外一案に反対し、我が会派提出の修正三案に賛成する立場から討論を行ふものであります。

まず初めに、予算委員会の審議等を通して明らかになった政府予算案作成に当たつての橋本内閣の姿勢に言及しなければなりません。

百の弁明よりも一つの実行と言います。政府原

案に關するあり余るほどの弁明を聞きましたが、國民が真に求める一つの改革、日本の将来に対する一つの布石さてこの予算案には見られないのですあります。そして、その政治姿勢が國政全般の隅々にまで及び、國民の政治に対する不信といら立ちを募らせているのであります。

すなわち、昨年暮れ以来、ペルー日本大使公邸占拠・人質事件や日本海重油流出事故など、國民に重大な危険をもたらす大事件が続々中、先日の動燃放射能漏れ事故が発生いたしました。そこには一昨年の「もんじゅ」の事故を踏まえた反省も対応もなく、いたずらに被害を拡大させ、情報のひだり隠しに終始し、問われて弁明に相努めるという姿であります。

一体いつからこのようにこそくで不誠実で緊張感を欠く國になつたのでしょうか。阪神・淡路大地震以来再びにわたり危機管理体制の不備が指摘されているにもかかわらず、政府がこのように対応もなく、いたずらに被害を拡大させ、情報のひだり隠しに終始し、問われて弁明に相努めるという姿であります。

感を欠く國になつたのでしょうか。阪神・淡路大地震以来再びにわたり危機管理体制の不備が指摘されているにもかかわらず、政府がこのように対応もなく、いたずらに被害を拡大させ、情報のひだり隠しに終始し、問われて弁明に相努めるという姿であります。

このことは經濟面においても同様であります。バブル崩壊後の長引く景気の低迷、経済活力の減退、国債、地方債等の累積債務の激増などが国民生活に及ぼす影響や将来もたらすであろう禍根を考慮に考えれば、今求められているのは、昨年の衆議院総選挙のときに各党ぞつて公約した行財政改革の断行以外に道はないのであります。

しかるに、政府提出予算案は、財政構造改革などを標榜しておきながら歳出の洗い直しをほとんど行わず、昨年末には旧態を踏襲した三つの新たな公共事業長期計画を閣議決定し、補助金や交付金の抜本改革も遅々として進んでいない内容などを行います。他方、我が国経済の基盤がなお不安定な状況にあるにもかかわらず、消費税増税、特別減税廃止、そして社会保険料増額などにより九兆円もの負担増を國民に強制し、日本経済の先行

き不安をさらに拡大させていることは容認できるものではありません。

ましてや、春の生活闘争の中で厳しい経済環境のもとで労使の真剣な努力によって得られたわずか数%の賃上げの成果が、すべて増税によってのみ込まれてしまうのでは、國民の豊かさなど実現のしようもないかもしれません。

このような國民無視の政府三案には断固反対し、所得税特別減税などを内容とした平成会提出の修正三案に賛成することを表明し、以下、その主な理由を申し述べます。

まず第一の理由は、政府案は景気への配慮を全く欠いたデフレ予算となっている点であります。

特別減税を打ち切り消費税を5%に増税する」とで約七兆円、さらに社会保険料を引き上げることなどにより、國民は合計九兆円の負担増を強いることになります。景気の先行きが依然として不透明なこの時期に、なぜ國民負担を増大させることにより消費を冷え込ませ、経済の活力を失わせる予算を編成するのでしょうか。この予算により景気の停滞は避けがたく、税収の不振から結果として財政のさらなる悪化を招くことは明々白々であります。

手順を間違えてしまっては、財政構造改革はもうか経済全体が修復不可能な危機的状況を迎えること必定であります。政府の妥協な予算編成で、消費税増税、特別減税打ち切り、景気停滞による所得減少のトリプルパンチを受ける國民はたまたまではありません。せめて所得税の特別減税だけでも継続しないと経済は失速すること必至であります。この点を感じ込んだ修正案に心から賛成するものであります。

第二の理由は、政府案は財政健全化への取り組みが全く欠落している点であります。

御承知のように、我が國の財政状況は、國、地方の債務残高が約四百四十一兆円、隠れ借金を含めると五百二十兆円とも言われ、対GDP比で一〇〇%を超え、先進国中最悪の危機的状況にあ

ります。しかも、消費税増税等七兆円もの税収増加にもかかわらず、国債発行額の減額はわずか四兆三千億円にとどまっております。歳出全体の伸びも三・〇%増と最近五年間では一番目に高く、財政構造改革とはかけ離れた内容となっています。

このことから見ても、橋本内閣は改革に対する態度は單なる数合わせの見せかけに終わっている点であります。

伸びも三・〇%増と最近五年間では一番目に高く、財政構造改革とはかけ離れた内容となっています。

このことから見ても、橋本内閣は改革に対する態度は单なる数合わせの見せかけに終わっている点であります。

伸びも三・〇%増と最近五年間では一番目に高く、財政構造改革とはかけ離れた内容となっています。

法人の整理合理化を進めていると宣伝しているにもかかわらず、予算経費は増加傾向にあり、実態は单なる数合わせの見せかけに終わっている点であります。

すなわち、平成七年に閣議決定された「特殊法人合理化について」に基づいて、廃止、統合を実施しているとはいうものの、その中身を見ますと、役職員数はほとんど減少しておらず、業務内容なども焼け太りの状況が見られます。今や高級官僚の天下りの温床となり、補助金をむしばむと指揮される特殊法人の痛みを伴つ改革なくして、一体何を改革しようというのでしょうか。

総理は、予算を聖域なく見直すと言つておりますが、実態は利益誘導型の予算として公共事業費のばらまきが行われていて深い憤りを禁じ得ません。しかも、コスト削減への取り組みや事業単価の見直しなども遅々として進んでおらず、これでは、むだを排除し財政再建に取り組む姿勢の片鱗すら見せないと政府の態度を厳しく糾弾されるのも当然であります。せめて、修正案に盛られているように、公共事業に係る国庫債務負担行為を中止、半減するなど、勇気を持って取り組みを行なうべきであります。

第四の理由は、政府案は歳出経費の見直しが全く不十分な点であります。

その典型的事例として、従来から強く求められてまいりました補助金の整理合理化がほとんど行われなかつたことを指摘せざるを得ません。ちな

く、一般会計補助金は件数こそ若干減少したものの、金額的には一・五%もふえているのであります。これは、地方自治体や業界を補助金に群がります。これが、敵しく指摘されている官官接待の

結果は到底得られないことを指摘し、政府の対応を厳しく糾弾するものであります。

この点、修正案では、特殊法人への一般会計から補助金を全廃することとしており、まさに國

民の期待に沿うものとして高く評価されると確信する次第であります。

第六の理由は、政府案では、廃止の課題である有取税の廃止、各種手数料の自由化を初めとする金融市場活性化の措置が講じられていない点であります。

近年、我が國の各種金融市场が精彩を欠き、国民の資産が海外市場に流出するという金融空洞化が現実となってきております。一日も早く旧来の

制度を設けず見直すと述べたことがまやかしであることを示す証左にはなりません。

第五の理由は、政府案は、政府が高らかに特殊

法人の整理合理化を進めていると宣伝しているにもかかわらず、予算経費は増加傾向にあり、実態は单なる数合わせの見せかけに終わっている点であります。

すなわち、昨年の住専処理策のときと同様、金融問題に対する危機管理能力の欠如を物語るものであります。

今日まで何ら有効な対策をとり得ていないことは、金融機関の抱える二十九兆円にも上る不良債権問題を解決することが焦眉の急でございます。

しかし、この改革のために何ら有効な対策をとり得ていないことは、金融機関の抱える二十九兆円にも上る不良債権問題を解決することが焦眉の急でございます。

日本国家のかじ取りをいささかなりとも間違つことは絶対に許されない重要な時期であります。しかし、危機を危機として認識し得るのでなければ、幾ら危機への対応を訴えても無意味であります。

もし認識し得るとすれば、なぜ今まで動燃事故や官僚汚職などさまざまの事態が出来し、総理は、もしかして断固とした指導力を發揮する

ことなど許されるわけがないのであります。そのような認識さえ持たない生半可な対応では、火だ

もとに天下り先確保のために特殊法人を温存する官庁には、あるのは国益だけであって、利潤追

求を目的とする企業と同様の省益の概念などある

血税をもって賄われる國家の統治機構の一部であ

る官庁には、あるのは国益だけであって、利潤追

求を目的とする企業と同様の省益の概念などある

血税をもって賄われる国家の統治機構の一部であ

る官庁には、あるのは国益だけであって、利潤追

求を目的とする企業と同様の省益の概念などある

血税をもって賄われる国家の統治機構の一部であ

る官庁には、あるのは国益だけであって、利潤追

求を目的とする企業と同様の省益の概念などある

(拍手)

○議長(斎藤朗君) 山本正和君

(山本正和君登壇 拍手)

○山本正和君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました政府提出の平成九年度予算三案に賛成、平成会提出の修正三案に反対する立場から討論を行うものであります。

橋本内閣がその命運をかけて取り組んでいるのが、行政改革、財政構造改革を始めとする六大改

革であります。二十一世紀の到来を間近に控え、世界各国は大競争時代に向けた準備を着々と進めています。我が國も新しい時代に対応していく

ためには、痛みを恐れることなく、既存の社会経済システムに大胆にメスを入れていかねばなりません。その意味からも、この六大改革を成功させ

なければなりません。

とりわけ、六大改革の骨格をなす財政構造改革

では、昨年末に決定した財政健全化目標を二年前倒しするとともに、十年度はマイナス予算編成を旨指すなど、まさに不退転の決意も表明されたところであります。

政府三案は、このように歳出全般にわたり厳しく抑制する中で、経済構造改革や福祉等必要な分野には相応の配慮が行われるなど、限られた財源の中効率的、重点的な予算配分が行われておる

のであります。

以下、政府三案に対する賛成の主な理由を申し述べます。

賛成する第一の理由は、政府案が財政健全化への取り組みを反映し、歳出抑制の努力や予算の重配分が随所に見られる点であります。

四兆円を超える大幅な公債減額を受け、一般歳出の伸びは、消費税率引き上げを見込んだ物価上昇率一・六%を下回る一・五%に据え置かれており、平成元年度以降最も低い伸びとなっております。これは九年度を財政構造改革元年と位置づけ、財政構造改革に真摯に取り組む橋本内閣の不退転の決意のあらわれであります。

また、防衛関係費については、十分ではないにしろ、総額では前年度を下回る一・一%の伸びにとどめています。

賛成する第二の理由は、経済構造改革に対する積極的な取り組みが見られる点であります。

国際競争が激化する中で、我が国の経済構造改革を進めるため、科学技術振興費は前年度当初比一・九%増と二けた増の予算が計上されております。

また、中小企業対策では、我が国経済の活力の源である中小企業が現在の構造改革の流れに積極的に対応し創造性に富んだ発展を遂げていくため、情報化や産業の集積活性化対策に新たな予算が計上されるなど、総額では五年ぶりにプラスの

伸びに転じております。

賛成する第二の理由は、新ゴールドプラン、緊

急保育対策及び障害者対策等、国民に身近な施策についてきめ細かな配慮がなされている点であります。

在宅・施設サービス基盤の整備を着実に推進するため、ホームヘルパーの大幅な増員が確保され

ます。

ここで、政府案の執行に対する我が党の基本的立場について申し上げます。

昨年末に政府案が発表されて以降、国民各層から、歳出構造の見直しが不十分であることや、景気の先行きが不透明の中で自担増を強いられる」とへの批判をちょうだいしてまいりました。私たち、国民のこうした声に対し、率直に耳を傾けていかなくてはならないと考えます。

政府におかれましては、予算の執行段階で、從来の既定経費の節減額を大幅に上回る取り組みを進め、その節減分は国民の負担増への対策や中堅所得者救済策に充当すること、軽減税率の導入を含めた消費税の抜本改革に着手すること、医療保険制度改革に対する安易に患者負担や保険料負担に訴えるのではなく構造的な赤字を生む制度を

く要望いたします。

以上が政府三案に賛成する理由であります。平成会提出の修正三案は我が党の意と異なるものがあり、財政再建の立場から反対せざるを得ません。

沖縄県は、第二次大戦において、我が国唯一の激烈、酸鼻をきわめた地上戦によって、県民二十一千三百一十八人の戦没者、米軍一万三千五百二十人を含む二十万人を超える戦没者を出したのであります。そして、この犠牲が結果的に米軍の

本土上陸を妨げたことは記録に明らかであります。

戦後五十年、今日、沖縄の米軍基地は全国の

七五%を占め、沖縄本島においてはその面積の約二〇%を占めているのであります。これは我が国が締結した日米安保条約に基づくものであり、我

が国の安全がこの条約によって守られているとす

なりません。

一方、沖縄の県民所得は全国最下位、東京の半分強、また、失業率は平成八年五月で七・四%と、全国平均の二倍をはるかに上回っているのであります。基地は、かつて銃剣によって奪われた住民の歴史の重みをさまざまと示しているのであります。

今、期限切れとなるとしている基地の使用継続をめぐって、特措法の改定に大田沖縄県知事や沖縄県議会は反対の意思表明をされています。私は、我が国の政府が一つの県の知事と議会の意見を顧みず、また、法律上の問題を指摘されているにもかかわらず、国会の多数の同意が得られるからといって改正を行い問題を解決したとするならば、我が国の政治史上的一大汚点となることを危惧いたします。また、日米安保条約の有効な運用、ひいては日米両国の提携にも問題が生じないかを懸念いたします。

沖縄県民の反対の理由を政府はさらに聞くべきであります。沖縄県民に対し犠牲を強いていることをわび、条約上の義務を果たすことと沖縄県民の理解を得られることを相対時したものとしないための努力をすることであります。

以上が

沖縄県は、第二次大戦において、我が国唯一の激烈、酸鼻をきわめた地上戦によって、県民二十一千三百一十八人の戦没者、米軍一万三千五百二十人を含む二十万人を超える戦没者を出したのであります。そして、この犠牲が結果的に米軍の

沖縄の基地問題は、単に基地の問題ととらえるべきではないと思うであります。三十年前、米

軍政の中でも本土復帰を訴えた沖縄の皆様が、日

の丸の小旗と日本国憲法の小冊子を力の限り振つておったその姿を私は忘れないのです。

総理に申し上げたい。沖縄振興のための施策を

沖縄県の要請にこたえて決断を持って示して

いたい。また、県が示したアクションプログラムを取り上げ、真剣に検討することを表明していただきたい。さらに、特措法の改正を論ずる前にあらゆる手段を尽くしていただきたい。

私は、以上申し上げたことが当面の基地問題解決への道筋を示すものであり、そのためには我が党も力を尽くすことを表明し、討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(齋藤十朗君)

〔薬科満治君登壇、拍手〕

○薬科満治君

私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の平成九年度予算三案並びに平成会提出の平成九年度政府予算三案に対する修正案に對し、反対の討論を行ふものであります。

我が国は、今、明治国家以来の、歐米に追いつき追い越せという単線的な目標に国民を駆り立ててきた国家中心社会システムの転換点に立つておられます。このようない重要な時期においては、たとえ痛みを伴つものであっても、果敢に現行システムの見直しに取り組んでいかなければなりません。

総理も事あるごとに述べておられるように、だれかが国の改革に取り組まなければなりません。

今取り組まなければ、二十一世紀になって、この國に住んでよかつたと思われるような国づくりは到底できないのであります。戦後五十余年にわ

たって築き上げてきた我が国システムは完全に制度疲労を起こしており、システムの見直し、構造改革は、もはや一分一秒といえども猶予を許され

ない国の存亡」をかけた度緊の課題となっているのであります。

私たち、國、地方合わせてGDPの九一%に及ぶ四百七十六兆円の長期債務残高を抱えたまま、経済活力を失い、租税や社会保険料の高負担を国民に強いる展望なき国家を選択するのか、あるいは徹底した歳出削減に取り組み、既得権化した行政財政構造を変革して発展性ある国家を選ぶのか、その歴史的岐路に立たされております。

このようないくつかの視点に立てば、橋本内閣の編成した平成九年度予算は、我が国の未来を見据えたものとは到底認めることはできません。橋本内閣は、構造改革の必要性を説きながら、その実は改革に取り組もうとする決意や熱意を欠いたものであると断ぜざるを得ないのであります。

以下、順次本予算に反対する理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、歳出削減への踏み込みが全く不十分な点であります。

政府は、平成九年度を財政構造改革元年と位置づけ、歳出全般について、聖域を設けることなく徹底した見直しに取り組むと国民に訴えてきました。しかるに、昨年末閣議決定した下水道、都市公園などの七つの新たな公共事業長期計画は、その総額が五十一兆円と前計画に比べ約四割増を見込むなど、公共事業のさらさまさを一向に改めようとおりません。

特に、公共事業費の単価の見直しはもとより、百億円の釣り廻しややゆされる一部の港湾施設や、使用頻度の極度に少ない農道空港、あるいは本来の目的ではないウルグアイ・ラウンド対策費を使用しての温泉保養施設など、さらさまさ的性格の強い公共事業費の計上は国民無視も甚だしいものであります。今こそ、公共事業計画の繰り延べや中止が国民の声であることを認識すべきであります。

また、一般会計補助金も前年度比二・五%増加して十九兆二千億円に膨らみ、補助金整理を強く

求められている財政構造改革とはかけ離れた内容となっています。

反対する第二の理由は、赤字公債の減額の問題であります。

民間に七兆円の負担増を強いているにもかかわらず、公債発行の減額は四兆三千億円にとどまっていります。一方で七兆円の国民負担を求めるにすぎません。一方で七兆円の国民負担を求めるに七兆円の負担増を強いているにもかかわらず、公債発行の減額は四兆三千億円にとどまっています。

とりわけ、今後、景気は緩やかながら回復に向かいつつあるとも言わわれておりますが、本格的な回復にはほど遠い状況にあります。こうした景気情勢では、平成十一年度以降、今回のような税率増加が望めない以上、公債発行の大額な減額はとても無理であるとの声が早くも聞かれ始めております。

こうしたことからしても、橋本内閣の財政健全化目標は絵にかいたもちと言わざるを得ません。

反対する第三の理由は、国民が強く求めている行政改革への取り組みが不十分な点であります。橋本内閣は、所信表明演説においても六つの改革を明らかにされ、国民も総理の強いリーダーシップに期待してまいりました。しかるに、マスクの世論調査でも、総理の目指す六つの改革に対する熱意と指導力に対する国民の不信感があらわれています。

行政改革の必要性については国民があまねく理解しているところであり、我々としてもその着実な進展を望むものであります。しかし、総論は賛成でも、各論になるといわゆる族議員や関係業界の反対も強く、その前途は多事多難であることは否めない事実であります。

とりわけ、特殊法人、公益法人の整理合理化は数のつじま合わせでは全く意味がありません。

今、政府が進めている施策では、職員数はほとんど減少しておらず、補助金、出資金は逆に増大し

ているものがあるなど、統合が実現しているとはとても言えない状況にあります。我々は、特殊法人や公益法人は、廃止もしくは民営化を含めて抜本的な改革を行い、これにより相当額の補助金等の減額を達成するよう強く求めるものであります。

反対する第四の理由は、特定財源の見直しを行っていない点であります。

限られた財源を有効かつ効率的に使用するためには、用途を限定して特定の税収を振り分ける特定財源制度を抜本的に見直すことが不可欠であります。こうした制度により、各省の既得権益の温存や公共事業の配分便直化がはびこり、税収に合わせて事業を開拓する不透明な運営実態になっている現実を看過できません。特定財源は、その用途を限定しない一般財源に移行するなど、彈力的な制度に改革すべきであります。

以上申し上げましたように、政府が提出した平成九年度予算は、構造改革元年を標榜するにはまだ不十分な予算であり、国民経済の安定的発展と国際社会との協調とは乖離したものであることは明白であり、到底認めるとはできません。

旧来の削減方法とは違った格段の削減努力をしてもらい、国民の負担増の軽減化に対応していたときないと考えます。そして、歳出削減によって得られた果実を減税に充てること、財政構造改革と市民主導の行政システム構築のための行政監視院を設置することとの二点の実施を強く求めて、平成九年度政府予算案に対する反対討論といたしま

す。

次に、平成会が提起されました平成九年度総予算三案に対する修正案につきましては、その意欲

九七年度政府予算三案及び平成会提出の修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

私は、まず、憲法の規定する自然成立の四月三日まで一週間も残しながら予算案の審議を終了させようとしていることに対し、厳しく抗議するものです。

本院はこれまで、消費税廃止法案の可決、四たびにわたる予算案の否決など、国民の負託にこたえてきた貴重な実績があります。にもかかわらず、今回のように十分な審議を尽くすことなく予算の成立を強行するやり方は、審議時間を十分に確保すべきとした参議院改革の確認にも反するものと言わざるを得ません。

反対の第一の理由は、本予算案が、消費税増税で五兆円、特別減税打ち切りで一兆円、医療保険改悪で一兆円、合わせて九兆円もの負担増を強いられるかつてない国民収支予算案だからです。

年金暮らしのお年寄りは、消費税増税が重くのしかかる上、お医者さんにかかるなくなると嘆いておられます。中小業者の皆さんは、五%になつたらお客様からは取れぬ、店を開じる以外にないと憤っています。こうした声が集まって国会に寄せられた消費税増税中止を求める請願署名は一千二百万人を超えて、医療保険改悪反対署名は八百万人を突破しています。

実施を目前にした今も増税中止を求める国民の怒りは一層強まり、大きく広がっています。最近の世論調査では、実に消費税引き上げ反対が八三・八%にも達しています。国民主権というなら、国会はこの圧倒的多数の国民の声にこそこたえるべきです。

日本共産党、新社会党など二十一議員が共同提案した消費税増税中止決議案は、この国民の声にこたえ、四月一日からの五%増税中止の一点で賛同を求めたものであり、速やかに議決すべきであります。

今、国民の間では、政治家や政党の公約とは何

○議長(西山登紀子君) 西山登紀子君

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、

官報(号外)

だつたのか、破るためにあるのかという懸念の声が巻き起こっています。衆議院では、さきの総選挙で消費税増税の凍結や延期を主張した議員が七割を占めており、本院でも消費税導入そのものに反対して当選した議員が少なくありません。もし公約に誠実な態度をとっていたなら、消費税増税などあり得ないからであります。公約を紙切れのようにはり捨て、膨大な負担を国民に押しつけるなどということは、まさに民主政治を根本から否定するものであり、国会の自殺行為と言わなければなりません。

しかも、重大なことは、早くも三塚大蔵大臣が消費税率の再引き上げを表明していることあります。日本共産党は、消費税なくせの公約を守り抜き、増税を許さない世論を一層広げ、このようない重三重の暴挙を絶対に許さないために全力を尽くすのです。

第二の反対理由は、これまでの論戦を通じて、公共事業に代表される膨大な税金のむだ遣いがあることを認めながら、その浪費構造を改めずにさらにもだ遣いを進めようとしていることです。

百億円の釣り堀で有名になった港湾整備事業や、農民には減反を押しつけ、他方で農地造成のための干拓事業を進めるというむだを初め、「二十兆円とも二十五兆円とも言われる首都機能移転など、公共事業の浪費は目に余るものがあります。この大もとには、アメリカとの約束である公共投資基本計画による六百三十兆円の枠組みがあるわけです。橋本首相も聖域にせず見直すとたびたび言明してきましたが、そうであるなら直ちに公共事業の浪費にこそ大胆なメスを入れるべきであり、國民に九兆円もの負担増を迫るのは筋違いと言わなければなりません。

また、國民の負担軽減を真剣に考えるなら、二百四十兆円の国債の低利借りかえを当然行うべきです。國民には〇・二五%という耐えがたい超低金利を押しつけながら、大銀行や証券会社などが圧倒的に保有する国債には庶民の金利の十七倍に

なる四・三九%の高利を保証しているのであります。こんな不公正は許されるものではありません。公約に誠実な態度をとっていたなら、消費税増税などあり得ないからであります。公約を紙切れのようにはり捨て、膨大な負担を国民に押しつけるなどということは、まさに民主政治を根本から否定するものであり、国会の自殺行為と言わなければなりません。

第三の反対理由は、健康保険本人負担一割を二割に引き上げ、七十歳以上のお年寄りの患者負担の引き上げ、薬代として一日一種類十五円の負担をさせることで「一兆円もの負担を押しつける医療保険の大改悪が実施されようとしていることです。

總理も、薬価基準の見直し、薬価の透明化を図ると答弁されました。この答弁に照らしても、医療費の約三割、七兆円を占める薬剤費にこそ真っ先にメスを入れるべきです。とりわけ、国際的にも異常に高い新薬の薬価の引き下げをこそ図るべきです。また、薬の成分、効き目が同じであれば、大手の先発品の薬価は後発品の一倍から二・五倍という高薬価を保証する仕組みを抜本的に改めるべきです。そうすれば、二兆円から三兆円の財源を確保することができます。そのことをせずに、まず國民に負担増を求めるのは本末転倒であり、國民の命と健康への重大な挑戦と言わなければなりません。

第四の反対理由は、軍事費の突出です。

軍事費は、沖縄米軍基地移転経費を含め、一般歳出の中でも最も高い伸び率となっています。また、在日米軍への思いやり予算も相変わらず聖域化されたままであります。

突出した軍事費との関連で重大なことは、昨年の日米安保共同宣言に基づいて、日本周辺の有事に自衛隊を参戦させるための日米防衛協力の指針、新ガイドラインが作成されたことがあります。この新ガイドラインは、政府自身も認めていました。この新ガイドラインは、政府の根拠を持っておらず、事実上の新安保条約ともいべきものであるように、日米安保条約に直接の根拠を持っていません。政府は、五月十四日に使用期限が切れる米軍

基地を引き続き強制使用するため、米軍用地特別

措置法の改悪を行おうとしています。しかし、總理と大田知事との会談での知事の説明、さらに沖縄県議会での反対決議でも明らかのように、沖縄

の一致した声は、特措法改悪反対、土地は地主に返せというものです。もともと沖縄の米軍基地は、アメリカが国際法に違反して県民の土地を強奪し、銃剣とブルドーザーで拡張してきたもので

す。政府もアメリカもこれを日本の国内問題だと言っていますが、とんでもありません。問題の原点は、このアメリカによる国際法違反の土地強奪にこそあるのです。アメリカの言いなりになつて特措法改悪を強行することは、憲法と沖縄の心を踏みにじるものです。

日本共産党は、沖縄の心と連帯して、このようない暴挙をきっぱりとやめさせるため全力を擧げるものです。

なお、平成会提出の予算修正案についてです。日本共産党は、沖縄の心と連帯して、このようない暴挙をきっぱりとやめさせるため全力を擧げるものです。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたしました。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じました。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたしました。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じました。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたしました。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じました。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたしました。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じました。

○議長(斎藤十朗君) これより開票いたしました。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

平成九年三月二十八日 参議院会議録第十四号

平成九年度一般会計予算外一件

寺澤	芳男君
直嶋	正行君
西川	玲子君
浜四津敏子君	
星野	朋市君
水島	寛子君
山崎	裕君
山本	順子君
吉田	保君
渡辺	之久君
本間	孝男君
小山	昭次君
	峰男君
阿部	正俊君
井上	吉夫君
石川	裕君
板垣	弘君
岩崎	正君
上杉	裕君
浦田	純三君
遠藤	勝君
大木	光弘君
尾辻	要君
大野	秀久君
狩野	浩君
岡部	利定君
岡	三郎君
河本	邦茂君
釜本	景山俊太郎君
上吉原	一天君
英典君	邦茂君
北岡	秀二君

戸田	邦司君	永野	水野
長谷川	清君	茂門君	
平野	卓志君	久美子君	
福本	潤一君	益田	
平井	卓夫君	洋介君	
山崎	力君		
山下	栄一君		
横尾	和伸君		
和田	洋子君		
国井	正幸君		
釣宮	磐君		
松尾	官平君		
百八十一名			
青木	幹雄君		
井上	孝君		
岩永	道子君		
石井	國臣君		
石渡	浩美君		
岩井	公成君		
上野	海老原義彦君		
小野	清子君		
大島	清元君		
太田	豊秋君		
岡野	安正君		
鹿龍	紀文君		
笠原	裕君		
金田	潤一君		
鎌田	博昭君		
龜谷	要人君		
木宮	勝年君		
久世	公義君		

佐々木	泰三君	哲男君	小山	沓掛
佐藤	清水嘉与子君	孝雄君	坂野	佐々木
坂野	重信君	恭久君	塙崎	下稻葉耕吉君
須藤良太郎君	省吾君	鈴木	鈴木	須藤良太郎君
関根	貞敏君	鉢木	鉢木	中曾根弘文君
田沢	則之君	田沢	田沢	永田
智治君	裕君	竹山	竹山	西田
南野知惠子君	秀善君	谷川	谷川	西田
服部三郎君	浩君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	野間
林田悠紀大君	一男君	泰昌君	良雄君	起君
二木	秀天君	吉宏君	吉宏君	南野
松浦	功君	泰昌君	泰昌君	知惠子君
松谷蒼一郎君	正邦君	吉宏君	吉宏君	秀樹君
村上	矢野	太君	太君	水君
宮崎	三浦	吉川	吉川	秀樹君
本	山本	若男君	若男君	哲明君
長谷川道郎君	赤桐	敬義君	敬義君	大渕
梶原	操吾君	総一君	総一君	佐藤

倉田 鴻池 陣内
佐藤 章肇君 寛之君
志村 鈴木 均君 样肇君
清水 鈴木 静雄君
志村 鈴木 文夫君
志村 鈴木 達雄君
志村 武見 坤良君
志村 高木 文夫君
志村 田浦 静雄君
志村 長峯 坪良君
志村 成瀬 坪良君
志村 野村 静雄君
志村 田浦 静雄君
志村 横本 坪良君
志村 番林 坪良君
志村 保坂 坪良君
志村 平田 坪良君
志村 五郎君 坪良君
志村 五郎君 坪良君
志村 守重君 坪良君
志村 太三君 坪良君
志村 聖子君 坪良君
志村 惠君 坪良君
志村 芳正君 坪良君
志村 賢一君 坪良君
志村 三藏君 坪良君
志村 孝治君 坪良君
志村 龍二君 坪良君
吉村 有信君 坪良君
吉村 弘君 坪良君
吉村 一夫君 坪良君
吉村 刚太郎君 坪良君
吉村 智治君 坪良君
吉村 薪次君 坪良君
吉村 雅子君 坪良君
吉村 和人君 坪良君

○議長(斎藤十朗君)	次に、平成九年度一般会計予算、平成九年度政府関係機関予算、以上三案を一括して採決いたします。
菅野	清水
瀬谷	瀬子君
角田	英行君
田	義一君
山本	英大君
三重野	榮子君
朝日	正和君
一井	俊弘君
川橋	淳治君
小島	勝也君
千葉	幸子君
前川	慶二君
竹村	貞子君
峰崎	泰子君
阿部	景子君
上田耕一郎君	忠夫君
笠井	直樹君
須藤美也子君	亮君
西山登紀子君	泰子君
筆坂	慶子君
佐藤	喜代君
吉岡	直樹君
西川	忠夫君
江本	亮君
栗原	須藤美也子君
田村	喜代君
吉	直樹君
孟紀君	亮君
公平君	泰子君
道夫君	喜代君
潔君	直樹君
君子君	忠夫君
哲夫君	亮君
常田	須藤美也子君
享詳君	喜代君
伊藤	照屋
渕上	鈴木
村沢	和美君
渡辺	自雄君
久保	鷹君
萱野	鷹君
今井	鷹君
基隆君	鷹君
久光君	鷹君
武田邦太郎君	鷹君
中尾	鷹君
松前	鷹君
薦科	鷹君
有働	鷹君
緒方	鷹君
松浦	鷹君
正治君	鷹君
靖夫君	鷹君
立木	鷹君
橋本	鷹君
聽濤	鷹君
山下	鷹君
島袋	鷹君
吉川	鷹君
水野	鷹君
奥村	鷹君
椎名	鷹君
春子君	鷹君
宗康君	鷹君
芳生君	鷹君
素夫君	鷹君
俊昭君	鷹君
展三君	鷹君
矢田部	鷹君
誠一君	鷹君
理君	鷹君
芦尾	鷹君
長司君	鷹君

○議長(斎藤太朗君) 次に、平成九年度一般会計予算、平成九年度特別会計予算、平成九年度政府関係機関予算、以上三案を一括して採決いたします。

○議長(齋藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。〔参考事投票を計算〕

○議長(高橋十朗君) 投票漏れはございません
か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉
鎖。 墓の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登
壇の上、御投票を願います。

官 報 (号 外)

平成九年三月二十八日

參議院會議錄第十四号

**平成九年度一般会計予算外二件 千九百七十四
議定書の締結について承認を求めるの件外一件**

片山虎之助君	金田
釜本 邦茂君	笠原
上吉原 一天君	河本
北岡 秀二君	英典君
小山 哲男君	木宮
杏樹 孝雄君	龜谷
佐藤 満君	久世
佐々木 満君	倉田
坂野 重信君	鴻池
清水嘉与子君	佐藤
塙崎 恭久君	簗藤
下稻葉耕吉君	志村
須藤良太郎君	清水
鈴木 省吾君	嶋崎
鈴木 貞敏君	志村
関根 智治君	瀧藤
田沢 榎君	志村
竹山 榎君	達雄君
谷川 秀善君	均君
中曾根 弘文君	堀崎
永田 良雄君	堀崎
西田 吉宏君	志村
野間 起君	文夫君
南野知恵子君	寛之君
林田悠紀夫君	祥雲君
二木 秀夫君	靜雄君
真島 一男君	公堯君
松浦 駒君	和彦君
松谷 葦一郎君	博昭君
三浦 一水君	要人君
宮崎 秀樹君	潤勝年君
村上 正邦君	金田

反対者(青色票)氏名

百四名

寺澤 鶴岡 芳男君 洋君
直嶋 西川 玲子君
浜四津敏子君 寛子君
平田 健二君
広中和歌子君 明市君
星野 山崎 水島 木崎
吉田 山本 本山 佐藤
渡辺 伊藤 伊藤 佐藤
今井 萩野 萩野 佐藤
国井 笹野 笹野 佐藤
千葉 菅野 菅野 佐藤
前川 忠夫君 千葉 佐藤
本岡 昭次君 景子君 佐藤
阿部 幸代君 泰子君 佐藤
上田耕一郎君 貞子君 佐藤
筆坂 亮君 忠夫君 佐藤
須藤美也子君 千葉 佐藤
西山登紀子君 吉典君 佐藤
栗原 吉典君 朝日君 佐藤
山口 道夫君 朝日君 佐藤
小山 淑君 朝日君 佐藤
君子君 素夫君 朝日君 佐藤
峰男君 哲夫君 朝日君 佐藤

寺崎 永野 戸田 長谷川 茂門君 昭久君
寺崎 林 久美子君 郡司君 清君
寺崎 平井 卓志君 美君
寺崎 福本 貞夫君 潤一君
寺崎 益田 力君 洋介君
寺崎 山下 宗一君
寺崎 横尾 和伸君
寺崎 和田 洋子君
寺崎 朝日 俊弘君
寺崎 一井 淳治君
寺崎 小川 勝也君
寺崎 川橋 幸子君
寺崎 齋藤 勇君
寺崎 替野 久光君
寺崎 武田邦太郎君
寺崎 中尾 順次君
寺崎 峰崎 直樹君
寺崎 緒方 満治君
寺崎 有働 正治君
寺崎 橋本 靖天君
寺崎 立木 弘吉君
寺崎 薬科 敦君
寺崎 聽濤 春子君
寺崎 岩袋 宗康君
寺崎 山下 芳生君
寺崎 吉川 子君
寺崎 松尾 未広君
寺崎 釘宮 理君
寺崎 矢田部 俊昭君
寺崎 官平君

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(新藤十郎君)　日程第一　千九百七十四年の海上における人の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

　　日程第二　千九百六十六年の滴載摩水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

　　以上二件を一括して議題といたします。

　　まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

○議長(斎藤十朗君) これより両件を一括して採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

件に適合する船舶に証書を発給すること等を内容とするものであります。この両議定書は、条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間が調和していないことにかんがみ、これを調和させること等を目的とするものであります。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 仲間振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う措置に関する法律及び国際開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

官報(号外)

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 國際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)	法律案は、住宅の構造等について一定の基準を満たす既存住宅の購入等に係る住宅金融公庫の貸し付け率の優遇及び償還期間の延長を行つて、利率の改正を行うとともに、同公庫の業務上の余裕金の運用対象を拡大し、あわせて特別損失に関する規定を整備する等。 所要の改正を行おうとするものであります。 とともに、同公庫の業務上の余裕金の運用対象を拡大し、あわせて特別損失に関する規定を整備する等。 所要の改正を行おうとするものであります。
	委員会におきましては、住宅金融における官民の役割分担、住宅金融公庫の今後のあり方、特別質疑が行されました。 その詳細は会議録によつて御承知を願います。
○議長(斎藤十朗君) 日程第五 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)	損失の制度及び繰り延べによる影響等について質疑が行されましたところ、民主党・新緑風会の小川委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
	以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 日程第六 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)	まず、委員長の報告を求めます。 沖縄及び北方問題に関する特別委員長樺崎泰昌君。
	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 日程第七 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)	並びに本日委員長から報告書が提出されました。 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
	法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○議長(斎藤十朗君) 日程第八 國際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)	まず、委員長の報告を求めます。 大蔵委員長 松浦孝治君。
	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 日程第九 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)	まず、委員長の報告を求めます。 松浦孝治君。
	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 日程第十 國際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)	まず、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議が付されております。
	以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号) 外

資の額の増額に応するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際開発金融機関相互の役割分担の明確化、世界銀行等の経営合理化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成九年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、公債の償還ルール、財政再建の目標設定の根拠、財政構造改革の理念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されておりました。

次に、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成九年度

加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立をいたします。

〔賛成者起立〕

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

○議長(斎藤十朗君) よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

○議長(斎藤十朗君) よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

通産省との連携の必要性、地域雇用開発のための現行の助成金の支給実績と効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承認願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

○議長(斎藤十朗君) よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

○議長(斎藤十朗君) よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

計画、裁判所速記官の養成停止の問題などにつきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一一 総務省設置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長 錦田要人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○錦田要人君 登壇、拍手

○錦田要人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、ただいま議題となりました法律案についてお尋ねいたします。

まず、地域改善対策特定事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

は、地域改善対策特定事業で平成四年度以降特別的に実施されておりますもののうち、平成八年七月二十六日までに着手した未完了の事業など、平

成九年度以降においても実施することが特に必要と認めらるべきものにつきまして、国の財政上の特

別措置を五年間延長する等の措置を講じようとするものでございます。

委員会におきましては、同和問題の現状認識と基本的考え方、地域改善対策特定事業の成果と今後の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務省設置法の一部を改正する法律案は、公務員制度審議会を廃止するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務省設置法の一部を改正する法律案は、公務員制度審議会を廃止するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

述べられました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔清水嘉与子君登壇、拍手〕

○清水嘉与子君 大だいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学の学部の名称等を政令で定めることとともに、政策研究大学院大学

を新設するほか、名古屋大学医療技術短期大学部、三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部を廃止してそれぞれの大学の関係学部に統合し、あわせて昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、大学院重点化策の必要性、政策研究大学院大学の設置の趣旨と構想、学部の名称等の政令事項化の是非、医師及び医療関係技術者の教育のあり方、国立大学の設置形態等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より反対の討論が行われ、統一して採決の結果、本法律案は多数をもつて

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議員 計長 副議長

田村 公平君 小山 峰男君 渡辺 孝男君 山口 哲夫君 福本 潤一君 植名 素夫君 瑞玲子君 稲田 順子君 山崎 力君 矢田部 保君 木本 孟紀君 平田 健二君 常田 享詳君 替川 健二君

市川 一朗君 岩瀬 良三君 石田 美栄君 鈴木 正孝君 鶴見 讓君 水島 裕君 小林 元君 山崎 順子君 荒木 清寛君

浜四津敏子君 寺澤 芳男君 長谷川 清君

牛嶋 正君 泉 信也君

白浜 一良君 勝木 健司君 長谷川 清君

官 報 (号 外)

平成九年三月二十八日 参議院会議録第十四号

議長の報告事項

尾辻 秀久君
松谷 著一郎君
野間 起君
鹿熊 安正君
斎藤 文夫君
石川 弘君
片山虎之助君
吉川 青木 上杉
吉川 芳男君
幹雄君 光弘君
倉田 寛之君
遠藤 公堯君
上山 要君
村上 兼之君
井上 公堯君
岩崎 正邦君
太田 吉夫君
照屋 純三君
中島 太田
谷本 照屋
駐 岩崎
大渕 中島
金田 太田
海老原 照屋
長峯 金田
阿部 海老原
鈴木 長峯
成瀬 大渕
河本 海老原
梶原 長峯
志村 成瀬
浦田 河本
守住 梶原
青木 志村
嶋崎 浦田

井上	松浦	孝君
田沢	大河原太一郎君	智治君
齊藤	勁君	功君
西川	潔君	
朝日	俊弘君	
中尾	則幸君	
笠井	亮君	
前川	忠夫君	
川橋	幸子君	
阿部	幸代君	
山本	正和君	
糞科	満治君	
佐藤	道夫君	
須藤	美也子君	
三重野	栄子君	
泰子	吉岡	
竹村	吉川	
緒方	鈴木	
吉川	篠野	
靖夫君	有働	
春子君	正治君	
和美君	貞子君	
赤桐	吉典君	
武田邦太郎君	操君	
菅野	久光君	
上田耕一郎君	弘君	
農林水産大臣	厚生大臣	文部大臣
通商產業大臣	内閣總理大臣	國務大臣

橋本龍太郎君	岡井	國井	岡部	板垣
松浦	小川	山下	正君	裕君
久保	峰崎	勝也	幸君	正君
瀬谷	島袋	君	也君	裕君
松前	渡辺	宗康君	四郎君	三郎君
立木	今井	及川	直樹君	裕君
英行君	山田	菅野	芳生君	正幸君
基隆君	一井	西山登紀子君	俊昭君	三郎君
敦君	角田	義一君	茂君	裕君
慶三君	千葉	景子君	治君	裕君
達郎君	伊藤	秀世君	淳治君	裕君
洋君	橋本	昭次君	君	裕君
博君	筆坂	君	也君	裕君
隆君	村沢	牧君	也君	裕君
佐藤	小島	君	也君	裕君
藤本	大坂	君	也君	裕君
信一君	佐藤	君	也君	裕君

官 報 (号 外)

官報(号外)

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)審査報告書

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第十九号)審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書

総務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

本日議員から次の修正案が提出された。

平成九年度一般会計予算、平成九年度特別会計予算及び平成九年度政府関係機関予算に対する修正案(永野茂門君外一名提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成九年度一般会計予算、平成九年度特別会計予算及び平成九年度政府関係機関予算審査報告書

平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第一号)審査報告書

審査報告書

平成九年度一般会計予算
平成九年度特別会計予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十八日

予算委員長 大河原太一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年三月二十八日 参議院会議録第十四号

平成九年度一般会計予算 平成九年度特別会計予算

平成九年度政府関係機関予算

的配分を行つこととしている。

右の修正案を提出する。

要領書

一、委員会の決定の理由

平成九年度一般会計予算、平成九年度特別会計予算及び平成九年度政府関係機関予算並びに

財政投融資計画は、九年度を財政構造改革元年と位置づけることとし、(1)各般の制度改革の実現に努めるなど、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した洗直しに取り組み、特に

一般歳出の増加額を極力圧縮することにより、

全体としての歳出規模を厳しく抑制し、(2)社会経済情勢の変化に即応した、簡素にして効率的な行政の実現を目指し、行政の制度・運営について不斷のかつ徹底した見直しを行うとともに

に、引き続き、既定方針を踏まえ、所要の改革

合理化措置を着実に実施し、(3)税制面におい

ては、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化、蒸溜酒に係る酒税の見直し等を行うこととし、(4)公債発行額は上六兆七千七十億円とす

ること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入で五十七兆八千二十億円の収入を見込む

とともに、「財政法第四条第一項ただし書の規定による公債九兆二千三百七十億円、及び平

成九年度における公債九兆二千三百七十億円、及び平

成九年度における公債の発行の特例等に関する法律」の規定による公債七兆四千七百億円の収入を予定するほか、税外収入

につしても、危機的な財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の変化に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率

平成九年三月二十八日 提出者

永野 茂門

白浜 一良

阿曾田 清

石井 一二

清寛

荒木

吉田 之久

市川 一朗

美栄

魚住裕一郎

海野 義孝

岩瀬 良三

牛嶋 正

及川 順郎

大森 礼子

風間 泊

鈴木 正孝

小林 元

木庭健太郎

武田 節子

高野 博師

寺崎 昭久

戸田 邦司

西川 玲子

広中和歌子

浜津敏子

林 寛子

平田 健二

星野 朋市

吉田 順子

渡辺 孝男

白浜 一良

阿曾田 清

石井 一二

清寛

荒木

吉田 之久

市川 一朗

美栄

魚住裕一郎

海野 義孝

岩瀬 良三

牛嶋 正

及川 順郎

大森 礼子

風間 泊

鈴木 正孝

小林 元

木庭健太郎

武田 節子

高野 博師

寺崎 昭久

戸田 邦司

西川 玲子

広中和歌子

浜津敏子

林 寛子

平田 健二

星野 朋市

吉田 順子

渡辺 孝男

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成9年度一般会計予算を次のように修正する。

予算総則修正

第1条を次のように修正する。

(歳入歳出予算)

第1条 平成9年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ74,575,838,467千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

第6条第1項を次のように修正する。

「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成9年度において公債を発行することができる限度額は、8,296,011,839千円とする。

第6条第2項を次のように修正する。

2 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特別等に関する法律」(仮称)の規定により

公債を発行することができる限度額は、7,011,322,923千円とする。

甲号歳入歳出予算修正

歳入

大蔵省主管

(部)租税及印紙收入を

(款)租税を

(項)所得税を

(部)公債金を

(款)公債金を

(項)公債金を

(項)特例公債金を

歳入総計を

歳出

総理府所管

(組織)総務庁

(項)総務庁を

(項)北方対策本部を

(項)計を

(組織)北海道開発庁

(項)北海道農業生産基盤整備事業費を

(項)計を

(組織)経済企画庁

(項)経済企画庁を

(項)海外経済協力基金交付金を削る

歳入

大蔵省主管

54,737,500,000(千円)に、

54,368,500,000(千円)に、

19,467,500,000(千円)に、

15,307,334,762(千円)に、

15,307,334,762(千円)に、

8,296,011,839(千円)に、

7,011,322,923(千円)に、

72,153,032,446(千円)に、

74,575,838,467(千円)に修正する。

計を
484,748,178(千円)に、

24,454,589(千円)に、
11,879,120(千円)に、
57,046,726(千円)に、

198,354,711(千円)に、
330,190,528(千円)に、

41,714,019(千円)に、
337,477,301(千円)に、
9,035,049,081(千円)に、

計を
(組織)外務本省
(項)外務本省を

(項)国際協力事業団事業費を
計を
(組織)外務省
(項)予備費を
計を
大蔵省所管合計を
文部省所管

150,000,000(千円)に、
17,747,534,111(千円)に、
18,548,888,164(千円)に、

150,000,000(千円)に、
17,747,534,111(千円)に、
18,548,888,164(千円)に、

70,633,041(千円)に、
3,690,000(千円)に、
465,288,040(千円)に、
582,933,156(千円)に、

150,000,000(千円)に、
17,747,534,111(千円)に、
18,548,888,164(千円)に、

70,114,657(千円)に、
95,420,339(千円)に、
97,944,249(千円)に、
100,052,270(千円)に、
133,319,271(千円)に、
11,795,204(千円)に、
5,339,052,051(千円)に、

3,447,013(千円)に、
71,331,902(千円)に、
5,435,077,157(千円)に、

計を
(組織)文化庁
(項)文化庁を
計を
文部省所管合計を
厚生省所管

92,576,188(千円)に、
5,164,762(千円)に、

92,576,188(千円)に、
5,164,762(千円)に、

(外) 外 事 業 省	(組織) 農林水產省所管	(項)社会福祉諸費を 計を	281, 522, 198(千円)に、 12, 938(千円)に、 14, 589, 884, 732(千円)に、 14, 670, 576, 947(千円)に、	
厚生省所管合計を				
(外) 外 事 業 省	(組織) 農林水產本省	(項)農林水產本省を 計を	91, 944, 041(千円)に、 117, 698, 368(千円)に、 31, 605, 230(千円)に、 49, 391, 662(千円)に、 13, 434, 639(千円)に、 8, 853, 217(千円)に、 1, 308(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 農業振興費を 計を	(項)農業振興費を削る。 (項)農業者年金等実施費を 計を	390, 072, 153(千円)に、 5, 092, 000(千円)に、 113, 708, 048(千円)に、 1, 726, 578, 140(千円)に修正する。	
(外) 外 事 業 省	(組織) 畜産振興費を 計を	(項)畜産振興費を削る。		
(外) 外 事 業 省	(組織) 農業整備事業費を 計を	(項)農業整備事業費を削る。 (項)農業生産基盤整備事業費を 計を	470, 624, 737(千円)に、 62, 350, 305(千円)に、 248, 579, 028(千円)に、 2, 784, 445, 930(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 農林水產省所管合計を			
(外) 外 事 業 省	(組織) 通商産業本省	(項)通商産業本省を 計を	89, 245, 282(千円)に、 15, 098, 423(千円)に、 136, 371, 133(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 工業技術院	(項)工業技術院を 計を	23, 382, 335(千円)に、 75, 926, 474(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 資源エネルギー庁	(項)地下資源対策費を 計を	7, 230(千円)に、 518, 776, 671(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 中小企業庁	(項)中小企業対策費を 計を	97, 889, 995(千円)に、 99, 554, 343(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	通商産業省所管合計を		855, 208, 274(千円)に修正する。	
(外) 外 事 業 省	建設省所管合計を			
(外) 外 事 業 省	(組織) 運輸省所管	(組織)運輸省 (項)觀光事業費を削る。 (項)日本国有鉄道清算事業団事業助成費を削る。 (項)鉄道整備基金等助成費を	1, 758, 609(千円)に、 4, 300, 378(千円)に、 33, 835, 736(千円)に、 207, 768, 500(千円)に、 25, 543, 046(千円)に修正する。	
(外) 外 事 業 省	(組織) 郵政省所管	(組織)郵政省 (項)電気通信監理費を 計を	442, 042, 229(千円)に、 4, 713, 942(千円)に、 59, 947, 451(千円)に、 721, 678, 364(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 労働省所管	(組織)労働省 (項)労働本省を 計を	494, 001(千円)に、 47, 707, 491(千円)に、 81, 768, 316(千円)に、	
(外) 外 事 業 省	(組織) 建設省所管	(組織)建設省 (項)治水事業費を (項)急傾斜地崩壊対策等事業費を (項)海岸事業費を (項)道路整備事業費を (項)住宅建設等事業費を (項)住宅対策費を (項)市街地整備事業費を (項)都市計画事業費を 計を	773, 192, 770(千円)に、 45, 883, 610(千円)に、 30, 710, 300(千円)に、 214, 639, 694(千円)に、 554, 364, 000(千円)に、 503, 424, 000(千円)に、 57, 295, 496(千円)に、 1, 180, 292, 125(千円)に、 5, 134, 223, 071(千円)に、 5, 171, 333, 475(千円)に、	

外町編

(組織)自治本省 (項)地方交付税交付金を 計を 自治省所管合計を 歳出総計を 丁号国庫債務負担行為修正	自治省所管 (項)一般会計より受入を 計を 自治省所管合計を 歳出 (項)土地改良事業費を (項)合計を 運輸省所管 農林水産省所管 (組織)農林水産本省 (事項)直轄地すべり対策事業を 運輸省所管 (事項)直轄海岸保全施設整備事業を (事項)海外保全施設整備事業費補助を 建設省所管 (組織)建設本省 (事項)急傾斜地崩壊対策事業費補助を (事項)雪崩対策事業費補助を (事項)直轄海岸保全施設整備事業を (事項)国営公園整備を (事項)都市公園事業費補助を (事項)古都及び郷土保全事業費補助を (事項)下水道事業費補助を (事項)下水道緊急整備事業費補助を 平成9年度特別会計予算を次のように修正する。 予算総則修正	歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を 建設省所管 (組織)建設本省 (事項)急傾斜地崩壊対策事業費補助を (事項)雪崩対策事業費補助を (事項)直轄海岸保全施設整備事業を (事項)国営公園整備を (事項)都市公園事業費補助を (事項)古都及び郷土保全事業費補助を (事項)下水道事業費補助を (事項)下水道緊急整備事業費補助を 平成9年度特別会計予算を次のように修正する。	
交付税及び譲与税 配付金勘定 甲号歳入歳出予算修正	17,597,080,829千円	歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を 歳出 (項)合計を 空港整備特別会計 歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を 歳出 (項)合計を 建設省所管 道路整備特別会計 歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を	歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を 歳出 (項)一般会計より受入を 計を 歳出 (項)合計を 建設省所管 道路整備特別会計 歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を 計を
総理府、大蔵省及び自治省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 交付税及び譲与税配付金勘定 歳入 (款)他会計より受入を (項)一般会計より受入を (款)借入金を (項)借入金を 農林水産省所管 国営土地改良事業特別会計	15,028,335,000(千円)に、 15,028,335,000(千円)に、 17,597,080,829(千円)に、 17,597,080,829(千円)に、 2,424,309,768(千円)に、 2,392,445,768(千円)に、 3,926,315,540(千円)に、	123,999,014(千円)に、 123,999,014(千円)に、 448,993,278(千円)に、 144,928,883(千円)に、 28,418,392(千円)に、 448,993,278(千円)に、 2,424,309,768(千円)に、 2,392,445,768(千円)に、 3,926,315,540(千円)に、	

歳出	(項目) 道路事業費を	1,651,848,909(千円)に、	大淀川右岸(特定工事)農業水利事業を
	(項目) 街路事業費を	218,357,787(千円)に、	筑後川下流農業水利事業を
	(項目) 合計を	3,926,315,540(千円)に、	曾於東部農業水利事業を
治水特別会計			都城盆地農業水利事業を
治水勘定			曾於南部(一期)農業水利事業を
歳入	(款) 他会計より受入を	887,296,381(千円)に、	上場(二期)農業水利事業を
	(項) 一般会計より受入を	886,399,381(千円)に、	(事項) 国営総合農地防災事業
	(款) 合計を	1,259,672,742(千円)に、	男鹿東部(一期)農地防災事業を
歳出	(項) 河川事業費を	513,682,396(千円)に、	射水郷農地防災事業を
	(項) 河川総合開発事業費を	148,130,218(千円)に、	佐賀中部農地防災事業を
	(項) 災防事業費を	209,245,049(千円)に、	(八戸) 平原開拓建設事業を
	(項) 合計を	1,259,672,742(千円)に、	郡山東部開拓建設事業を
特定多目的ダム建設工事勘定			田場山麓第二開拓建設事業を
歳入	(款) 他会計より受入を	96,132,691(千円)に、	飛驒東部第一開拓建設事業を
	(項) 一般会計より受入を	96,132,691(千円)に、	運輸省所管
	(款) 合計を	224,322,464(千円)に、	港湾整備特別会計
歳出	(項) 多目的ダム建設事業費を	156,621,781(千円)に、	港湾整備勘定
	(項) 合計を	224,322,464(千円)に修正する。	(事項) 直轄港湾改修事業を
丁号国庫債務負担行為修正			(事項) 港湾改修事業費補助を
農林水産省所管	(事項) 国営かんがい排水事業		(事項) 港湾環境整備事業費補助を
	山王海(二期)農業水利事業を	1,100,000(千円)に、	特定期湾建設工事勘定
	会津宮川(二期)農業水利事業を	75,000(千円)に、	(事項) エネルギー港湾施設工事を
	鳴瀬川(一期)農業水利事業を	7,065,000(千円)に、	常陸那珂港整備工事を
	迫川上流(二期)農業水利事業を	250,000(千円)に、	空港整備特別会計
	馬淵川沿岸(一期)農業水利事業を	6,500,000(千円)に、	(事項) 空港整備事業費補助を
	最上川下流農業水利事業を	1,150,000(千円)に、	(事項) 航空路整備を
	十三湖農業水利事業を	252,000(千円)に、	(事項) 空港整備工事費補助を
	芳賀台地農業水利事業を	650,000(千円)に、	建設省所管
	利根中央農業水利事業を	270,000(千円)に、	道路整備特別会計
	日野川用水(一期)農業水利事業を	215,000(千円)に、	(事項) 直轄道路新設及び改善事業を
	日野川用水(二期)農業水利事業を	4,325,000(千円)に、	(事項) 直轄道路共同溝事業を
	豊川総合用水農業水利事業を	108,281(千円)に、	(事項) 直轄道路整備事業を
	東伯農業水利事業を	3,000,000(千円)に、	(事項) 直轄道路交通安全施設等整備事業を
	兒島湾周辺農業水利事業を	250,000(千円)に、	(事項) 交通安全施設等整備事業費補助を
	(事項) 街路事業費補助を		(事項) 直轄道路電線共同溝整備事業を
			(事項) 土地区画整理事業費補助を
			(事項) 街路事業費補助を

治水特別会計

治水勘定

(事項) 直轄河川改修事業を	64,230,000(千円)に、
(事項) 直轄床上浸水対策特別緊急事業を	11,855,000(千円)に、
(事項) 直轄河川整備事業を	445,000(千円)に、
(事項) 直轄河川環境整備事業を	3,005,000(千円)に、
(事項) 直轄水保全水路整備事業を	2,644,500(千円)に、
(事項) 河川改修費補助を	3,110,100(千円)に、
(事項) 都市河川改修費補助を	9,876,720(千円)に、
(事項) 床上浸水対策特別緊急事業費補助を	3,327,500(千円)に、
(事項) 通用河川改修費補助を	138,700(千円)に、
(事項) 直轄堤防維持を	322,000(千円)に、
(事項) 直轄河川総合開発事業を	275,000(千円)に、
(事項) 直轄流況調査河川事業を	6,927,500(千円)に、
(事項) 直轄ダム周辺環境整備事業を	1,001,000(千円)に、
(事項) 直轄ダム施設改良事業を	475,000(千円)に、
(事項) 河川総合開発事業費補助を	3,764,500(千円)に、
(事項) 治水ダム建設事業費補助を	2,453,000(千円)に、
(事項) 直轄砂防事業を	10,735,000(千円)に、
(事項) 直轄地すべり対策事業を	360,000(千円)に、
(事項) 砂防事業費補助を	1,555,750(千円)に、
(事項) 地すべり対策事業費補助を	154,000(千円)に、
(事項) 多目的ダム建設工事勘定	
紀の川大橋ダム建設工事を	25,990,000(千円)に、
球磨川川辺川ダム建設工事を	3,630,300(千円)に、
利根川八ッ場ダム建設工事を	6,569,750(千円)に、
菊池川竜門ダム建設工事を	2,412,500(千円)に、
矢作川河口堰建設工事を	325,000(千円)に、
相模川宮ヶ瀬ダム建設工事を	3,886,000(千円)に、
利根川渡良瀬水池総合開発建設工事を	556,000(千円)に、
大井川長島ダム建設工事を	1,670,000(千円)に、
太田川温井ダム建設工事を	1,180,000(千円)に、
黒部川宇奈月ダム建設工事を	1,512,000(千円)に、
赤川月山ダム建設工事を	195,000(千円)に、
吉井川苦田ダム建設工事を	2,250,000(千円)に、
庄内川小里川ダム建設工事を	11,250,000(千円)に、
淀川猪名川総合開発建設工事を	1,600,000(千円)に、
最上川長井ダム建設工事を	850,000(千円)に、
阿武隈川増上川ダム建設工事を	857,000(千円)に、
利根川湯西川ダム建設工事を	3,230,500(千円)に、

外埠報

米代川森吉山ダム建設工事を	170,000(千円)に、
木曾川新丸山ダム建設工事を	150,000(千円)に、
神戸川志津見山ダム建設工事を	725,000(千円)に、
紀の川紀の川大堰建設工事を	3,848,500(千円)に、
大分川大分川ダム建設工事を	250,000(千円)に、
北上川胆沢ダム建設工事を	907,000(千円)に、
天竜川三峰川総合開発建設工事を	126,500(千円)に、
江の川灰冢ダム建設工事を	1,500,000(千円)に、
嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事を	5,000,000(千円)に、
荒川横川ダム建設工事を	1,150,000(千円)に、
九頭竜川鳴鹿大堰建設工事を	1,124,500(千円)に、
千代川原ダム建設工事を	500,000(千円)に、
斐伊川尾原ダム建設工事を	6,500,000(千円)に修正する。
平成9年度政府関係機関予算を次のように修正する。	
甲号収入支出予算修正	
住宅金融公庫	
収入	
(款) 雜収入を	429,452,455(千円)に、
(款) 一般会計より受入を	390,800,000(千円)に、
(款) 合計を	3,581,901,177(千円)に、
支出	
(項) 事業損金を	3,816,623,289(千円)に、
(項) 合計を	3,823,433,631(千円)に、
中小企業金融公庫	
収入	
(款) 雜収入を	23,453,974(千円)に、
(項) 一般会計より受入を	22,780,585(千円)に、
支出	
(項) 合計を	333,604,988(千円)に、
日本開發銀行	
収入	
(款) 雜収入を	341,806,984(千円)に、
(項) 合計を	342,446,984(千円)に、
支出	
(款) 雜収入を	2,464,591(千円)に、
(項) 雜収入を	421,141(千円)に、
(款) 合計を	759,488,797(千円)に、
支出	
(項) 事業損金を	731,140,520(千円)に、
(項) 合計を	731,520,520(千円)に修正する。

(外) 報 (号)

審査報告書

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年二月二十七日

參議院議長 斎藤 十朗殿
外務委員長 寺澤 芳男

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約における船舶の検査の間隔及び各種の証書の有効期間に係る規定を整理し、他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させることを目的とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、船舶の所有者の負担を軽減するとともに、航海の安全確保のための国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成九年二月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第一条 従前の条約

1 この議定書は、この議定書の締約国の間ににおいて、条約に関する千九百七八年の議定書に代わるものとし、同議定書を廃止する。

2 この議定書の他のいすれの規定にもかかわらず、条約の規定に基づいて発給された証書及び条約に関する千九百七八年の議定書の規定に基づいて発給されたその証書の追補であって、証書又は追補を発給した締約国についてこの議定書が効力を生じた時に有効なものは、場合に応じ、条約又は条約に関する千九百七八年の議定書の規定によりその有効期間が満了するまで有効とする。

3 この議定書の締約国は、千九百七十四年十一月一日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に基づいて証書を発給してはならない。

4 第一条 一般的義務
次のとおり協定した。

1 この議定書の締約国は、この議定書及びこの議定書の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この議定書」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。
2 この議定書の締約国において、改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

3 この議定書の締約国は、機関の本部において、千九百八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、3の規定に従うことを条件として、次のいすれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾又は承認すること。
(c) 加入すること。

4 第三条 情報の伝達
この議定書の締約国は、国際海事機関(以下「機関」という。)の事務局長に次のものを受け付し、かつ、寄託することを約束する。
(a) この議定書の範囲内の事項について定めた法令
(b) 指名された検査員及び認定された団体で

5 批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく条約に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入した國のみが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入することができる。

あって海上における人命の安全のための措置を自國の政府に代わってとる権限を与えるられたものの名簿(すべての締約国に対しその職員への情報として回章に付するためのもの)

並びに指名された検査員又は認定された団体に与える権限についての責任の範囲及び条件の通知書

(c) この議定書に基づいて発給される証書の十分な数の見本

第四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、機関の本部において、千九百八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、3の規定に従うことを条件として、次のいすれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表

明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾又は承認すること。

(c) 加入すること。

2 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を機関の事務局長に寄託することによって行う。

3 批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく条約に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入した國のみが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入することができる。

第五条 効力発生

1 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後十二箇月で効力を生ずる。ただし、この議定書は、千九百九十二年一月一日前に効力を生ずることはない。

(a) 十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十ペーセントに相当する商船船腹量以上となる国が

前条の規定に従つてこの議定書に拘束されるることについての同意を表明すること。

(b) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際

条約の千九百八十八年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

2 この議定書の効力発生のための条件が満たされた日の後で効力発生の日前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、この議定書の効力発生の日又は文書の寄託の日の後二箇月を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この議定書の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

4 この議定書の改正が次条の規定に従つて受諾書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。

第六条 改正

条約第八条に規定されている手続は、次のことを条件として、この議定書の改正に適用する。

(a) 条約第八条の規定において「この条約」又は「締約政府」というときは、それぞれこの議定

書又はこの議定書の締約国をいうものとする」と。

(b) この議定書のいづれかの条及び附属書の改正は、条約のいづれかの条又は附属書第一章の規定の改正に適用される手続に従つて、採

択され、効力を生ずるものとすること。

(c) この議定書の附属書の付録は、条約の附屬書第一章以外の附屬書の改正に適用さ

れる手続に従つて、採択され、効力を生ずるものとすることができる」と。

第七条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自國について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、機関の事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 いずれかの締約国が条約を廃棄した場合は、この議定書をも廃棄したものとみなす。こ

のような廃棄は、条約の廃棄が条約第十一条(c)の規定に従つて効力を生ずる日と同一の日に効力を生ずる。

千九百八十八年十一月十一日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

4 以上の議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

5 1 この議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

6 2 寄託者は、次のことを行う。

(a) この議定書に署名しており又は加入しているすべての国の政府に対し、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認

認定は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日

(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) この議定書の廃棄書の受領及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(iv) この議定書に署名し又は加入したすべての国にこの議定書の認証謄本を送付すること。

(v) この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国連合憲章第百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務局に送付する。

3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国連合憲章第百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務局に送付する。

4 第九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

5 この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

6 第十条 寄託者

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

7 第十一条 寄託の方法

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

8 第十二条 認定

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

9 第十三条 検査

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

10 第十四条 検査の実施

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。

(k) 「新船」とは、千九百八十年五月二十五日以後にギールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶をいう。

(l) 「検査基準日」とは、証書の有効期間の満了の日に対応する毎年の日をいう。

(m) 「検査及び証書」とは、B部 検査及び証書

(n) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(o) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(p) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(q) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(r) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(s) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(t) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(u) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(v) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(w) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(x) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(y) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(z) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(aa) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(bb) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

(cc) 「第六規則 検査」とは、第六規則を次のように改める。

い場合には、当該証書を回収すべきである。この場合には、速やかに主管庁に通報するものとし、船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第六規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。寄港国の政府は、当該船舶が、船舶又は乗船者に危険を及ぼすことなしに、航行又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該船舶を航行させてはならない。

第七規則 旅客客船の検査

第七規則を次のように改める。

(a) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

(b) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、船底の外部及びボイラーの内外部を含む船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この最初の検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びボイラーの附属品、主機関、補助機関、電気設備、無線設備(救命設備において使用するものを含

(ii) 乗船設備その他の設備の配置、材料及び寸法がこの規則に定める要件及びこの規則に基づいて主管庁が制定する法令に定める要件であつて船舶についてその予定された用途別に適用されるものを完全に満たすことを確保するものでなければならない。この最初の検査は、また、船舶のすべての部分及び設備の工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則の要求する灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を備えることを確保するものでなければならない。

(iii) この章の第十一規則に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合又は重大な修繕若しくは取替えが行われた場合には、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。この追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確認するとともに、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がすべての点においてこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものでなければならぬ。

(iv) (b)の法令は、人命の安全の見地から、船舶がその予定された用途に適合することをすべての点において確保するためのものでなければならない。

(v) (b)の法令は、特に、主ボイラ、補助ボイラ、接続物、蒸気管、高圧容器及び内燃機関の燃料タンクについて行う最初の及びその後の水圧試験又はこれに代わる適当な試験に関する要件(試験の方法及び試験の間隔を含む。)を定めるものとする。

(iii) 貨物船安全設備証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(iv) 貨物船安全設備証書の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。この定期的検査については、(a)-(iv)に定める年次検査の一に代えて行う。

(v) この章の第七規則(四)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(a) の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、消防設備、救命設備(無線設備を除く)、船舶に備える航行設備、水先人乗船設備並びに次章から第三章まで及び第五章の規定が適用されるその他の設備がこの規則に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則(適用がある場合)に適合することを確保するため、検査を受けるものとする。

(ii) 更新検査及び定期的検査においては、(b)-(i)の設備がこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則の関係規定に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの設備の検査を行う。

(iv) 年次検査においては、(b)(i)の設備がこの章の第十一規則(b)の規定に従つて維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの設備について的一般的な検査を行う。

(c) (a)(iv)及び(iv)に定める定期的検査及び年次検査を行つた場合には、貨物船安全設備証書に裏書する。

(d) (a)(iv)及び(iv)に定める定期的検査及び年次検査を行つた場合には、貨物船安全設備証書に裏書する。

第九規則 貨物船の無線設備及びレーダーの検査

第九規則 貨物船の無線設備及びレーダーの検査

(a) 第三章及び第四章の規定が適用される貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(iv)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全無線証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査

(iv) この章の第七規則(b)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(i) 最初の検査は、次のとおり行う。

(ii) 最初の検査においては、貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)がこの規則に適合することを確保するため、この設備についての完全な検査を行う。

(iii) 更新検査及び定期的検査においては、貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)がこの規則に適合することを確保することを確保するため、この設備についての完全な検査を行う。

(c) (a)(iv)に定める定期的検査を行つた場合には、貨物船安全無線証書に裏書する。

(d) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この検査は、

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

(a) 貨物船の船体、機関及び設備で(b)(i)に定めるもの(貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に含まれる事項を除く)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査(船底の外部の検査を含む)

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(iv)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(iv) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(v) この章の第十四規則(b)及び(c)から(iv)までの規定が適用される五年を超えない間隔で行う中間検査

(vi) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合には、延長された証書の有効期間に

(i) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(ii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iv) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(v) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vi) この章の第七規則(b)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(vii) この章の第七規則(b)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(i) 最初の検査においては、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この検査は、

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

(a) 貨物船の船体、機関及び設備で(b)(i)に定めるもの(貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に含まれる事項を除く)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査(船底の外部の検査を含む)

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(iv)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(iv) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(v) この章の第十四規則(b)及び(c)からの規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vi) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(i) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(ii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iv) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(v) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vi) 船底の外部の検査及びこれと同時に実施する関係項目の検査は、これらが船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。

(vii) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この検査は、

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

(a) 貨物船の船体、機関及び設備で(b)(i)に定めるもの(貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に含まれる事項を除く)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査(船底の外部の検査を含む)

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(iv)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(iv) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準

(v) この章の第十四規則(b)及び(c)からの規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vi) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(vii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(i) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(ii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iii) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(iv) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

(v) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

官 報 (号外)

船長又は所有者は、当該他の締約政府の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

第十二規則 証書の発給
第十二規則を次のように改める。

(a) (i) 次章から第五章までの関係規定その他この規則の関係規定に適合する旅客船に対し、最初の検査又は更新検査の後に旅客船安全証書と称する証書を発給する。

(ii) 次章及び第二十一章の関係規定(消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。)その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全構造証書と称する証書を発給する。

(iii) 次章から第三章まで及び第五章の関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全設備証書と称する証書を発給する。

(iv) 第四章の関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全無線証書と称する証書を発給する。

(v) 次章から第五章までの関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全無線証書は、設備の記録によつて補足される。

書の代わりに使用される場合には、この章の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に係る規定を貨物船安全証書について準用する。

(vi) (a) (i) 及び (v) から (v) までに規定する旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書は、設備の記録によつて補足される。

書の代わりに使用される場合には、この章の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に係る規定を貨物船安全証書について準用する。

書の代わりに使用される場合には、この章の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に係る規定を貨物船安全証書について準用する。

第十四規則 証書の有効期間
第十四規則を次のように改める。

(a) 旅客船安全証書は十二箇月を超えない期間について発給する。貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。免除証書は、関連する証書の有効期間を超える期間について効力を有することはない。

(b) 締約政府は、この規則が自己について効力を生じた日の後は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際条約又は千九百二十九年の海上における人命の安全のための国際条約に基づいて証書を発給してはならない。

(c) 旅客船安全証書以外の証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて (b) に定めた最長の期間まで延長することができる。ただし、この章の第八規則から第十規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

(d) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(a) の規定にかかるわらず、新証書は、当該検査の完了の日から次に定める日までの期間効力を有する。

(1) 旅客船については、当該満了の日から十箇月を超えない日

(2) 貨物船については、当該満了の日から五箇月を超えない日

(e) 更新検査が証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査が完了する予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、延長は、船舶がその検査がされる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適當かつ合理的であると認められる場合に限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長を許可された証書を

(f) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前二箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から次に定める日までの期間効力を有する。

(1) 旅客船については、当該満了の日から十箇月を超えない日

(2) 貨物船については、当該満了の日から五箇月を超えない日

第十三規則 他の政府による証書の発給
第十三規則を次のように改める。

第十三規則 他の政府による証書の発給
又は裏書

(a) (i) 次章から第五章までの関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に、(a) (ii) から (v) までに規定する証書の代わりに貨物船安全証書と称する証書を発給することができる。

(ii) 貨物船安全証書が貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書

(外)号報

備える船舶は、その検査がされる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によっては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、次に定める日まで効力を有する。

(i) 旅客船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から十二箇月を超えない日

(ii) 貨物船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日

(iii) 貨物船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日

(iv) 短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、(c)から(e)までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、次に定める日まで効力を有する。

(v) 旅客船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から十二箇月を超えない日

(vi) 貨物船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日

(vii) 主管庁が定める特別な状況においては、(b) (i) 又は(f)に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによって新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、次に定める日まで効力を有する。

(viii) 旅客船については、更新検査の完了の日から十二箇月を超えない日

(ix) 貨物船については、更新検査の完了の日から五年を超えない日

(x) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係規則に規定される期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

(i) 証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。

(ii) 関係規則により要求されるその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準日を用いることによつて当該規則に規定する間隔で完了するものとする。

(iii) 証書の有効期間の満了の日については、関係規則に規定する検査の最大の間隔を超えていよいよに一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が適宜行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

(iv) この章の第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(i) この章の第七規則(a)、第八規則(a)、第九規則(a)及び第十規則(a)に規定する期間内に検査が完了しない場合

(ii) 証書がこの規則に従つて裏書きされない場合

(iii) 船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新しい証書は、これを発給する政府が当該船舶がこの章の第十一規則(a)及び(b)の規定に適合していると認めた場合にのみ、発給される。締約政府の間において船舶が移転された場合は、当該船舶の移転前の旗国の政府は、移転後三箇月以内に要請を

(iv) 船舶は、他の締約政府の港において、この章の第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて発給された証書が有效であることを確認するためのものである限り、当該他の締約政府から正当に権限を与えた職員の行う監督に服する。

(v) 船舶の寄港国の当局は、(c)及び(d)に規定する措置をとることができない場合又は当該船舶が次の寄港地へ航行することを認める場合には、(d)に規定する旗国の関係者のほかに、次の寄港地の当局に対し、当該船舶についての関連情報を通報する。

(vi) この第十九規則の規定により監督を行ふ場合には、船舶を不当地に抑留し又はその出航を不当地に遅らすことのないように、可能なあらゆる努力を払う。船舶は、不当地に抑留され又はその出航を不当地に遅らされた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

(vii) 証書は、有効なものである限り、認容されると。ただし、船舶又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める明確な

受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関係検査報告書の写しを主管庁に送付する。

第十五規則 証書の様式

第十五規則 証書及び設備の記録の様式

第十六規則 証書の掲示

この章の第十一規則及び第十三規則の規定に基づいて発給する証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。

第十九規則 監督

第十九規則を次のように改める。

第十九規則 監督

船舶は、他の締約政府の港において、この章の第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて

発給された証書が有效であることを確認するためのものである限り、当該他の締約政府から正

当に権限を与えた職員の行う監督に服する。

(f) この第十九規則の規定により監督を行ふ場合

には、船舶を不当地に抑留し又はその出航を不

当地に遅らすことのないように、可能なあらゆる努

力を払う。船舶は、不当地に抑留され又はその出

航を不当地に遅らされた場合には、被つた損失及

び損害の賠償を受ける権利を有する。

右欄 十九回七十回の海上の船上にゆるく人命の安全のための国際船舶規則に該する登記記録書に記載された船舶の船名及び登記記録書、貨物船安全設備記録書、貨物船安全設備記録書、貨物船安全設備記録書及び免除証書の記載の登記記録書に記載の登記記録書である。

旅客船に付かねばならない記録の種類

旅客船安全証書

この証書は、設備の記録(様式P)によつて補足される。

(国名)

国際(注1)航海に対するもの
1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、
_____の政府の権限の下に、_____が発給する。

(国の名称)
(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注2)

船名

船舶番号又は信号符字

船舶港

総トン数

認められた航行海域(第IV章第2規則)

国際海事機関船舶識別番号(注3)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が上記の条約第I章第7規則の規定に従つて検査されたこと。
- 2 検査の結果、次のことことが明らかとなつたこと。
 - 2.1 この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。
 - (1) 船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の圧力容器
 - (2) 水密区画の配置及び詳細
 - (3) 次の区画溝敷喫水線

指定されかつ船舶の中央において船側に標示される区画溝敷喫水線(第II—1章第13規則)	フリーボード	他の用途に使用されることがある次の場所が旅客を積む場合に適用する。 ある場合に適用する。
C. 1	-----	-----
C. 2	-----	-----
C. 3	-----	-----

2.2 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.3 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の備品が上記の条約に定める要件に従つて備えられていること。

2.4 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。

2.5 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.6 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.7 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.8 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び連絡信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

2.9 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

3 免除証書が発給されている/発給されていない(注1)こと。

この証書は、_____まで効力を有する。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印印)

注1 該当しないものを抹消すること。

注2 船舶の要目は、これに代えて、艤内に横に並べて記載することができる。

注3 この情報は、決議A.600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。

更新検査が完了し、上記の条約第1章第14規則(d)の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第I章第14規則(d)の規定に従つて まで効力を有するものとする。

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は

猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の条約第I章第14規則(e)/(f)(注)の規定に従つて まで効力を有するものとする。

(文 印 証)

注 該当しないものを抹消すること。

旅船の船員のたるる船員の記載(欄内へ)

の記載は 旅船の船員は添せつけられたいほ。

1988年の認定書により修正された1974年の海上における

人の安全のための国際条約に係る設備の記録

1 船舶の要目

船名 _____

船舶番号又は信号符字 _____

認められた旅客数 _____

無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数 _____

2 救命設備の詳細

	総計 人分	
	左舷	右舷
1 備えている救命設備		
2 救命艇の総数		
2.1 救命艇に収容される人数の総計		
2.2 部分閉鎖型の救命艇(第III章第42規則)の数		
2.3 自己復原部分閉鎖型の救命艇(第III章第43規則)の数		
2.4 全閉鎖型の救命艇(第III章第44規則)の数		
2.5 その他の救命艇		
2.5.1 数		
2.5.2 型		
3 発動機付救命艇の数(2の救命艇の総数に含まれる)		
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数		
4 救助艇の数		
4.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数		
5 救命いかだ		
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ		
5.1.1 救命いかだの数		
5.1.2 救命いかだに収容される人数		
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ		
5.2.1 救命いかだの数		
5.2.2 救命いかだに収容される人数		
6 救命浮器		
6.1 浮器の数		
6.2 浮器に支えられる人数		
7 救命浮環の数		
8 救命胴衣の数		

(外)
事
件

9 イマーシヨン・スース	
9.1 総数	
9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーシヨン・スースの数	
10 保温具(注1)の数	
11 救命設備において使用する無線設備	
11.1 レーダー・トランスポンダーの数	
11.2 双方向VHF無線電話装置の数	
3 無線設備の詳細	
項 目	実際の措置
1 主な設備	
1.1 VHF無線設備	
1.1.1 デジタル選択呼出装置	
1.1.2 デジタル選択呼出職守装置	
1.1.3 無線電話	
1.2 MF無線設備	
1.2.1 デジタル選択呼出装置	
1.2.2 デジタル選択呼出職守装置	
1.2.3 無線電話	
1.3 MF・HF無線設備	
1.3.1 デジタル選択呼出装置	
1.3.2 デジタル選択呼出職守装置	
1.3.3 無線電話	
1.3.4 直接印刷電信	
1.4 インマルサット船舶地域局	
2 警報のための補助手段	
3 海上安全情報の受信設備	
3.1 ナブティックス受信機	
3.2 高度集團呼出受信機	
3.3 HF直接印刷電信受信機	
4 衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1 コスパス・サーサット	
4.2 インマルサット	
5 VHF非常用位置指示無線標識	
6 船舶のレーダー・トランスポンダー	
7 無線電話遭難周波数(2,182キロヘルツ)職守受信機(注2)	
8 無線電話警報信号(周波数が2,182キロヘルツのもの)発生装置(注3)	
4 無線設備の利用可能性を確保するための方法(第IV章第15規則6及び7)	
4.1 設備の二重化	
4.2 陸上保守	
4.3 海上における保守能力	
5 1995年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第IV章に定める要件のいずれかを満たしていないもの(注3)	
規則の要件	実際の措置
通信士の職守時間	
通信士の数	
自動警報機の有無	
主設備の有無	
補助設備の有無	
主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別	
6 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第III章に定める要件を完全には満たしていないもの(注4)	
実際の措置	
救命艇の無線電信設備	
救命用の端末及びいかだのための持運び式の無線装置	

救命用の端艇及びいかだの非常用位置指示無線機器(周波数が121.5 メガヘルツ及び243.0メガヘルツのもの)	ガス運搬船
双方向無線電話装置	上記以外の貨物船

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

(記録の発給の場所)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
この証書は、次のこととを証明すること。
1 この船舶が上記の条約第I章第10規則の規定に従つて検査されたこと。
2 検査の結果、上記の条約第I章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定(消防設備及び火災制御図に関する規定を除く)に適合していることが明らかとなつたこと。

3 最近の二回の船底の外部の検査が _____ 及び _____ に行われたこと。
4 免除証書が発給されている/発給されていない(注4)こと。
この証書は、上記の条約第I章第10規則の規定に基づく年次検査、中間検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、_____ (注5)まで効力を有する。

(記録の発給の場所)

(公の印章) (国名)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、
の政府の権限の下に、 _____ が発給する。

(国の名称) (権限を与えた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船舶港

総トン数

載貨重量(メートル・トン)(注2)

国際海事機関船舶識別番号(注3)

船舶の種類(注4)

油タンカー

化学薬品タンカー

(記録の発給の場所)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(発給の日)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。
注2 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。
注3 この情報は、決議A.600(I)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。

注4 該当しないものを抹消すること。
注5 上記の条約第I章第14規則(l)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(h)の規定に従つて改められる場合を除くほか、同

条約第I章第2規則(h)に規定する検査基準日となる。
年次検査及び中間検査に係る裏書
上記の条約第I章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

(外) 証

年次検査 年次検査／中間検査(注 1)	一回目の検査	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	二回目の検査	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
(必要に応じて、当局の印章)		
上記の条約第 I 章第14規則(c)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書 この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章第14規則(c)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。		
年次検査 年次検査／中間検査(注 1)	更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第14規則(d)の規定を適用する場合における裏書 この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章第14規則(d)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
上記の条約第 I 章第14規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査又は中間検査(注 1)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。		
年次検査 年次検査／中間検査(注 1)	上記の条約第 I 章第14規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査／中間検査(注 1)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)	
	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日	署名 (権限を与えた職員の署名) 場所 日
上記の条約第 I 章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。		
船底の外部の検査に係る裏書(注 2)	上記の条約第 I 章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。	
	署名 (必要に応じて、当局の印章) 場所 日	署名 (必要に応じて、当局の印章) 場所 日

上記の条約第一章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____ 日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

船舶の種類(注4)
油タンカー
化学製品タンカー
ガス運搬船
上記以外の貨物船

キーが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が上記の条約第一章第8規則の規定に従つて検査されたこと。
2 検査の結果、次のことが明らかとなつたこと。

2.1 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。
2.2 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の装備品が上記の条約に定める要件に従つて
備えられていること。

2.3 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件
に従つて備えていること。

2.4 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約
に定める要件を満たしていること。

2.5 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び避難信号の装置を上記の条約及び現行の海上に
おける衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

2.6 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

3 この船舶が上記の条約第一章第26規則1.11)の規定に従つて、_____の海域の範囲内を航行すること。

4 免除証書が発給されている/発給されていない(注4)こと。
この証書は、上記の条約第一章第8規則の規定に基づく年次検査及び定期的検査が行われることを
条件として、_____ (注5)まで効力を有する。

_____において発給した。

(証書の発給の場所)
(発給の日)
(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 油タンカー、化学製品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。

注3 この情報は、決議A.600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。

注4 該当しないものを抹消すること。

注5 上記の条約第I章第14規則(a)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(d)の規定に基づく改められる場合を除くほか、同

条約第I章第2規則(c)に規定する検査基準日となる。

上記の条約第I章第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に

適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

年次検査／定期的検査(注)
署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定に基づく年次検査又は定期的検査

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定に基づく年次検査／定期的検査(注)において、この船舶が同

条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
この証書は、上記の条約第I章第14規則(e)／(f)(注)の規定に従つて _____まで効力を有するものとする。

年次検査

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

年次検査／定期的検査(注)

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

年次検査／定期的検査(注)

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

年次検査／定期的検査(注)

署名 _____
(権限を与えた職員の署名)

場所 _____
日 _____

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定に基づく年次検査又は定期的検査

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定に基づく年次検査／定期的検査(注)において、この船舶が同

条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

(必要に応じて、当局の印章)

(外) 報 告

上記の条約第I章第14規則(h)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

上記の条約第I章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

署名 _____

(権限を与えた職員の署名)

場所 _____

日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第I章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

備考欄(本検査証書のための設備の記録(業者印))

の記載が、船は救難艇・救難機械は該当しない。

1988年の議定書により修正された1974年の海上における

人の安全のための国際条約に係る設備の記録

1 船舶の要目

船名 _____

船舶番号又は信号符字 _____

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備	総計	人分
	左舷	右舷

2 救命艇の総数	_____	_____
2.1 救命艇に収容される人数の総計	_____	_____
2.2 自己復原部分開閉型の救命艇(第三章第43規則)の数	_____	_____

- 2.3 全開閉型の救命艇(第III章第44規則)の数
2.4 空気自給式救命艇(第III章第45規則)の数
2.5 耐火救命艇(第III章第46規則)の数
2.6 その他の救命艇

- 2.6.1 数
2.6.2 型

- 2.7 自由落下式救命艇の数
2.7.1 全開閉型のもの(第III章第44規則)
2.7.2 空気自給式のもの(第III章第45規則)

- 2.7.3 耐火のもの(第III章第46規則)

- 3 発動機付救命艇の数(2の救命艇の総数に含まれる)
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数

- 4 救助艇の数
4.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数

- 5 救命いかだ
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ
5.1.1 救命いかだの数
5.1.2 救命いかだに収容される人数

- 5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ
5.2.1 救命いかだの数
5.2.2 救命いかだに収容される人数

- 5.3 第III章第46規則1.4の規定により要求される救命いかだの数

- 6 救命浮環の数
7 救命胴衣の数
8 イマーション・スーツ

- 8.1 総数

(外) 中 (中)

8.2 救命胴衣の要件を満たすマイマーション・スースの数	-----	船舶の要目(注1)
9 保温具(注1)の数	-----	船名
10 救命設備において使用する無線設備	-----	船舶番号又は信号符号
10.1 レーダー・トランスポンダーの数	-----	船籍港
10.2 双方向VHF無線電話装置の数	-----	総トン数
3 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第III章に定める要件を完全には満たしていないもの(注2)	-----	認められた航行海域(第IV章第2規則)
(記録の発給の場所)	実際の措置	国際海事機関船舶識別番号(注2)
(発給の日)	(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)	キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
(必要に応じて、記録を発給する当局の印押)	(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)	この証書は、次のことを証明する。
注1 上記の条約第III章第38規則5, 10(a), 第41規則8(i)及び第47規則2, 20(3)の規定により要求されるものを除く。	1 この船舶が上記の条約第I章第9規則の規定に従つて検査されたこと。	
注2 1995年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。	2 検査の結果、次のことが明らかとなつたこと。 2.1 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。 2.2 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。 3 免除証書が発給されている／発給されていない(注3)こと。	
備考欄はかかる無線機器の整備	この証書は、上記の条約第I章第9規則の規定に基づく定期的検査が行われることを条件として、(注4)まで効力を有する。	において発給した。
(発給の日)	(証書の発給の場所)	において発給した。
(必要に応じて、証書を発給する当局の印押)	(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)	(証書の発給の場所)
(発給の日)	(必要に応じて、証書を発給する当局の印押)	(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)
(公の印章)	(国名)	(公の印章)
1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、 の政府の権限の下に、 (国名)	注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。 注2 この情報は、決議A.600(5)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。 注3 該当しないものを抹消すること。 注4 上記の条約第I章第4規則(h)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(h)の規定に従つて改められる場合を除くほか、同条約第I章第2規則(h)に規定する検査基準日となる。	この日に対応する各年の日は、同規則(h)の規定に従つて改められる場合を除くほか、同条約第I章第2規則(h)に規定する検査基準日となる。
この証書は、無線設備についての設備の記録(様式R)によって補足される。	上記の条約第I章第9規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。	上記の条約第I章第9規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

定期的検査

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

外埠(印)加

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第I章第14規則(c)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第I章第14規則(d)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

この船舶は、上記の条約第I章第14規則(e)/(f)(注)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

この船舶は、上記の条約第I章第14規則(e)/(f)(注)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定に基づく定期的検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

署名 _____
(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第I章第14規則(c)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
上記の条約第I章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____ とする。

上記の条約第I章第14規則(h)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
上記の条約第I章第14規則(h)の規定に従つて、新たな検査基準日は、 _____ とする。

上記の条約第I章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、-----とする。

署名-----
(権限を与えた職員の署名)

場所-----
日-----

(必要に応じて、当局の印章)
注 該当しないものを抹消すること。

無線設備のための設備の記録(表1)
この記録は、無線設備のための記録(表2)。

1988年の議定書により修正された1974年の海上における

人命の安全のための国際条約に係る無線設備についての設備の記録

- 1 船舶の要目
船名-----
船舶番号又は信号符字-----
無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数-----
2 無線設備の詳細

項	目	実際の措置
1	主な設備	-----
1.1	VHF無線設備	-----
1.1.1	デジタル選択呼出装置	-----
1.1.2	デジタル選択呼出監守装置	-----
1.1.3	無線電話	-----
1.2	MF無線設備	-----
1.2.1	デジタル選択呼出装置	-----
1.2.2	デジタル選択呼出監守装置	-----
1.2.3	無線電話	-----

3 無線設備の利用可能性を確保するための方法(第IV章第15規則6及び7)	-----
3.1 設備の二重化	-----
3.2 陸上保守	-----
3.3 海上における保守能力	-----
4 1995年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第IV章に定める要件のいずれかを満たしていないもの(注2)	-----
4.1 1982年2月1日前に効力を有する1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電話を備え付けることを要求される船舶	-----

(外) 報

	規則の要件	実際の措置
通信士の廃守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----
自動警報機の有無	-----	-----
主設備の有無	-----	-----
補助設備の有無	-----	-----
主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別	-----	-----

4.2 1992年2月1日前に効力を有する1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電話を備え付けることを要求される船舶

	規則の要件	実際の措置
職守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

において発給した。

(記録の発給の場所)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注1 1992年2月1日の後又は海上安全委員会により他の日が決定される場合にはその日の後に

発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注2 1992年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

記録並びに該当する設備の登録

貨物船安全証書

この証書は、設備の記録(様式C)によって補足される。

(公の印章)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、

の政府の権限の下に、
(国名)が発給する。

(国の名称)

船舶の要目(注1)

船名	-----
船舶番号又は信号符号	-----
船籍港	-----
総トン数	-----
載貨重量(メートル・トン)(注2)	-----
船舶の長さ(第III章第3規則10)	-----
認められた航行海域(第IV章第2規則)	-----

船舶の種類(注4)
油タンカー
化学製品タンカー
ガス運搬船
上記以外の貨物船

キールが備え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
この証書は、次のこととを証明する。

1 この船舶が上記の条約第I章第8規則から第10規則までの規定に従つて検査されたこと。

2 検査の結果、次のこととが明らかとなつたこと。
2.1 上記の条約第I章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並
びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定(消防設備及び火災制御図に関する
規定を除く。)に適合していることが明らかとなつたこと。

2.2 最近の二回の船底の外部の検査が^(日)及び^(日)に行われたこ
と。
2.3 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。
2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の備品が上記の条約に定める要件に従つて
備えられていること。
2.5 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件
に従つて備えていること。
2.6 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

<p>2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。</p> <p>2.9 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。</p> <p>2.10 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。</p> <p>3 この船舶が上記の条約第Ⅲ章第26規則(1, 11)の規定に従つて の海域の範囲内を航行すること。</p>		<p>年次検査／中間検査(注1)</p> <p>署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)</p> <p>場所 _____</p> <p>日 _____</p>
<p>4 免除証書が発給されている／発給されていない(注4)こと。</p> <p>この証書は、上記の条約第Ⅰ章第8規則から第10規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、(注5)まで効力を有する。</p>		<p>年次検査／中間検査(注1)</p> <p>署名 _____ (必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所 _____</p> <p>日 _____</p>
<p>（証書の発給の場所）</p> <p>において発給した。</p>		<p>（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）</p> <p>（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）</p>
<p>注1 船舶の要目は、これに代えて、艤内に並べて記載することができる。</p> <p>注2 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。</p> <p>注3 この情報は、決議A.600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。</p> <p>注4 該当しないものを抹消すること。</p> <p>注5 上記の条約第Ⅰ章第14規則(1a)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(1b)の規定に従つて改められる場合を除くほか、同条約第Ⅱ章第2規則(1c)に規定する検査基準日となる。</p>		<p>年次検査</p> <p>署名 _____ (必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所 _____</p> <p>日 _____</p>
<p>この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書</p> <p>上記の条約第Ⅰ章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。</p>		<p>上記の条約第Ⅰ章第14規則(1b)の規定に基づく年次検査又は中間検査</p> <p>上記の条約第Ⅰ章第10規則及び第14規則(1b)の規定に基づく年次検査／中間検査(注1)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。</p>
<p>年次検査</p> <p>署名 _____ (必要に応じて、当局の印章)</p> <p>場所 _____</p> <p>日 _____</p>		<p>（必要に応じて、当局の印章）</p> <p>（権限を与えられた職員の署名）</p>
<p>（必要に応じて、当局の印章）</p>		<p>（必要に応じて、当局の印章）</p> <p>（権限を与えられた職員の署名）</p>

外 印 証

二回目の検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の2.3から2.5まで、2.8及び2.9の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書
上記の条約第I章第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／定期的検査(注1)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

上記の条約第I章第14規則(注1)の規定に基づく年次検査又は定期的検査
上記の条約第I章第8規則及び第14規則(注1)の規定に基づく年次検査／定期的検査(注1)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

二回目の検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____
日 _____

上記の条約第1章第14規則(h)項の規定に基づく定期的検査
上記の条約第1章第9規則及び第14規則(h)項の規定に基づく定期的検査において、この船舶が同条
約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

上記の条約第1章第14規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書
の有効期間を延長するための裏書
この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第
I章第14規則(c)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

更新検査が完了し、上記の条約第1章第14規則(d)の規定を適用する場合における裏書
この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第
I章第14規則(d)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

（必要に応じて、当局の印章）
場所 _____
日 _____

上記の条約第1章第14規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は
猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
この証書は、上記の条約第1章第14規則(e)／(f)(注1)の規定に従つて _____ まで
効力を有するものとする。

半島丸四〇一十六〇 桃源港水道港十一四〇一
十九四〇一十五四〇の海上に航行する船舶の航行の安全のための国際規範に附す十六四〇一八四〇の運送船の規則よりして本船が承認
する。

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備		総計	人分
		左舷	右舷
2 救命艇の総数		-----	-----
2.1 救命艇に収容される人数の総計		-----	-----
2.2 自己復原部分閉鎖型の救命艇(第III章第43規則)の数		-----	-----
2.3 全閉鎖型の救命艇(第III章第44規則)の数		-----	-----
2.4 空気自給式救命艇(第III章第45規則)の数		-----	-----
2.5 耐火救命艇(第III章第46規則)の数		-----	-----
2.6 その他の救命艇		-----	-----
2.6.1 数		-----	-----
2.6.2 型		-----	-----
2.7 自由落下式救命艇の数		-----	-----
2.7.1 全閉鎖型のもの(第III章第44規則)		-----	-----
2.7.2 空気自給式のもの(第III章第45規則)		-----	-----
2.7.3 耐火のもの(第III章第46規則)		-----	-----
3 発動機付救命艇の数(2の救命艇の総数に含まれる。)		-----	-----
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数		-----	-----
4 救助艇の数		-----	-----
4.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数		-----	-----
5 救命いかだ		-----	-----
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ		-----	-----
5.1.1 救命いかだの数		-----	-----
5.1.2 救命いかだに収容される人数		-----	-----
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ		-----	-----
5.2.1 救命いかだの数		-----	-----

(外) 号

5.2.2 救命いかだに収容される人数

5.3 第III章第26規則1.4の規定により要求される救命いかだの数

6 救命浮環の数

7 救命胴衣の数

8 イマーション・スーツ

8.1 総数

8.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数

9 保温具(注1)の数

10 救命設備において使用する無線設備

10.1 レーダー・トランスポンダーの数

10.2 双方向VHF無線電話装置の数

3 無線設備の詳細

項目

目

実際の措置

1 主な設備

1.1 VHF無線設備

1.1.1 デジタル選択呼出装置

1.1.2 デジタル選択呼出監守装置

1.1.3 無線電話

1.2 MF無線設備

1.2.1 デジタル選択呼出装置

1.2.2 デジタル選択呼出監守装置

1.2.3 無線電話

1.3 MF・HF無線設備

1.3.1 デジタル選択呼出装置

1.3.2 デジタル選択呼出監守装置

(印) 船外

1.3.3 無線電話	主設備の有無
1.3.4 直接印刷電信	補助設備の有無
1.4 インマルサット船舶地域局	主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別
2 警報のための補助手段	-----
3 海上安全情報の受信設備	-----
3.1 ナブテックス受信機	-----
3.2 高度集団呼出受信機	-----
3.3 HF直接受信電信受信機	-----
4 衛星系非常用位置指示無線標識	-----
4.1 コンパス・サーモット	-----
4.2 インマルサット	-----
5 VHF非常用位置指示無線標識	-----
6 船舶のレーダー・トランスポンダー	-----
7 無線電話遭難周波数(2,182キロヘルツ)聽守受信機(注2)	-----
8 無線電話警急信号(周波数が2,182キロヘルツのもの)発生装置 (注3)	-----
4 無線設備の利用可能性を確保するための方法(第IV章第15規則6及び7)	規則の要件
4.1 設備の二重化	実際の措置
4.2 陸上保守	-----
4.3 海上における保守能力	-----
5 1995年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第IV章に定める要件のいずれかを満たしていないもの(注4)	規則の要件
全のための国際条約第III章に定める要件を完全には満たしていないもの(注4)	実際の措置
6 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電話を備え付けることを要求される船舶	規則の要件
この記録がすべての点において正しいことを証明する。	規則の要件
において発給した。	実際の措置
(記録の発給の場所)	規則の要件
(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)	実際の措置
(発給の日)	規則の要件
(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)	実際の措置
注1 上記の条約第III章第38規則5, 12A、第41規則8(4)及び第47規則2, 20(3)の規定により要求されるものを除く。	規則の要件
注2 1999年2月1日の後又は海上安全委員会により他の日が決定される場合にはその日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。	実際の措置
注3 1999年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。	規則の要件
注4 1995年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。	実際の措置

船舶の規制

免除証書

(公の印章)
1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、
の政府の権限の下に、
が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船舶港

総トン数

国際海事機関船舶識別番号(注2)

この証書は、次のこととを証明する。

上記の条約第
章第
規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上

記の条約
の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

上記の条約第
章第
規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上

記の条約
の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

上記の条約第
章第
規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上

記の条約
の要件を免除されたこと。

この免除証書を特定の航海について発給する場合のその航海

この証書は、この証書を添付する
条件として、
まで効力を有する。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 この情報は、決議A.600(I)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任
意に含めることができる。

上記の条約第1章第14規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書
この裏書は、上記の条約第1章第14規則(c)の規定に従い、この証書を添付する
証書が効力を有していることを条件として、
まで効力を有する
ものとする。

(署名)

(権限を与えられた職員の署名)
署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

署名
(権限を与えられた職員の署名)

審査報告書

平成九年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
外務委員長 寺澤 芳男

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定を他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と同様に定められた規則と調和させること並びに同条約に定める船舶の積載限度に係る技術要件を改善することを目的とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、船舶の所有者の負担を軽減するとともに、航海の安全確保のための国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について

承認を求める件

右

国会に提出する。

第一条 一般的の義務

1 この議定書の締約国は、この議定書及びこの議定書の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この議定書」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

2 この議定書の締約国において、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約(以下「条約」という。)の規定(第二十九条の規定を除く。)を適用する。ただし、この議定書における条約の修正及び追加の規定に従うことを条件とする。

3 この議定書の締約国は、条約及びこの議定書の締約国でない国を旗国とする船舶に対し、一層有利な取扱いがそれらの船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じて条約及びこの議定書の規定を適用する。

第二条 既存の証書

1 この議定書の他の規定にかかわらず、国際的な満載喫水線の証書であって、この議定書が船舶の旗国の政府について効力を生じた日に有効なものは、証書の有効期間が満了する時まで有效とする。

第三条 情報の送付

1 この議定書の締約国は、千九百六十六年四月五日以降に採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約に基づいて証書を発行してはならない。

2 この議定書の締約国は、千九百六十六年四月五日以降に採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約に基づいて証書を発行してはならない。

第四条 署名・批准・受諾・承認及び加入

1 この議定書は、機関の本部において、千九百八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、3の規定に従うことを条件として、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(a) この議定書の範囲内の諸種の事項について

制定される法律、政令、命令、規則その他の文書

(b) 満載喫水線に係る事項について自国の政府に代わって行動する権限を与えられた指名された検査員及び認定された団体の名簿で締約国に対しその職員への情報として回覈に付するためのもの並びに指名された検査員又は認定された団体に与える権限についての責任の範囲及び条件の通知書

(c) この議定書に基づいて発行される証書の十分な数の見本

第五条 署名

1 この議定書は、機関の本部において、千九百八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、3の規定に従うことを条件として、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3

受諾を条件とする」となく条約に署名し又は

これを受諾し若しくはこれに加入した国のみが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入することができる。

第五条 効力発生

1 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後十二箇月で効力を生ずる。ただし、この議定書は、千九百九十二年一月一日前に効力を生ずることはない。

(a) 十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十ペーセントに相当する商船船腹量以上となる国が前条の規定に従つてこの議定書に拘束されることについての同意を表明すること。

(b) 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

2 この議定書の効力発生のための条件が満たされた日の後で効力発生の日前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、この議定書は、批準、受諾、承認又は加入書を寄託する日に効力を生ずる。

3 この議定書の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後二箇月で効力を生ずる。

4 この議定書の改正又は、この議定書の締約国間においては、条約の改正が次条の規定に従つて受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書又は条約に係るものとみなす。

第六条 改正

1 この議定書及び、この議定書の締約国間においては、条約は、この条に定めるいづれかの手続に従つて改正することができる。

2 機関における審議の後の改正

(a) この議定書の締約国が提案する改正案は、機関の事務局長に提出されるものとし、同事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及び条約のすべての締約政府に対し回覈に付する。

(b) (a)の規定により提案されかつ回覈に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託される。

(c) この議定書の締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、(c)の規定により拡大された海上安全委員会(以下「拡大海上安全委員会」といいう)に出席しかつ投票するこの議定書の締約国三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とす。

(e) (d)の規定による改正は、当該規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつたこの議定書の締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該改正が効力を生ずべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国三分の二以上の多数により決定する一箇長い期間自國についての当該改正の実施を延期する旨を機関の事務局長に通告することができる。

第七条 会議による改正

(a) 機関は、この議定書のいづれかの締約国が締約国三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この議定書及び条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(b) 締約国会議において出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数による議決で採択された改正は、受諾のため、機関の事務局長によりすべての締約国に送付される。改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(f)及び(g)に定める手続

官報(号外)

に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、2の(f)及び(2)の「拡大海上安全委員会」を「締約国会」と読み替えるものとする。

4(a) 2(f)(ii)の規定による改正であつて効力を生じたものを受諾しているこの議定書の締約国は、当該規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を旗国とする船舶に對して発行される証書にて、当該改正に係る事項に関する限り、この議定書による利益を与える義務を負わない。

(b) 2(f)(ii)の規定による改正であつて効力を生じたものを受諾しているこの議定書の締約国は、2(g)(ii)の規定に基づき当該改正の実施の延期を機関の事務局長に通告した締約国を旗国とする船舶に對して発行される証書について、この議定書による利益を与える。

5 別段の明文の規定がない限り、この条の規定に従つて行われる改正であつて船舶の構造に関するものは、当該改正が効力を生ずる日以後にキールが据え付けられるか又は同様な建造段階にある船舶にのみ適用する。

6 改正についての受諾若しくは反対の宣言又は2(g)(ii)の規定に基づく通告については、機関の事務局長に対し文書で行うものとし、同事務局長は、当該文書の提出があったこと及びこれを受領した日をこの議定書のすべての締約国に通報する。

7 機関の事務局長は、この条の規定に基づいて

効力を生ずる改正及びその効力発生の日をこの議定書のすべての締約国に通報する。

第七条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの廢棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによつて行う。

3 廃棄は、機関の事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 いずれかの締約国が条約を廃棄した場合には、この議定書をも廃棄したものとみなす。この規定に従つて効力を生ずる日と同一の日に効力を生ずる。

第八条 寄託者

1 この議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

2 寄託者は、次のことを行う。

附屬書A 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の修正及び追加

第一条 定義

(8) 「長さ」とは、キールの上面から測つた最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいすれか大きいものをいう。最小深さの八十五パーセントの位置における喫水線から上の船首材の輪郭がくぼんでいる場合には、当該喫水線の全長の前端及び船首材の前面は、当該喫水線から上の船首材の輪

郭の最後部の点を当該喫水線に垂直に投影した点とする。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。

(8)の次に次の(9)を加える。

(9) 「検査基準日」とは、証書の有効期間の満了の日に対応する毎年の日をいう。

第三条、第十二条、第十六条及び第二十一条

合事務局に送付する。

第九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。

千九百八十八年十一月十一日にロンドンで作成した。

第四条 適用

(3)を次のように改める。

(3) 附屬書Iの規則は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、新船について適用する。

(4) 第十五条 適用除外

(2)(c)中「ブンタ・ノルテ」を「ブンタ・ラサ(サン・アントニオ岬)」に改める。

(3) 第十四条 最初の検査及び定期的検査

(4) 第十四条を次のように改める。

(5) 第十四条を次のように改める。

(6) 第十四条 最初の検査、更新検査及び年次検査

(7) 第十四条 最初の検査、更新検査及び年次検査

(8) 船舶は、次に掲げる検査を受けなければならぬ。

(a) 船舶の就航前の最初の検査。この検査は、この条約がその船舶に適用される限り、その構造及び設備の完全な検査を含むものとする。この検査は、配置、材料及び寸法がこの条約の要件に完全に適合することを確保する

ものでなければならない。

(b) 第十九条(2)及び(5)から(7)までの規定が適用される場合を除くほか、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間において行う更新検査。この検査は、構造、設備、配置、材料及び寸法がこの条約の要件に完全に適合することを確保するものでなければならぬ。

(c) 証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査。この検査は、次のことを確保するために行うものとする。

- 1) 証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査。この検査は、次のことを確保するために行うものとする。
- 2) 満載喫水線の位置を決定する計算に影響を及ぼす変更が船体又は船櫓に加えられていないこと。
- 3) 開口の保護、ガード・レール、放水口及び船員室区域への通路装置に関する取付物並びに器具が有効な状態に維持されていること。
- 4) フリー・ボードの標識が正しくかつ恒久的に示されていること。
- 5) 附属書I第十規則により要求される資料が備えられていること。

(2) (1)(c)に定める年次検査を行つた場合には、国際満載喫水線証書又は第六条(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に発行される国際満載喫水線免除証書に裏書する。

第十六条 証書の発行

- 1) 第十七条 他の政府による証書の発行
- 2) 表題を次のように改める。
- 3) を削る。

他の政府による証書の発行又は裏書

(1) を次のように改める。

(1) 締約政府は、他の締約政府の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条約に規定する要件が満たされていると認めるときは、この条約に従つて、その船舶のために国際満載喫水線証書を発行するか若しくはその発行を認め又は船舶の有する証書に裏書するか若しくはその裏書を認めなければならぬ。

(4) 中「千九百六十六年」を削る。

第十八条 証書の様式

第十八条を次のように改める。

証書は、附属書IIIに定める様式により作成する。使用される言語が英語又はフランス語でない場合には、証書には、これらの言語のいずれかによること。

第十九条 証書の有効期間

第十九条を次のように改める。

第十九条 証書の有効期間及び効力

第十九条を次のように改める。

(1) 国際満載喫水線証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について発行するものとする。

(2) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)の規定にかかるわらず、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

第十六条 証書の発行

- 1) 第十七条 他の政府による証書の発行
- 2) 表題を次のように改める。
- 3) を削る。

(b) 更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(3) 証書が五年未満の期間について発行される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第十四条に定める年次検査であつて証書が五年の期間について発行される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することを条件とする。

(4) 第十四条(1)(b)に定める更新検査が行われた場合において、証書の有効期間の満了の日前に船舶に新証書を発行することができないときは、検査を行う人又は団体は、五箇月を超えない期間について証書の有効期間を延長することができる。このような延長については、証書に裏書するものとし、船舶のフリー・ボードに影響を及ぼす構造、設備、配置、材料又は寸法の変更が加えられていない場合にのみ、許与するものとする。

(5) 及び(6)に規定することによって新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

(7) 主管庁が定める特別な状況においては、(2)、

(5) 及び(6)に規定することによって新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

(8) 年次検査が第十四条に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

- 1) 証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日以後三箇月以内に完了することができる。ただし、延長は、船舶がその検査がされる予定の港に到着する日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

への航海を完了することができるようにするためのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うこととはできない。有効期間の延長を許与された証書を着したときは、新証書の発行を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

と認められる場合に限り、許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うこととはできない。有効期間の延長を許与された証書を着したときは、新証書の発行を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

- (b) 第十四条の規定により要求されるその後の年次検査については、新たな検査基準日を用いることによって同条に規定する間隔で完了するものとする。
- (c) 証書の有効期間の満了の日については、第十四条に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査が行われることを条件として、変更しないでおくことができる。
- (g) 国際満載喫水線証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- 指定フリーボードの増加を必要とするような実質的な変更が船体又は船橋に加えられた場合
 - 第十四条(i)(c)に定める取付物及び器具が有効な状態に維持されていない場合
 - 船舶が第十四条(i)(c)に定めるところにより検査されたことが証書に裏書きされていない場合
 - 船舶の構造上の強さが船舶が安全でなくなりる程度まで低下している場合
- (h) 第六条(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に主管庁が発行する国際満載喫水線免除証書の有効期間は、発行の日から五年を超えてはならない。この証書の更新、裏書き、延長及び失効の手続は、国際満載喫水線証書についてこの条で定める手続と同様とする。
- (b) 第六条(4)の規定に基づいて免除を受けた船舶に発行する国際満載喫水線免除証書の有効期間は、その発行に係る單一の航海に限らなければならぬ。

月を超えない日に相当する日に改める。

第十一條 監督

- (1) 主管庁が船舶に発行する証書は、その船舶が他の国を旗国となることになる場合には、その効力を失う。

第二十一條 監督

- (1)(c)中「第十九条(3)(a)」を「第十九条(9)(a)」に改める。

る。

附屬書B 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約附屬書の修正及

び追加

第一章 総則

第一規則 船体の強さ

第二十二規則(表題を含む。)中「船体」を「船舶」に改める。

第三規則(表題を含む。)中「船体」を「船舶」に改める。

第四規則 満載喫水線を決定するための規則

第五規則 船側外板

第六規則(表題を含む。)中「船側外板」を「船側」に改める。

第七規則 満載喫水線の検証

第八規則(表題を含む。)中「(第二回参照)」を削る。

第九規則 標識の検証

第十規則 フリーボードの指定の条件

第十一規則 排水管、吸込管及び排出管

第十二規則(表題を含む。)を削る。

第十三規則 船長に提供される資料

第十四規則(表題を含む。)を削る。

第十五規則 可搬式ハッチ・カバーによつて閉鎖され、かつ、ターポリンとバッテンとによつて風雨密を保持するハッチ

第十六規則(表題を含む。)を削る。

第十七規則(表題を含む。)を削る。

第十八規則(表題を含む。)を削る。

第十九規則(表題を含む。)を削る。

期間は、その発行に係る單一の航海に限らなければならぬ。

第三規則 定義

- (1) 長さ

(1)を次のように改める。

長さ(L)とは、キールの上面から測った最小

型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中

心線までの長さのうちいすれか大きいものをいう。最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線から上の船首材の輪郭がくぼんでいる場合には、当該喫水線の全長の前端及び船首材の前面は、当該喫水線から上の船首材の輪郭の最後部の点を当該喫水線に垂直に投影した点とする。傾斜したキールを有するよう設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。

(d) 復原性の基本的情報が姉妹船の傾斜試験から得られ、その基本的情報から当該船舶の信頼し得る復原性資源が得られることが明らかであると主管庁が認める場合には、当該主管庁の承認を条件として、傾斜試験を省略することができる。

(e) 承認された復原性資料が主管庁によつて承認されているという証拠と共に常に船上に備える。

(f) すべての通常の使用状態における船舶の復原性についての正確な手引を迅速かつ容易に得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用のために提供する。

(g) その発行に係る單一の航海に限らなければならぬ。

(h) 原性についての正確な手引を迅速かつ容易に得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用

を得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用

実際の排水量及び重心の位置を決定する。

第三規則 定義

- (b) すべての通常の使用状態における船舶の復原性についての正確な手引を迅速かつ容易に得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用

を得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用

官報(号外)

の縁が水に没しないことをのむ、認められる。その他の場合には、現行の海上における人命の安全のための国際条約の要件に従つて排水を船内に導かなければならぬこと。

新たに(4)中「(3)の規定」を「(2)の規定」に改める。

新たに(6)前段中「(1)の規定」を「(2)の規定」に改める。

べての外板取付物及び外板取付物」を「すべての外板取付物及び外板取付物」に改めることを要求されるすべての弁に改める。

第(13)規則 船窓

(2)中「満載喫水線」を「夏期満載喫水線(指定される場合)」は、夏期木材満載喫水線」に改める。

(2)中「計算された面積」を「(1)の規定に従つて計算された面積」に、「補間法」を「一次補間法」に改める。

(3)中「船舶が第二十六規則(2)の要件に適合しない」というランクを備えてくる場合」や「ハーフ・ハーフを備える船舶が第二十六規則(1)(e)の要件に適合しない場合」に改める。

第三章 フリー・ボーディング

第一(17)規則 船舶の型式

第一(17)規則を次のように改める。

第一(17)規則 船舶の型式

(1) フリー・ボーディングの計算上、船舶をA型及びB型に分類する。

(A型船舶)

(2) A型船舶とは、次の要件に適合するものとす。

(a) 重心積みの液体貨物のみを運送するように設計されている。

(b) 暴露甲板が高度の保全性を有し、及び暴露甲板上の出入口が貨物区画室に通ずる鋼又は鋼板と同等の材料のガスケット付き水密な船内に導かなければならぬこと。

(b) 暴露甲板が高度の保全性を有し、及び暴露

甲板上の出入口が貨物区画室に通ずる鋼又は鋼板と同等の材料のガスケット付き水密な船内に導かなければならぬこと。

にもつて限額される小さな出入口のみである。

。(1)~(4)

(c) 積載中の貨物区画室が低い浸水率を有する。

(d) 長さ四十五メートルを超えるA型船舶であつて当該船舶をB型とする場合よりも小さかつリーボードが指定されるものは、(1)の要件に従つて積載するときは、(2)に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と規定する。

一又は(1)以上の区画室の浸水にも耐えて、(2)に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができなければならないこと。」のようないわゆる「アーチ型」の機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(4) A型船舶に対しては、第一(18)規則のA表に基づいてフリー・ボーディングを有しないフリー・ボーディングを指定しなければならないこと。

(c)型船舶

(5) (2)及び(3)のA型船舶に関する規定に該当しないすべての船舶は、B型船舶とする。

(6) 第十五規則(7)を除く)の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチが第一位置にあるB型船舶に対しては、第一(18)規則のB表の値に次の表の値をえた値に基いてフリー・

ボーディングを指定しなければならない。

第十五規則(7)又は第十六規則の規定に適合しないハッチ・カバーを有するB型船舶に

船の長さ(メートル)	フリー・ボーディングの増加(ミリメートル)	船の長さ(メートル)	フリー・ボーディングの増加(ミリメートル)	船の長さ(メートル)	フリー・ボーディングの増加(ミリメートル)
108以下	50	139	175	170	280
109	52	140	181	171	282
110	55	141	186	172	294
111	57	142	191	173	297
112	59	143	196	174	299
113	62	144	201	175	301
114	64	145	206	176	304
115	68	146	210	177	306
116	70	147	215	178	308
117	73	148	219	179	311
118	76	149	224	180	313
119	80	150	228	181	315
120	84	151	232	182	318
121	87	152	236	183	320
122	91	153	240	184	322
123	95	154	244	185	325
124	99	155	247	186	327
125	103	156	251	187	329
126	108	157	254	188	332
127	112	158	258	189	334
128	116	159	261	190	336
129	121	160	264	191	339
130	126	161	267	192	341
131	131	162	270	193	343
132	136	163	273	194	346
133	142	164	275	195	348
134	147	165	278	196	350
135	153	166	280	197	353
136	159	167	283	198	355
137	164	168	285	199	357
138	169	287	200	358	

- (7) 中間の長さに対応するフリー・ボードは、一次補間法によつて求めるものとする。
- 長さ二百メートルを超える船舶については、主管庁が定めるところによる。
- (8) B型船舶であつて第一位置に第十五規則(7)又は第十六規則の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチを有するものに対しては、(8)から(3)までに規定する場合を除くほか、第二十八規則のB表に基づいてフリー・ボードを指定しなければならない。

(8) 長さ百メートルを超えるB型船舶に対しては、(7)の規定により要求されるフリー・ボードよりも小さいフリー・ボードを指定することができる。

ただし、主管庁が、許された減少の幅との関係において、次のことにつき満足することを条件とする。

(a) 船員の保護のための設備が十分なものである。

(b) 放水設備が十分なものである。

(c) 第一位置及び第一位置におけるハッチ・カバーが第十六規則の規定に適合し、かつ、十分な強度を有すること、特に、その密閉及び締付け装置に対する特別な注意が払われていること。

(d) 船舶が、(c)の要件に従つて積載するときに、既に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と想定し、いずれの(一又は二以上)の区画室の浸水にも耐えて、既に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができること。このような船舶で長さ百五十メートルを超えるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(8) 及び(9)から(3)までの要件に適合するB型船

- (7) B型船舶であつて第一位置に第十五規則(7)又は第十六規則の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチを有するものに対しては、(8)から(3)までに規定する場合を除くほか、第二十八規則のB表に基づいてフリー・ボードを指定しなければならない。

(8) 長さ百メートルを超えるB型船舶に対しては、(7)の規定により要求されるフリー・ボードよりも小さいフリー・ボードを指定することができる。

ただし、主管庁が、許された減少の幅との関係において、次のことにつき満足することを条件とする。

(a) 船員の保護のための設備が十分なものである。

(b) 放水設備が十分なものである。

(c) 第一位置及び第一位置におけるハッチ・カバーが第十六規則の規定に適合し、かつ、十分な強度を有すること、特に、その密閉及び締付け装置に対する特別な注意が払われていること。

(d) 船舶が、(c)の要件に従つて積載するときに、既に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と想定し、いずれの(一又は二以上)の区画室の浸水にも耐えて、既に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができること。このような船舶で長さ百五十メートルを超えるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(8) 及び(9)から(3)までの要件に適合するB型船

(10)(a) (9)の規定に基づいて認められる表定フリー・ボードの減少の幅は、その船舶が次の規定の要件に適合することを条件として、第二十八

規則のA表の値とB表の値との差の六十パーセントを超えて減少させてはならない。

(b) A型船舶と同様に、第二十六規則(4)を除く。

(ii) (iii) (iv) 及び(5)

(iii) (iv) (v) 及び(6)

(iv) (v) (vi) 及び(7)

(v) (vi) (vii) 及び(8)

(vi) (vii) (viii) 及び(9)

(vii) (viii) (viii) 及び(10)

(viii) (ix) (ix) 及び(11)

(ix) (x) (x) 及び(12)

(x) (xi) (xi) 及び(13)

(xi) (xii) (xii) 及び(14)

(xii) (xiii) (xiii) 及び(15)

(xiii) (xiv) (xiv) 及び(16)

(xiv) (xv) (xv) 及び(17)

(xv) (xvi) (xvi) 及び(18)

(xvi) (xvii) (xvii) 及び(19)

(xvii) (xviii) (xviii) 及び(20)

(xviii) (xix) (xix) 及び(21)

(xix) (xx) (xx) 及び(22)

(xx) (xxi) (xxi) 及び(23)

(xxi) (xxii) (xxii) 及び(24)

(xxii) (xxiii) (xxiii) 及び(25)

(xxiii) (xxiv) (xxiv) 及び(26)

(xxiv) (xxv) (xxv) 及び(27)

(xxv) (xxvi) (xxvi) 及び(28)

(xxvi) (xxvii) (xxvii) 及び(29)

(xxvii) (xxviii) (xxviii) 及び(30)

(xxviii) (xxix) (xxix) 及び(31)

(xxix) (xxx) (xxx) 及び(32)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(33)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(34)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(35)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(36)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(37)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(38)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(39)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(40)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(41)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(42)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(43)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(44)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(45)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(46)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(47)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(48)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(49)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(50)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(51)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(52)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(53)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(54)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(55)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(56)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(57)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(58)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(59)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(60)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(61)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(62)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(63)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(64)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(65)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(66)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(67)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(68)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(69)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(70)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(71)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(72)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(73)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(74)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(75)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(76)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(77)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(78)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(79)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(80)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(81)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(82)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(83)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(84)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(85)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(86)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(87)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(88)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(89)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(90)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(91)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(92)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(93)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(94)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(95)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(96)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(97)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(98)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(99)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(100)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(101)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(102)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(103)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(104)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(105)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(106)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(107)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(108)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(109)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(110)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(111)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(112)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(113)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(114)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(115)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(116)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(117)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(118)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(119)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(120)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(121)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(122)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(123)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(124)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(125)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(126)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(127)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(128)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(129)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(130)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(131)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(132)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(133)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(134)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(135)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(136)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(137)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(138)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(139)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(140)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(141)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(142)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(143)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(144)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(145)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(146)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(147)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(148)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(149)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(150)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(151)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(152)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(153)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(154)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(155)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(156)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(157)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(158)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(159)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(160)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(161)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(162)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(163)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(164)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(165)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(166)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(167)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(168)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(169)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(170)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(171)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(172)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(173)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(174)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(175)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(176)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(177)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(178)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(179)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(180)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(181)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(182)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(183)

(xxxi) (xxxii) (xxxii) 及び(184)

(xxxii) (xxxiii) (xxxiii) 及び(185)

(xxxiii) (xxxiv) (xxxiv) 及び(186)

(xxxiv) (xxxv) (xxxv) 及び(187)

(xxxv) (xxxvi) (xxxvi) 及び(188)

(xxxvi) (xxxvii) (xxxvii) 及び(189)

(xxxvii) (xxxviii) (xxxviii) 及び(190)

(xxxviii) (xxxix) (xxxix) 及び(191)

(xxxix) (xxx) (xxx) 及び(192)

(xxx) (xxxi) (xxxi) 及び(

部が仮定する損傷の横方向の範囲内にある場合には、この横置隔壁に隣接する二区画室は、浸水するものとする。船尾隔壁及び船尾タンクの頂部で形成する階段部は、この規則の適用上、階段部ないとみなす。

(e) 主横置隔壁が、仮定する損傷の横方向の範囲内にあり、かつ、二重底又は船側タンクの部分に長さ三メートルを超える階段部を有する場合には、主横置隔壁の階段部に隣接する二重底又は船側タンクは、同時に浸水するものとする。

この船側タンクが一又は二以上の船倉に通ずる穀物用その他の開口を有する場合には、これらの船倉は、同時に浸水するものとする。同様に、液体貨物を運送するために設計された船舶において船側タンクが隣接する区画室に通ずる開口を有する場合には、これらの船倉は、空であり、かつ、同時に浸水するものとする。(この(e)の規定は、開口に閉鎖装置(タンク間の隔壁に取り付けられた仕切弁であつて甲板から制御できるものを除く)が取り付けられている場合にも適用する。船倉に通ずるトップサイド・タンクの開口を除くマンホールのふたであつてボルトにより狭い間隔で定着されたものは、開口のない隔壁と同等とみなす。)

(f) 前後に隣接する二区画室の浸水が想定されている場合には、主横置水密隔壁が有効と認められるためには、主横置水密隔壁が少なくとも $\frac{2}{3}$ 又は十四・五メートルのいづれか小さい方の間隔で設けられていなければならぬ。このような間隔よりも短い間隔で横置隔壁が設けられている場合には、このような間隔を得るために、一又は二以上の隔壁は、存

在しないとみなす。

正であること。

(g) 浸水後の平衡状態は、次のことを条件として、満足すべき状態とする。

(a) 沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水後の最終の水線が、浸水を進行させる可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

これらの開口は、空気管、通風筒及び風雨密の戸 第十一規則の規定に適合するものであるか否かを問わない。)又はハッチ・カバー(第十六規則又は第十九規則(4)の規定に適合するものであるか否かを問わない。)の装備により閉鎖される開口を含む。ただし、第十八規則の規定に適合するマンホール及び平甲板口のふた、第二十七規則(2)に規定する型の貨物ハッチ・カバー、遠隔操作可能な水密滑り戸並びに、敷居が夏期満載喫水線の上方にあることを条件として、操舵機室から主機関区域を隔離する水密ヒンジ戸(迅速に操作可能でありかつ使用されない限り海上において閉鎖されているもの)により閉鎖される開口並びに第二十三規則の規定に適合する開けることのできない舷窓については、除くことができる。

(b) 管、ダクト又はトンネルが(g)に規定する仮定する損傷の範囲内にある場合には、損傷の計算に当たり浸水することとなる区画室以外の区画室への浸水が進行することがないようにしておくこと。

(c) 非対称浸水による横傾斜角が十五度を超えないこと。甲板のいづれの部分も水に没しない場合には、横傾斜角を十七度まで認めることができる。

(d) 浸水後の状態におけるメタセンター高さが

リーボード甲板に鋼その他これと同等の材料のガスケット付き水密部によって閉鎖され

る小さい出入りのみを有するものに対しても、この規則の規定に従つて計算されるフリーボードからその二十五パーセントを減じたフリーボードを指定することができる。

第三十七規則 船橋及びトランクに関する規則

(e) 特定の損傷において浸水すると仮定された区画室の外側の甲板のいづれかの部分が水に没する場合又は浸水後の状態における復原性の余裕について疑わしいと判断する場合には、残存復原性を調査すること。この場合において、復原して曲線が平衡位置から少なくとも二十度の復原力範囲を有し、かつ、この二十度の範囲内における最大の残存復原度が少なくとも〇・一メートルであれば、十分なものとする。この範囲内における復原度が少くとも〇・一メートルであれば、十分なものが得られる。

この範囲内における最大の残存復原度が少くとも〇・一メートルであれば、十分なものが得られる。

リーボード甲板に鋼その他これと同等の材料のガスケット付き水密部によって閉鎖され

る。リーボードからその二十五パーセントを減じたフリーボードを指定することができる。

第三十八規則 船橋及びトランクに関する規則

(f) 主管庁が、浸水の中間段階における復原性が十分であることを確かめること。

(g) 主管庁が、浸水の中間段階における復原性が十分であることを確かめること。

(h) 第四十四規則を次のように改める。

第四章 木材フリー・ボードを指定される船舶に対する特別の要件

第四十規則 最小フリー・ボード

(1) 前段中「(1)の規定」を「(3)の規定」に改める。

第四十四規則 積付け

第四十四規則を次のように改める。

第五章 船舶に対する特別の要件

第五十規則 積付け

(1) 貨物が積み付けられる暴露甲板上の開口は、確実に閉鎖し、かつ、バッテンによつて締め付けなければならない。

通風筒及び空気管は、効果的に保護されなければならない。

(2) 甲板積み木材貨物は、少なくとも、積付けに利用ができる長さの全体、すなわち、船橋間のウエルの全長にわたつて積み付けなければならない。

後端の境界となる船橋がない場合には、木材は、少なくとも最後部のハッチの後端まで積み付けなければならない。

甲板積み木材貨物は、横方向にできる限り船側の近くまで積み付けなければならない。ただ

- (3) 船側に生ずるすき間が幅の平均の四パーセントを超えないことを条件として、ガード・レール、ブルワーケ・ステー、支柱、水先人用出入口その他の障害物のための余裕をとるものとする。木材は、少なくとも低船尾樓以外の船楼の標準の高さまで、できる限り固く積み付けなければならない。
- (4) 冬期に季節冬期帶域にある船舶にあつては、暴風甲板上の甲板積み貨物の高さは、船舶の最大幅の三分の一を超えてはならない。
- (5) 甲板積み木材貨物は、緊密に積み付け、縛り、かつ、定着しなければならない。甲板積み木材貨物は、いかなる場合にも、船舶の航行及び必要な作業を妨げてはならない。
- (支柱)
- (6) 木材の性質により支柱を必要とする場合は、支柱は、船舶の幅を考慮して十分な強さのものでなければならぬ。ただし、支柱の強さは、ブルワーケの強さを超えてはならない。支柱の間隔は、積載する木材の長さ及び性質に応じて適切なものでなければならず、かつ、三メートルを超えてはならない。支柱を定着するためには、堅固な山形材、金属製の受け口又は同等に効果的な装置を備えなければならない。
- (ラッシング)
- (7) 甲板積み木材貨物は、積載する木材の性質に応じて主管庁の認めるラッシング装置により、その全長にわたって効果的に定着しなければならない。(注)
- 注 機関が決議A二八七(IV)として採択し、第三十九回海上安全委員会が改正した甲板積み木材貨物を運送する船舶に関する安全基準を参照すること。

- (8) 第一十五規則(5)の要件のほか、三百五十ミリメートル以下の上下間隔で配置したガード・レール又は保護索を甲板積み貨物の両側に貨物の上方少くとも一メートルの高さまで設けなければならない。
- 更に、船舶の中心線のできる限り近くにも保護索を設ける。この保護索については、調整ねじにより張ったワイヤ・ロープであることが望ましい。すべてのガード・レール及び保護索の支柱については、過度のたわみを防ぐような間隔で配置しなければならない。貨物が平たんでない場合には、安全に歩行することができる幅六百ミリメートル以上の面を貨物上に設け、保護索の下又は近くに効果的に定着しなければならない。
- (9) (8)の要件が実行不可能な場合には、主管庁が認める代替措置をとらなければならない。
- (操舵設備)
- (10) 操舵設備は、貨物により損傷されないように有効に保護しなければならず、かつ、実行可能な限り、近づくことができるものでなければならぬ。主操舵装置の故障のときも操舵することができるよう、効果的な設備を施さなければならぬ。

(復原性) (7) 水分の吸収、着氷その他による重量の増加を必要があるときは考慮し、並びに燃料及び貯蔵品の消費その他による重量の減少を考慮して、航海のあらゆる段階において復原性に十分な余裕を持たせておかなければならない。(注)

注 機関が決議A二八七(IV)として採択し、

第三十九回海上安全委員会が改正した甲板積み木材貨物を運送する船舶に関する安全基準を参照すること。

ばならない。

第四十五規則 フリー・ボーデの計算

(5) 中「第四十規則(7)の規定」の下に「又はキールの上面から夏期木材満載喫水線まで測つた夏期木材喫水を基礎として、第四十規則(8)の規定」を加える。

附屬書II

帶域、区域及び季節期間 第四十六規則 北部季節冬期帶域及び区域

(1) (5) 中「北大西洋季節冬期帶域」の下に「北大西洋季節冬期区域」を、「この帶域から除く」の下に「シエットランド諸島は、北大西洋季節冬期帶域I」と北大西洋季節冬期帶域IIとの限界線上にあるものとみなす。」を加える。

第四十七規則 南部季節冬期帶域

(2) 第四十七規則中「並びにそこからアメリカ大陸の西岸までの南緯二十三度の緯度線とする。」を「そこから南緯二十三度西經七十九度の点までの南緯三十三度の緯度線、そこから南緯四十度西經七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西經七十三度四十一度四十七分西經七十三度五十三分にあるチロエ島のブンタ・コロナ灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西經七十四度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸並びにそこから南緯四十五度四十五分の緯度線、そこから南緯四十五度四十度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸の線、そこから南緯七十四度二十分の子午線並びにそこから南アメリカの西岸までの南緯四十五度四十五分の緯度線を加える。」に改める。

第四十八規則 熱帶域

(2) 中「並びにそこから南緯二十度におけるアメリカ大陸の西岸までの航程線を、「そこから南緯三十二度四十七分西經七十二度の点までの航程線及びそこから南アメリカ大陸の西岸までの南緯三十二度四十七分の緯度線」に、「コキンボ」を

「ヴァルパライソ」に改める。

第四十九規則 季節熱帶区域

(4) (6) 中「東經百一十度までの南緯十五度の緯度線及びそこからオーストラリアの海岸までの東經百二十度の子午線」を「東經百十四度までの南緯十五度の緯度線及びそこからオーストラリアの海岸までの東經百十四度の子午線」に改める。

帶域及び季節区域図

帶域及び季節区域図中、アメリカ合衆国の東岸に沿つた区域を示す「季節冬期帶域」を「季節熱帶区域」に、「季節熱帶」を「季節熱帶区域」に、「西岸」を「東岸」に改める。

同図中、オーストラリアの海岸に接する季節熱帶区域の限界を示す「東經百一十度の線を東經百十度の線に改める。

同図中、夏期帶域の南側の限界を示す「南緯三十度西經七十九度の点からアメリカ大陸の西岸までの南緯三十三度の緯度線を削り、この限界を示す新たな線として、南緯三十三度西經七十九度の点から南緯四十一度西經七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西經七十三度五十三分にあるチロエ島のブンタ・コロナ灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西經七十四度二十分の点までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸の線、そこから南緯四十五度四十度二十分の緯度線を削り、この限界を示す新た

な線として、南緯二十六度西經七十五度の点から南緯三十度の南アメリカの西岸までの南緯三十二度四十七分西經七十二度の点までの航程線及びそこから南アメリカの西岸までの南緯三十二度四十七分の緯度線を加える。

認定書

監査

国际満載喫水線証書(十九四六十八年)及び国际海事機関船舶識別番号の認定書のものと當る。

国际満載喫水線証書の認定

(公の印章)

国际

(国名)

LTP

TP

WIA

国际満載喫水線証書

1988年の認定書により修正された1986年の満載喫水線に関する国際条約に基づき、
_____の政局の権限の下に、
_____が発行する。

船名
(名称)

(国)

LTP

TP

_____の権限を与えられた人又は団体

船名
(名称)

(国)

LTP

TP

_____が発行する。

この証書は、次のことを証明する。
 1 前記の条約の第14条の規定に従つてこの船舶の検査が行われたこと。
 2 檢査により、前記の条約に従つてフリーボードの指定及び前記の満載喫水線の標示が行われたことが確認されたこと。
 この証書は、前記の条約の第14条(1)cの規定による年次検査が行われることを条件として、(注5)まで効力を有する。
 (発行の日付)
 (証書を発行する権限を与えた職員の署名)
 (必要に応じて、当局の印章)
 備考 1 船舶が河川又は内水にある港から出航する場合には、出航点から海洋に至るまでの間に消費する燃料その他の物資の重量に相当する追加の積載が許される。
 2 比重が1である淡水に船舶がある場合には、前記の淡水許容の幅だけ、該当する満載喫水線を水没させることができる。比重が1でない場合には、許容の幅は、1.025と実際の比重との差に比例して定めるものとする。
 注1 船舶の要目は、これに代えて、艤内に横に並べて記載することができる。
 注2 この情報は、決議A.600(5)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。
 注3 該当しないものを抹消すること。
 注4 適用されないフリーボード及び満載喫水線は、証書に記入することを要しない。区画満載喫水線は、任意に証書に記載することができる。

注 5 前記の条約の第19条(1)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同条(8)の規定により改められる場合を除くほか、前記の条約の第2条(9)に規定する検査基準日となる。

年次検査の裏書
前記の条約の第14条(1)(c)の規定により要求される年次検査において、この船舶が前記の条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

前記の条約の第19条(3)の規定を適用する場合における証書の有効期間について発行する証書の有効期間を延長するための裏書
この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(3)の規定に従つて_____まで效力を有するものとする。

更新検査が完了し、前記の条約の第19条(4)の規定を適用する場合における裏書
この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(4)の規定に従つて_____まで效力を有するものとする。

前記の条約の第19条(5)又は(6)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
この証書は、前記の条約の第19条(5)/(6)(注)の規定に従つて_____まで効力を有するものとする。

前記の条約の第19条(8)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

署名
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

注 該当しないものを抹消すること。

国際海事機関船識別番号の登録

国際満載喫水線免除証書

(国名)

(公の印章)
1988年の議定書により修正された1966年の満載喫水線に関する国際条約に基づき、

の政府の権限の下に、
_____ (権限を与えられた人又は団体)
が発行する。

船舶の要目(注1)

船名
船番号又は信号符字

船舶港

第2条(8)に定義された長さ(L)(メートル)

国際海事機関船識別番号(注2)

この証書は、次のことを証明する。

前記の条約の第6条(2)/(4)(注3)の規定によつて与えられた権限に基づき、この船舶が前記の条約の規定の適用を免除されたこと。

前記の規定で第6条(2)の規定に基づいて船舶につきその適用が免除されるものは、
_____である。

第6条(4)の規定に基づく免除が与えられる航海は、
_____から
までとする。

第6条(2)又は(4)の規定に基づく免除が与えられる場合の附帯条件

この証書は、前記の条約の第14条(1)c)の規定による年次検査が行われることを条件として、
(注4)まで効力を有する。

において発行した。

(発行の日付)
(必要に応じて、当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 この情報は、決議A.600(16)として採択された「国際海事機関船識別番号制度」に従つて任意に含めることができ。

注3 該当しないものを抹消すること。

注4 前記の条約の第19条(8)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同条(8)の規定により改められる場合を除くほか、前記の条約の第2条(9)に規定する検査基準日となる。

年次検査の裏書

前記の条約の第14条(1)c)の規定により要求される年次検査において、この船舶がこの免除を与えたときの条件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

(必要に応じて、当局の印章)
署名
(権限を与えられた職員の署名)
場所

日付

年次検査

(必要に応じて、当局の印章)
署名
(権限を与えられた職員の署名)
場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	前記の条約の第19条(5)又は(6)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有效期間を延長するための裏書
		場所 _____	この証書は、前記の条約の第19条(5)／(6)(注)の規定に従つて _____まで効力を有するものとする。
(必要に応じて、当局の印章)		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(8)(c)の規定に基づく検査において、この船舶が前記の条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(3)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(3)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(3)の規定を適用する場合における裏書</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____とする。</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____とする。</p>	
		署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
		場所 _____	場所 _____
		日付 _____	日付 _____
改 正 申 請		<p>(必要に応じて、当局の印章)</p> <p>注 諸該しないものを抹消すること。</p>	
		_____	_____

審査報告書

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十六日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成十九年三月三十日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

国際観光文化都市の整備のための財政上の措

置等に関する法律の昭和五十二年法律第七十一号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和七十二年三月三十一日」を

「平成十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措

法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十六日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を平成十四年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を平成十四年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約一千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円が見込まれている。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約一千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円が見込まれている。

要領書

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措

置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のよう

に改正する。
附則第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

本案施行に要する経費としては、平年度約一千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円の見込みである。

要領書

本法律案は、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額一兆四百億円の中に計上されている。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

この法律は、公布の日から施行する。

附則第十七項中「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項中「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。

第一条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表四の項中「年六・〇パーセント」を「年六・五パーセント」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表一の項目区分の欄中「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金並びに」を削り、同表一の項目区分の欄中「建設」の下に「既存住宅の購入を除く。以下この表において同じ。」を加え、同表一の項目区分の欄中

二 防寒住宅であつて火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を目的とする取地権の土地の住戸の貸付金	住宅の建設費及び借地権の八十万円に相当する金額
---	-------------------------

を

「及び二の項」を削り、同表中三の項を二の項とし、同表第五項中「同法」を「公庫法」に改め、「及び二の項」を削り、「一の項及び五の項」を及び四の項に改め、同表第九項中「及び二の項」を削り、「一の項及び五の項」を削り、同表第十項中「表三の項」を「表一」の項に改める。

第八条の二第一項の表一の項目償還期間の欄中「三十年以内」の下に「主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する災害復興住宅又は地すべり等関連住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内」を加え、同表三の項目償還期間の欄中「十五年以内」の下に「主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する災害復興住宅又は地すべり等関連住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内」を加える。

第十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第五項中「及び二の項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第七項及び第八項を削る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第五百一十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中における当該貸付金の同法第二十一条第一項の表一の項に規定する当初期間の利率は、同表五の項の規定にかかわらず、年五・五パーセント以内で住宅金融公庫の定める率と「においては、当該貸付金を同法第二十一

条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同表四の項の規定を適

用に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成九年十月一日から施行する。

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に關しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第十一條第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一條第一項の表四の項の規定は、平成九年十月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについても、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(住宅金融公庫法の一部を改正する法律の一部改正)

木の存在又は防寒住宅である建物の購入又は賃貸を目的とする取地権の土地の相手当額	二 防寒住宅であつて火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を目的とする取地権の土地の相手当額
---	---

正する。

附則第八項中「及び」の項を削り、「並びに」を「及び」に改める。

審査報告書

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十七日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 楠崎 泰昌

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るために、沖縄と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講じることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成九年度における航空機燃料税の軽減措置による減収見込額は、約三十億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、沖縄が本土復帰後二十五年を迎えるとしている現在もなお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点について配意し、適切な施策を講ずるべきである。

一、沖縄の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努力し、第三次沖縄振興開発計画の諸目標の早期達成に努めること。

二、沖縄の振興を図るに際しては、沖縄県からの国際都市形成構想及び規制緩和等産業振興特別措置に関する要望等に十分配慮しつつ、進めるべし。

三、自由貿易地域の拡充・活性化を図るための施策の検討に際しては、沖縄県の要望等を踏まえつつ、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。

四、返還が決定した米軍施設・区域については、県民の理解を踏まえ、返還の早期実現に最大限の努力を傾注するとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有效地に活用されるよう、適切な措置の実施に向け努めること。

五、(航空機燃料税の軽減)

第十八条の二 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十一号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第七百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く)との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

六、(手数料の軽減)

七、(税關長は、必要があると認めること)

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

第三項の規定により保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が関税法第一百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。

第五十条の二の次に次の二条を加える。
(減価償却の特例)

第五十条の三 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第五十一条(下宿営業を除く。)を削る。

第五十五条第一項中「(昭和二十八年法律第七十号)」を削る。

第五十六条第一項第一号及び第三号並びに第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項中「二十五年」を「三十年」に改める。

第六十条第一項第一号及び第三号並びに第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項中「三十年」を「三十年」に改める。

第六十一条(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第五十五条第一項第一号及び第三号並びに第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項中「三十年」を「三十年」に改める。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中沖縄振興開発特別措置法第十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定は、平成九年七月一日から施行する。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成九年二月一十七日

大蔵委員長 松浦 孝治

参議院議長 斎藤 十郎殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う国際復興開発銀行への追加出資限度額は約四千三百八十九億円であり、このうち、現金出資分二十五億七千三百五十八万六千円が、同銀行出資として平成九年度一般会計予算に計上されている。また、国際開発協会への追加出資限度額は二千三百四億五百一十八万円であり、全額出資国債により払い込むこととしている。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

附帯決議

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成九年度における國の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営を図るために、年次予算に於ける公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

11

前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十三億一千三百万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十二号)の一部を改正する法律案

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

12 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、一千三百四億五百一十八万円の範囲内において、出資することができる。

13 附 則

1) 法律は、公布の日から施行する。

2) 本法律施行に伴い、平成九年度一般会計予算の歳入において、特例公債金として七兆四千七百億円が計上されており、また、同年度一般会計予算歳出において、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れ額から控除する金額は七千二百億円である。

附帯決議

一、費用

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

我が国財政が危機的な状況にあることにからみ、各般の制度の見直しに早急に取り組み、これまで以上に歳出を削減し、公債発行及び残高の大額な減額を目指すこと。

とりわけ特例公債については、世代間負担の公平等の観点から、その発行を極力抑制するとともに早期の償還に努めること。

財政の健全性を確保する観点から、いわゆる隠れ借金の実態を明確にすることとも、その解消に努めること。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

附帯決議

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

を改正する法律

2 この法律において「基盤的技術産業集積」とは、自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域において、基盤的技術産業に属する事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。

3 この法律において「特定基盤的技術の高度化等」とは、特定事業者が次に掲げる措置を行うことにより、当該特定事業者の有する基盤的技術の水準が向上し、又はその適用範囲が拡大することをいう。

4 この法律において「新商品の開発及び生産(製造業以外の業種の場合)」とは、新役務の開発及び提供)である。生産に係る商品(製造業以外の業種の場合)は、提供に係る役務)の構成を相当程度変化させるもの。

5 この法律において「新たな生産の導入」(業種の場合は、新役務の開発及び提供)であって、生産に係る商品(製造業以外の業種の場合)は、提供に係る役務)の構成を相当程度変化させるもの。

6 この法律において「商品の生産等」(業種の場合は、新たな提供の方式)の導入であって、商品の生産(製造業以外の業種の場合)は、役務の提供。第四号及び第五号において「商品の生産等」という)を著しく効率化するもの。

7 この法律において「設備の増設」(業種の場合は、新たな原材料、部品又は半製品の使用であって、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの)

8 この法律において「設備の能率の向上」(業種の場合は、商品の生産等を著しく効率化するもの)

9 この法律において「基盤的技術産業集積の活性化」とは、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。

10 この法律において「特定産業集積」とは、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。

11 この法律において「特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積に係る措置」は、その活性化を図ることが特に必要であると認められる基盤的技術産業集積について、特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

12 この法律に基づく特定中小企業集積に係る措置は、第一号に掲げる特定中小企業集積について、第一号に掲げる事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

13 この法律において「基盤的技術産業集積の活性化」とは、基盤的技術産業集積の存在する地域において特定基盤的技術の高度化等により、当該基盤的技術産業集積の有する機能が強化され、かつ、当該基盤的技術産業集積における事

業の構造が高度化することをいう。

14 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

15 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

16 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

17 この法律において「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

18 この法律において「特定産業集積」とは、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。

19 この法律において「特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積に係る措置」は、その活性化を図ることが特に必要であると認められる基盤的技術産業集積について、特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

20 この法律において「活性化指針」において定めるものとする。

21 特定産業集積の機能に関する事項

22 基盤的技術産業集積の活性化に関する次に掲げる事項

23 基盤的技術産業集積の活性化を促進する措置を講すべき基盤的技術産業集積に関する事項

24 基盤的技術産業のうち基盤的技術産業集積の活性化の上で中核となる業種(以下「中核的業種」という。)に関する事項

25 特定基盤的技術の高度化等の目標の設定に関する事項

26 特定基盤的技術の高度化等に資する施設の整備、特定基盤的技術の高度化等に関する調査研究及びその成果の普及、特定事業者の交流又は連携の推進、特許権その他の

27 工業所有権に関する指導及び情報の提供その他の事業であって、基盤的技術産業集積の活性化を支援するためのもの(以下「基盤的技術産業集積活性化支援事業」という。)に関する事項

域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。

28 この法律において「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該特定中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

29 この法律において「活性化指針」という。は、特定産業集積の活性化に関する指針(以下「活性化指針」という。)を定めなければならない。

30 地域の特性に即した事業の分野であること。

31 当該特定中小企業集積における事業と関連性が高い事業の分野であること。

32 新たな経済的環境に即応した事業の分野であって、次に掲げる要件に該当するものと。

33 イ 当該特定中小企業集積における事業と関連性が高い事業の分野であること。

34 ロ 当該特定中小企業集積の活性化を図ること。

35 とか、その存在する地域の中小企業全体の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

36 この法律において「特定中小企業集積」とは、自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域において、特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

37 この法律において「特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積に係る措置」は、その活性化を図ることが特に必要であると認められる基盤的技術産業集積について、特定基盤的技術の高度化等による基盤的技術産業集積の活性化が図られるよう講ずるものとする。

38 この法律において「活性化指針」において定めるものとする。

39 特定産業集積の機能に関する事項

40 基盤的技術産業のうち基盤的技術産業集積の活性化の上で中核となる業種(以下「中核的業種」という。)に関する事項

41 特定基盤的技術の高度化等の目標の設定に関する事項

42 特定基盤的技術の高度化等に資する施設の整備、特定基盤的技術の高度化等に関する調査研究及びその成果の普及、特定事業者の交流又は連携の推進、特許権その他の

43 工業所有権に関する指導及び情報の提供その他の事業であって、基盤的技術産業集積の活性化を支援するためのもの(以下「基盤的技術産業集積活性化支援事業」という。)に関する事項

3 第二条第五項第六号に掲げる者が特定基盤的

技術の高度化等に関する試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下この章において単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとする場合には、高度化等計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、高度化等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 活性化指針(第四条第二項第一号へに規定する事項に限る。)及び承認基盤的技術産業集積活性化計画に適合するものとする。
- 二 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準を記載すること。

(高度化等計画の変更等)

第八条 前条第四項の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る高度化等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

(高度化等計画の変更等)

第八条 前条第四項の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る高度化等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認特定事業者が前条第四項の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る高度化等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

3 商工組合等がその構成員たる中小企業者によ

る特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るた

めに行う試験研究のための費用に充てるためそ

の構成員に對し負担金の賦課をしようとする場

合には、高度化等円滑化計画に当該負担金の賦

課の基準を記載する」とができる。

4 都道府県知事は、高度化等円滑化計画が次の

各号のいずれにも該当するものであると認める

ときは、その承認をするものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について

(高度化等円滑化計画の承認)

第九条 商工組合、事業協同組合その他の政令で

定める法人(以下この条及び次条において「商工組合等」という。)は、新商品、新役務又は新技

術の研究開発、研修、情報の提供その他の事業

であつてその構成員たる中小企業者による特定

基盤的技術の高度化等の円滑化を図るためにも

の(以下「高度化等円滑化事業」という。)を実施

しようとするときは、その高度化等円滑化事業

に関する計画(以下「高度化等円滑化計画」とい

う。)を作成し、当該特定基盤的技術の高度化等

に係る基盤的技術産業集積活性化促進地域を管

轄する都道府県知事の承認を申請することがで

きる。

2 都道府県知事は、承認高度化等円滑化商工組

合等が前条第四項の承認に係る高度化等円滑化

計画(前項の規定による変更の承認があつたと

きは、その変更後のもの。以下「承認高度化等

円滑化計画」という。)に従つて高度化等円滑化

事業を実施していないと認めるときは、その承

認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について

準用する。

(地域振興整備公団の行う特定基盤的技術高度

化等促進業務)

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び

公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のな

い範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を

行うこと」とができる。

一 基盤的技術産業集積活性化促進地域におけ

る工場用地若しくは業務用地の造成又は工場

若しくは事業場の整備並びに当該工場用地、

当該業務用地、当該工場又は当該事業場の賃

貸その他の管理及び譲渡

二 前項第一号の規定により公団が行う工場用

地若しくは業務用地の造成又は工場若しくは

事業場の整備と併せて整備されるべき公共の

用に供する施設及び当該工場用地、当該業務

積活性化計画に適合するものであること。

一 当該商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定基盤的技術の高度化等の円滑化によるために有効かつ適切なものであること。

三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

一 基盤的技術産業集積活性化促進地域において、工場用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務

用地(基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務

の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務

官 報 (号 外)

用地、当該工場又は当該事業場の利用者の利用に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸便による他の管理及び譲渡

三 基盤的技術産業集積の活性化のために必要な調査

四 第一号及び第二号の業務に関する技術的援助並びに基盤的技術産業集積の活性化ための計画の策定に係る技術的援助

(公団法の特例)

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第一項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「特定産業集積活性化法」という)第十二条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十二条第一項に規定する業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは、「同項第八号の業務並びに特定産業集積活性化法第十二条第一項第一号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は特定産業集積活性化法第十二条第一項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務(以下「工業再配置業務」という。)とあるのは「第一号及び第二号の業務、特定産業集積活性化法第十一

一条に規定する業務並びに第十九条の二の規定による投資で特定産業集積活性化法第一条第三

項に規定する特定基盤的技術の高度化等の促進に係るもの(以下「工業再配置等業務」という。)」

と、公団法第二十五条第一項及び第二項並びに

第二十三条の一第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十二条」とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十三条 産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務

(産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務)

第十四条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」と

いう。)第四十条第一項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特

定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の

業務を行う。

一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金の調達を図るために

行つたために必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法の特例)

第十四条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第一項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の

業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措

置法(以下「特定産業集積活性化法」という。)第

十三条第一号の業務」と、特定施設整備法第六

十三条第二号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定産業集積活性化法第十三条」とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百

一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、高度化等計画の承認を受けた中小企業者(以下「承認高度化等中小企業者」という。)のうち資本

の額が一億円を超える株式会社が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金の調達を図るために

発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

二 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小

企業投資育成株式会社の適用については、同

法第五条第一項第一号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法

律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普

通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい

う。)の保険関係であつて、基盤的技術産業集積

関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証

であつて、承認高度化等中小企業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化商工組合等が承認高度化等円滑化計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化事業を実施するための措置を行つたために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化商工組合等が承認高度化等円滑化計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化事業を実施するための措置を行つたために必要な資金に係るもの

企業投資育成株式会社の適用については、同

法第五条第一項第一号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法

律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普

通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保

保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい

う。)の保険関係であつて、基盤的技術産業集積

関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証

であつて、承認高度化等中小企業者が承認高度化等円滑化計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行つたために必要な資金に係るもの

又は承認高度化等円滑化事業を実施するための措置を行つたために必要な資金に係るもの

2 普通保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険)においては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、基盤的技術産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十七条 承認基盤的技術産業集積活性化計画において基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という)であつて、当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第一条第一項の中の「第一項から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規

定中「借り入れ」とあるのは、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金の借り入れ」とする。

(中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第十八条 承認高度化等円滑化計画に定める研究開発員が承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八百八十五号)第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該構成員は、当該研究開発の成

果の利用に係る事業を営むものとみなす。

2 第九条第四項の承認を受けた事業協同組合が、承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行うため、その組織を変更して協業組合になる場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定の適用については、同項中「協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつてゐる事業協同組合若しくは事業協同組合又は企業組合」とあるのは「特定産業集積の活性化に関する法律第九条第四項の承認を受けた事業協同組合」と、当該事業協同組合若しくは事業協同組合又は企業組合又は企業組合が行なつてゐる事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号

第三章 特定中小企業集積活性化計画

第十九条 特定事業者であつて、承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた基盤的技術産業集積活性化促進地域において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた中核的業種に属する事業を行つもの(資本の額若しくは出資の総額が十億円以下の会社又は中小企業者(以下この項において「特別事業者」という。)であつて、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けているものとして主務大臣の認定を受けたものに限る。)のうち、基盤的技術産業集積活性化促進地域において事業を行つ他の特別事業者と第二条第三項第一号から第三号までに掲げる特定基盤的技術の高度化等のための措置を行なうとして第七条第一項の規定により高度化等計画の承認を共同して申請し、同条第四項の承認を受けたものが、承認高度化等計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 第二条第五項第六号に掲げる者であつて第七条第四項の承認を受けたもの又は承認高度化等円滑化商工組合等(以下「特定基盤的技術産業組合等」という。)が、承認高度化等計画で定める賦課の基準(次項及び第四項において単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対して、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところによ

(課税の特例)

第十九条 特定事業者であつて、承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた基盤的技術産業集積活性化促進地域において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた中核的業種に属する事業を行つもの(資本の額若しくは出資の総額が十億円以下の会社又は中小企業者(以下この項において「特別事業者」という。)であつて、経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けているものとして主務大臣の認定を受けたものに限る。)のうち、基盤的技術産業集積活性化促進地域において事業を行つ他の特別事業者と第二条第三項第一号から第三号までに掲げる特定基盤的技術の高度化等のための措置を行なうとして第七条第一項の規定により高度化等計画の承認を共同して申請し、同条第四項の承認を受けたものが、承認高度化等計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(地域的な雇用構造の改善のための措置との総合的な実施)

第二十条 国は、基盤的技術産業集積の活性化に係る措置と職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置などを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定中小企業集積活性化計画

第十二条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一項第一号に該当すると認められるもの」として、特定中小企業集積の活性化に関する計画(以下「特定中小企業集積活性化計画」という。)を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 特定中小企業集積活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

り、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 特定基盤的技術産業組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 特定基盤的技術産業組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

官 報 (号 外)

- 二 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその存在する地域

二 当該特定中小企業集積に係る特定分野

三 特定分野に係る事業に関する田原

四 特定中小企業集積活性化支援事業を実施する者及び特定中小企業集積活性化支援事業の内容

五 その他特定中小企業集積の活性化の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、特定中小企業集積活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、特定中小企業集積活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その特定中小企業集積活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第一項第一号に該当し、かつ、活性化指針(第四条第二項第三号)に規定する事項に限る。次号から第四号までにおいて同じ。)に適合するものであること。

二 その特定中小企業集積活性化計画に係る特定分野が第三条第二項第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

三 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が活性化指針に適合するものであること。

四 その他活性化指針に照らして適切なものであること。

5 通商産業大臣は、特定中小企業集積活性化計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 都道府県は、特定中小企業集積活性化計画が

- （特定中小企業集積活性化計画の変更）
第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十二条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた特定中小企業集積活性化計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

- 4 第二条第五項第六号に掲げる者が特定分野での進出に伴う試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下この章において単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができ
る。

都道府県知事は、進出計画が次の各号のいづれ

- 「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であってその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためにの(以下「進出円滑化事業」という。)を実施しようとするとときは、その進出円滑化事業に関する計画(以下「進出円滑化計画」という。)を作成し、当該特定分野への進出に係る特定中小企業

- 3 第二条第五項第八号に掲げる者が特定分野への進出に伴う試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下この章において単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、進出計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針(第四条第一項第三号へに規定する事項に限る。)及び承認特定中小企業渠等活性化計画に適合するものであること。

二 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(進出計画の変更等)

第一十四条 前条第四項の承認を受けた中小企業者(以下「承認進出中小企業者」という。)は、当該承認に係る進出計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認進出中小企業者が前条第四項の承認に係る進出計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認進出計画」という。)に従つて特定分野への進出を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(進出円滑化計画の承認)

第二十五条 商工組合、事業協同組合その他の政令で定める法人(以下この条及び次条において「法人」といふ。)は、

- 「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他事業であつてその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためのもの(以下「進出円滑化事業」という。)を実施しようとするときは、その進出円滑化事業に関する計画(以下「進出円滑化計画」という。)を作成し、当該特定分野への進出に係る特定中小企業集積活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 進出円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 一 進出円滑化事業の目標
 - 二 進出円滑化事業の内容及び実施時期
 - 三 進出円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 商工組合等がその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために行う試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出円滑化計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、進出円滑化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

 - 一 活性化指針(第四条第一項第二号)へに規定する事項に限る。)及び承認特定中小企業集積活性化計画に適合するものであること。
 - 二 当該商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定分野への進出の円滑化を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする

る場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(進出円滑化計画の変更等)

第二十六条 前条第四項の承認を受けた商工組合等(以下「承認進出円滑化商工組合等」という。)は、当該承認に係る進出円滑化計画を変更しようとするとときは、その承認をした都道府県知事が前条第四項の承認に係る進出円滑化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認進出円滑化計画」という。)に従つて進出円滑化事業を実施していく

² 都道府県知事は、承認進出円滑化商工組合等が前条第四項の承認に係る進出円滑化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認進出円滑化計画」という。)に従つて進出円滑化事業を実施していく

いと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業投資育成株式会社法の特例等の規定の準用)

第二十七条 第十五条から第十八条まで及び第十九条第二項から第四項までの規定は、承認進出中小企業者又は承認進出円滑化商工組合等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項 (高度化等計画の承認を受けた中小企業者 〔以下「承認高度化等中小企業者」とい う。〕)	進出計画の承認を受けた中小企業 〔以下「承認進出中小企業者」とい う。〕
第十六条第一項 (同項の表以外 の部分に限る。)	承認進出計画
基盤的技術産業集積関連保証	承認高度化等計画
特定基盤的技術の高度化等のための措置	特定分野への進出
承認高度化等計画	承認進出計画
特定基盤的技術の高度化等のための措置	承認進出計画
承認高度化等計画	承認進出計画
基盤的技術産業集積関連保証	承認進出計画
第十六条第一項 (同項の表第三条第一項 の表第一項に限る。)	承認進出計画
特定基盤的技術の高度化等のための措置	承認進出計画
承認高度化等円滑化計画	承認進出計画
高度化等円滑化事業	進出円滑化事業
基盤的技術産業集積関連保証	中小企業集積関連保証
第十六条第一項 (同項の表第一項を除く。)	第二十七条规定する第十六条第一項に規定する中小企業集積関連保証
並びに第十六条第一項 及び第二条第二項	第二十七条规定する第十六条第一項に規定する中小企業集積関連保証

第十七条 承認基盤的技術産業集積活性化計画

承認特定中小企業集積活性化計画

第五条第四項 基盤的技術産業集積活性化支援事業

特定中小企業集積活性化計画

第二十一条第四項 承認進出円滑化計画

承認進出円滑化計画

第十八条第一項 第十九条第四項

第十九条第二項 承認高度化等円滑化計画

承認進出円滑化計画

第十条第二項 第二十六条第二項

第十九条第二項 承認高度化等円滑化計画

承認進出円滑化計画

第十九条第二項 承認高度化等円滑化計画

承認進出円滑化計画

第十九条第二項 第二十九条第一項
及び第二项第三項

承認高度化等円滑化計画

承認進出円滑化計画

第四章 雜則

(資金の確保)

第二十八条 国及び地方公共団体は、承認特定事業者が承認高度化等計画に従つて特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な

資金、承認高度化等円滑化商工組合等が承認高

度化等円滑化計画に従つて高度化等円滑化事業

を実施するためには必要な資金、承認進出中小企

業者が承認進出計画に従つて特定分野への進出

を行つたために必要な資金及び承認進出円滑化商

工組合等が承認進出円滑化計画に従つて進出円

滑化事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(施設の整備)

第二十九条 国及び地方公共団体は、承認基盤的技術産業集積活性化計画及び承認特定中小企業集積活性化計画の達成に資するために必要な施設の整備の促進に配慮するものとする。

(指導及び助言)

第三十条 国及び都道府県は、承認特定事業者若

しくは承認進出中小企業者(第二十三条において「承認事業者」という。)又は承認高度化等円滑化商工組合等若しくは承認進出円滑化商工組合等(同条において「承認商工組合等」という。)に対し、承認高度化等計画に係る特定基盤的技術の高度化等のための措置若しくは承認進出計画

に係る特定分野への進出(同条において「特定事業活動」という。)又は承認高度化等円滑化計画に係る高度化等円滑化事業若しくは承認進出円滑化計画に係る進出円滑化事業(同条において「特定円滑化事業」という。)を適確に行なうことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第三十一条 文部大臣及び通商産業大臣は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定事業者による特定基盤的技術の高度化等及び特定中小企業集積活性化促進地域における中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために必要があると認めるときは、研究開発に關し、当該特定事業者及び当該中小企業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定事業者による特定基盤的技術の高度化等及び特定中小企業集積活性化促進地域における中小企業者による特定分野への進出に伴つて新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。(国際経済環境等の考慮)

第三十二条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに當たっては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、これらの環境と調

和のとれた特定産業集積の活性化が図られるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第三十三条 都道府県知事は、承認事業者又は承認商工組合等に対し、特定事業活動又は特定円滑化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(連絡及び協力)

第三十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、第三十一条の規定の施行に當たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣)

第三十五条 第四条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、活性化指針のうち、特定中小企業集積の活性化に係る部分については通商産業大臣、その他の部分については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とする。

2 第五条第一項、第四項及び第五項における主務大臣は、基盤的技術産業集積活性化計画に係る基盤的技術産業集積に運輸大臣が所管する事業を行なう者が含まれる場合においては通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とし、その他の場合においては通商産業大臣及び建設大臣とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から十年以内に廃止するものとする。

(特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止)

第三条 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四年法律第四十四号)は、廃止する。

4 第十九条第一項における主務大臣は、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、同項に規定する特別事業者が行う基盤的技術産業に属する事業を所管する大臣とする。

(事務の委任)

第三十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)

第三十七条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から十年以内に廃止するものとする。

(特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止)

第三条 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四年法律第四十四号)は、廃止する。

(特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による廃止前の特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「この条例」といふ。)第五条第四項、第七条第四項又は第九条第四項の規定により承認を受けた活性化計画、進出計画又は円滑化計画(それぞれの計画について変更の承認があつたときは、その変更後のもの。)については、それぞれ特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「旧法」といふ。)第十一條第四項、第十二條第四項、第十三條第四項又は第二十五条第四項の規定により承認を受けた特定中小企業集積活性化計画、進出計画又は進出円滑化計画とみなす。

2 旧法第十三条又は第十四条の規定の適用を受けてこの法律の施行前に成立している保険関係については、施行日から、それぞれ新法第二十七条において準用する新法第十六条又は第十七条の規定の適用を受けて成立している保険関係とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

(基金の持分の払戻しの特例)

第五条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にか

かわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びの附則の規定によりなお従前の例によることされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十六号中「並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十条第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産」を「、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第十九項」とし、第十七項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げ、第二十二項を第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 指定都市等は、事業所用家屋で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第八条第二項に規定する承認高度化等計画で政令で定めるもの(平成十一年三月三十一日までに同法第七十六条)第四十条第二項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産並びに特定産業集積の活性化に関する臨時措置法平成九年法律第一号)第十一條第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する土地」に改める。

第五百八十六条第一項第十三号を次のように改める。

十三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する承認高度化等計画で政令で定めるものに従つて実施され

る同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる同項に規定する特定基盤的技術の高度化等のための措置のうち政令で定めるものに係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの及び同法第二十二条第四項の規定による承認を受けた同法第一条第五項に規定する中小企業者が当該承認に係る同法第二十三条第一項の進出計画に従つて行う同項の特定分野への進出後の事業の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第三十二条の三第六項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第七項中「第二十項」を「第十九項」とし、第十五項から第二十一項を第十五項とし、第十七項から第二十一

への進出」という。後の事業及び承認進出計画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの(これらの事業に係る承認もしくは、当該日の属する年の四月一日の属す

る年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度までの土地に対しても課する特別土地保有税に

ついては、なお従前の例による。

2 新地方税法第五百八十六条第二項第十三号の規定期(土地の取得に対して課する特別土地保有税に課する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新地方税法の規定中新増設に係る事業所税(新地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(新地方税法の一部改正)

八十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八条前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第五百八十六条第一項において「承認進出計画」という。)に係る特

定分野への進出(以下本項において「特定分野

第十三号の規定(土地に対する課する特別土地

保有税に関する部分に限る。)は、施行日の属す

る年の翌年(当該日が一月一日である場合にお

いては、当該日の属する年の四月一日の属す

る年度以後の年度分の土地に対して課する特別

土地保有税について適用し、当該年度の前年度

までの土地に対して課する特別土地保有税に

ついては、なお従前の例による。

(中小企業厅設置法の一部改正)

八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の六を次のように改め

る。

七の六 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第八号)の施行に

関する」と。

(建設省設置法の一部改正)
第十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の五の次に次の「号」を加える。
措置法(平成九年法律第
号)の施行に
関する事務を管理する」と。

審査報告書

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律
案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
労働委員長 勝木 健司

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度の技能等を有する労働者を
雇用する事業所が集積し、かつ、産業構造の変
化等経済上の理由による雇用状況の悪化やその
おそれのある地域について、地域雇用開発の促
進を図るため、労働者の高度の技能等を活用し
た雇用機会の創出及びこれに必要な能力開発の
推進等の措置を講ずるものであって、妥当な措
置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度
一般会計予算(労働省所管)に約十一億千八百万
円が、労働保険特別会計予算の雇用勘定に約十
六億六千八百万円がそれぞれ計上されている。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

れる地域に」に改め、同項第三号の二の次に次の
一号を加える。

三の三 高度技能活用雇用安定地域 高度技能
労働者を雇用する事業所が集積している地域

のうち、当該地域内に所在する相当数の事業
所に關し産業構造又は国際経済環境の変化そ
の他の経済上の理由(漁業をめぐる国際環境
の変化を含む。)により製品又は役務の供給の
減少を余儀なくされ、これに伴い雇用に関す
る状況が悪化しており、又は悪化するおそれ
があると認められる地域であつて、当該地域
内に居住する求職者、当該地域内に所在する
事業所に雇用されている労働者等に關し第四
章の三に定める地域雇用開発のための措置を
講ずる必要があるものとして労働大臣が指定
する地域をいう。

第二条第一項第四号中「需要構造」を「景気の変
動」に、「その他の」を「の急激な変化その他」に、
「雇用に関する状況が急速に悪化しており、又は
悪化する」を「一時に相当数の離職者が発生してお
り、又は発生する」に改める。

10 第二条第一項に次の一項を加える。

第五条第一項第三号の三の規定による指定は、第四
章の三に定める措置を講ずべき期間を付してす
るものとする。この場合において、当該期間を
延長し、又は短縮する必要があると認められる
ときは、当該期間は、延長し、又は短縮するこ
とができるものとする。

八項とし、同條中第六項を第七項とし、第五項を
第六項とし、第四項の次に次の「項」を加える。

5 第一項第三号の三の規定による指定は、第四
章の三に定める措置を講ずべき期間を付してす
るものとする。この場合において、当該期間を
延長し、又は短縮する必要があると認められる
ときは、当該期間は、延長し、又は短縮するこ
とができるものとする。

第一章 地域雇用開発指針並びに地域雇用機
会増大計画及び地域雇用環境整備計画」を「第二章
地域雇用開発指針並びに地域雇用機会増大計
画、地域雇用環境整備計画及び地高技能活用
雇用安定計画」に改める。

第二条第一項中「及び雇用環境整備地域」を
「、雇用環境整備地域及び高度技能活用雇用安
定地域」に改め、同條第二項中「及び雇用環境整備
地域」を「雇用環境整備地域及び高度技能活用雇用
安定地域」に、「及び第七条の二第一項の地域雇用
環境整備計画」を、第七条の二第一項の地域雇用

官 報 (号 外)

環境整備計画及び第七条の二第一項の地域高度技能用雇用安定計画」に改める。

第七条第一項中「」に、の下に「当該雇用機会

増大促進地域に係る」を加え、「次条を除き、」を削る。

第七条の一第一項中「(ア)と(イ)」の下に「当該特定運用機会不足地域に係る費用」と「(ウ)の費用」の二

「廻用機全ノ足場は保る」を加え、「この多にれ
て」を削る。

第二章中第七条の二の次に次の二条を加える。

第七条の三 都道府県は、その区域内の高度技能（地域高度技能活用雇用安定計画）

「活用雇用安定地域」として、当該高度技能活用雇

用安定地域に係る地域雇用開発の促進に関する
計画(以下「地域高度技能活用雇用安定計画」と

いう。)を策定することができる。

2 地域高度技能活用雇用安定計画においては、
当該高度技能活用雇用安定地域について次に掲

げる事項を定めるものとする。

一 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二、高度技能労働者に係る雇用に関する状況

三 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地殻構造開発の目標に関する

第十一章 事項

四 前号に規定する地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3
めの方策に限らぬ事項
地域高度技能活用雇用安定計画は、地域雇用

開発指針に即するものでなければならぬ。

都道府県知事は、地場高度扶持雇用安定計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ

め、当該高度技能活用雇用安定地域内の地域を管轄する市町村長の意見を聞くものとする。

都道府県は、地域高度技能活用雇用安定計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

前二項の規定は、地域高度技能活用雇用安定計画の変更について準用する。

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発のための措置

一 地域雇用開発のための助成及び援助

二十一条の五 政府は、地域高度技能活用雇用安定計画で定める当該高度技能活用雇用安定地城における地域雇用開発を促進するため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第百三十三条の能力開発事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、若しくは高度技能活用雇用安定地域内において必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、かつ、高度技能活用雇用安定地域求職者を雇い入れる事業主又は職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を活用した地域雇用開発を図るための調査研究を行う事業主団体（高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所の事業主を直接又は間接の構成員とするものであつて労働省令で定める要件に該当するものをいう。）に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

一 高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されている高度技能労働者その他

の労働者又は当該事業所に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。)として雇用されることとなつてゐる者(次項において「内定者」という。)について、職業に関し新たに必要な高度の技能及び知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる当該事業所の事業主(労働者を雇用していない事業主にあっては、この号の措置を講じた後、労働者を雇入れたものに限る。)に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 前項第一号の助成及び援助を行つに當たつては、同号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、雇用保険法第六十三条の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(準用)

第二十一条の六 第九条及び第十二条の規定は、高度技能活用雇用安定地域について準用する。

この場合において、第九条中「地域雇用機会増大計画」とあるのは「地域高度技能活用雇用安定計画」と、第十二条中「雇用機会増大促進地域求職者」とあるのは「高度技能活用雇用安定地域求職者」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項中「雇用環境整備地域」の下に「、高度技能活用雇用安定地域」を加える。

第二十六条第一項中「第一条第七項及び第八項」を「第二条第一項第三号の二及び同条第八項から第十項まで」に改め、同条第一項中「第七条の二第

一項の」を削り、「同条第一項第一号」を「第七条の二第二項第一号」に改め、同条第三項中「第二条第十一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め、「第二条第十一项」の下に「第二十二条の六及び」を加える。

第二十七条中「第十条」の下に「第二十四条において準用する場合を含む。」を、「第二十二条の下に「第二十二条の六及び」を加え、「これらの規定を」を削り、「同条第五項前段の規定により付された期間」の下に「同項後段の規定によりその期間が延長され、又は短縮されたときは、当該延長され、又は短縮された後の期間」、同条第六項前段の規定により付された期間」を加え、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(緊急雇用安定地域に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際の法律による改正前の地域雇用開発等促進法(以下「旧法」という。)第二条第一項第四号の緊急雇用安定地域に該当していた地域については、この法律の施行の日に、この法律による改正後の地域雇用開発等促進法(以下「新法」という。)第二条第六項前段の規定により、旧法第二条第五項の規定により付された期間を付して、新法第二条第一項第四号の規定による指定をしたものとみなす。

(船員保険法の一改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ一二ノ三第一項第一号口中「第

官 報 (号)

二条第一項第九号」を「第一条第一項第八号」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の五中「又は緊急雇用安定地域」を「若しくは緊急雇用安定地帯」に改める。

別表第一第二十一号の五中「又は緊急雇用安定地帯」を「若しくは緊急雇用安定地帯」に、「又は改正の立案」を「若しくは改正の立案又は高度技能活用雇用安定地域の指定」に、「又は地域雇用環境整備計画」を「地域雇用環境整備計画又は地域高

度技能活用雇用安定計画」に改める。

別表第一第二十一号の五中「又は地域雇用環境整備計画」を「地域雇用環境整備計画又は地域雇用高度技能活用雇用安定計画」に改める。

第五条 地域雇用環境整備計画又は地域雇用高度技能活用雇用安定計画」に改める。

備計画」を「地域雇用環境整備計画又は地域雇用高度技能活用雇用安定計画」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第五条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一十二条の二第一項第一号口中「第一条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

官 報 (号)

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十七日

法務委員長 統 訓弘

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正

迅速な処理を図るために、裁判所の職員の定員を増加しよとするものであつて、妥当な措置と認められる。

本法施行に伴う経費として、平成九年度一般会計予算に二億五千六百九十七万三千円が計上されている。

一、費用

会計予算に二億五千六百九十七万三千円が計上されている。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成九年度一般会計予算に二億五千六百九十七万三千円が計上されている。

一、費用

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第一十二条の二第一項第一号口中「第一条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第一十二条の二第一項第一号口中「第一条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十七日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成八年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業で平成四年四月一日以降平成九年三月三十一日まで特別的に実施されているもののうち平成八年七月二十六日までに着手した未完了の事業等について、平成十四年三月三十一日までの間、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第一十二条の二第一項第一号口中「第一条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第一十二条の二第一項第一号口中「第一条第一項第九号」を「第二条第一項第八号」に改め

る。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一 前号に掲げるもののほか、平成八年度以前の実施状況等に照らし平成九年度以降においても実施することが特に必要と認められるものとして政令で定めるもの

前項ただし書に定めるもののほか、平成十四年三月三十一日において、現に経過措置対象事業のうち教育の充実に関する事業で政令で定めるものにより奨学金の貸与を受けている者について、同項本文に規定する期間の経過に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

総務庁設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成九年二月二十七日

内閣委員長 鎌田 要人
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化、効率化を図るとの観点から、公務員制度審議会を廃止するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

参議院議長 斎藤 十朗殿

総務庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立大学院大学を新設で定めることとし、政策研究大学院大学を新設とともに、名古屋大学医療技術短期大学部、三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部に統合するほか、国立大学の大学院に置かれる研究科に附属の教育施設又は研究施設を置くとする規定を置くこととし、あわせて、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、平成九年度国立学校特別会計予算に十一億六百六十九万五千円が計上されている。

三、附 則

第四条第四十一号から第四十三号までの規定中「老人」を「高齢者」に改める。
第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

二十八 削除

第四条第二十八号を次のように改める。

第十条第五項中「第二十八号」を「二十七号」に改め、同条を第九条とする。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成九年二月二十七日

文教委員長 清水嘉与子

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化、効率化を図るとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

参議院議長 斎藤 十朗殿

第三条の見出し中「位置等」を「位置」に改め、同条第一項中「位置及び学部(筑波大学)にあつては、名称及び位置」を「及び位置」に改め、同項の表学部の欄を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の国立大学(筑波大学を除く)に置く学部の名称は、政令で定める。

3 第二項中「北陸先端科学技術大学院大学」を「政策研究大学院大学」に改め、同条第二項中「北陸先端科学技術大学院大学」を「政策研究大学院大学」に改める。

4 第三条の四第二項の表名古屋大学医療技術短期大学部の項及び三重大学医療技術短期大学部の項を削り、同表中「長崎大学商科短期大学部」を「長崎大学医療技術短期大学部」に改める。

大学部	長崎県	長崎大学	を	長崎大学医療技術短期大学部
				長崎大学商科短期大学部

第五条第一項中「学部及び」の下に「大学院に置く研究科並びに」を加える。

第七条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の学群は、教育上の目的に応じて組織するものとし、その種類は、政令で定める。

3 第一項の学群で政令で定めるものに、文部省令で定めるところにより、それぞれ数個の学類を置く。

官 報 (号 外)

附則第三項中「設置された」の下に「第一号に掲げる」を加え、「国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるもの」を第二号に掲げる国立大学に置かれた医学に関する学部で政策で定めるものの及び第三号に掲げる国立大学に置かれた歯学に関する学部で政令で定めるものに、「二万四人」

附
則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一 附則第三項の改正規定のうち「二万四人」を
「二万八十二人」に改める部分 平成九年四月
一日

を「二万八十二人」に改め、

第三条の四第二項の表の改正規定(名古屋大学医療技術短期大学部の項を削除部分を除く。)及び附則第三項の規定 平成十二年四月一日

鹿鳴館大佐高愛香鳴徳岡
屋兒崎分崎賀知媛川門島山
体島医医大医医大医教大人
育大科科学科科学科育学
大学大大齒大医大人齒前
学齒学学学学学学学学
学部 部 部 部

四 第二条の四第一項の表の改正規定のうち名古屋大学医療技術短期大学部の項を削る部分及び附則第四項の規定 平成十三年四月一日（政策研究大学院大学の学生の入学）

政策研究大学院大学は、平成十二年度から学生を入学させるものとする。

(三) 重大学医療技術短期大学部及び長崎大学

一 旭川医科大学、図書館情報大学、筑波大

3
二重大学医療技術専門学校としての運営方針
科短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日

医科大学、兵庫教育大学、島根医科大学、鳴門教育大学、香川医科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医科大学、宮崎医科大学

（名古屋大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）

三 岡山大学、徳島大学、長崎大学及び鹿児島 大学

平成九年三月二十八日 参議院会議録第十四号

国立学校設置法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

平成九年三月二十八日 参議院会議録第十四号

第一回
明治三十五年三月三十一日可

発行所
虎ノ門二〇五
大蔵省印刷局 東京都港区
電話
03(3587)4294
定価
(本体一部
送
料三三〇〇五円
別)